

平成 28 年度  
個人住民税検討会報告書

平成29年3月

総務省自治税務局市町村税課



個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

おお 大	やま 山	みず 水	ほ 帆	川口市理財部次長兼市民税課長
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	一橋大学大学院法学研究科准教授
たか 高	はし 橋	くに 邦	お 夫	豊島区区民部税務課長
たけ 武	だ 田	けん 健	ぞう 三	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役
はやし 林		ひろ 宏	あき 昭	関西大学経済学部教授
(座		長)		
はら 原	だ 田	ひろ 大	き 樹	京都大学大学院法学研究科教授
ふく 福	だ 田	あけ 明	み 美	日本電気株式会社番号事業推進本部シニアエキスパート
まつ 松	やま 山	まさ 正	お 男	地方税電子化協議会システム部長
むろ 室		ゆう 雄	じ 司	横浜市財政局主税部税務課長

## 検討経過

- 平成28年 8月 2日 第1回
- ・経済社会構造の変化を踏まえた個人住民税の今後のあり方
  - ・マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化
  - ・特別徴収税額通知（納税義務者向け）及び納税通知書の電子化
  - ・個人住民税の現年課税化
- 平成28年 9月 27日 第2回
- ・委員からの発表（マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握等について）
  - ・地方団体からの発表（所得捕捉調査の概要）
  - ・個人住民税における特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について
- 平成28年10月 27日 第3回
- ・委員からの発表（特別徴収税額通知（納税義務者向け）の電子化等）
  - ・個人住民税における特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について
  - ・委員からの発表（個人住民税の現年課税化について）
- 平成29年 3月 29日 第4回
- ・平成28年度個人住民税検討会報告書案について

## 目 次

第 1	個人住民税の現年課税化についての検討	1
1	個人住民税の現年課税化に係るこれまでの議論	3
2	現年課税化の切替年度における税負担のあり方について	8
3	今後の課題	18
第 2	特別徴収税額通知（納税義務者用）等の電子化	19
1	特別徴収税額通知の電子化に係る議論の背景	21
2	本年度の個人住民税検討会における検討	22
3	今後の課題	31
第 3	マイナンバー制度の導入による課税事務の 効率化・適正化	33
1	マイナンバー制度開始に伴う課税事務への影響	35
2	マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握	37
3	所得情報提供における住民登録外課税者への対応	40
(参考) 第 1	個人住民税の現年課税化に関する資料	49
第 2	特別徴収税額通知（納税義務者用）等の 電子化に関する資料	69
第 3	マイナンバー制度の導入による課税事務の 効率化・適正化に関する資料	95



# 第1 個人住民税の現年課税化 についての検討





## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 1 個人住民税の現年課税化に係るこれまでの議論

#### (1) これまでの経緯

個人所得課税において、給与等は原則として、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

この個人住民税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者や企業、地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

この課題に対し、個人住民税の現年課税化については、古くは「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月政府税制調査会）において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

近年においても、政府税制調査会が平成17年6月にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

また、本年度の国会においても、個人住民税の現年課税化が取り上げられ、IT化の進展やマイナンバーの導入を踏まえ、個人住民税の現年課税化の検討を進めるべきとの議論が行われた。

なお、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」（第7条第2号ニ（3））とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

個人住民税の現年課税化については、これまで関係団体から様々な意見が寄せられている。

東京地方税理士会（神奈川県と山梨県の税理士会）からは、「平成27年度税制改正に関する意見書（平成26年3月）」の中で、「源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。」という意見が、また、日本商工会議所からは、「平成29年度税制改正に関する意見（平成28年9月14日）」の中で、「個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。」といった意見が、さらに、全国町村会からは、「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望（平成26年7月3日）」の中で、「個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。」といった意見が寄せられている。

## （2）本検討会におけるこれまでの議論と個人住民税の現年課税化に係る論点

上述のとおり、個人住民税の現年課税化については古くから議論されてきている問題であり、本検討会においても、これまで継続的に個人住民税の現年課税化の導入について、議論を行ってきた。

その際、税の徴収という極めて実務的な問題であり、抽象的・理念的な検討では課題等がはっきりしないと考えられることから、個人住民税の現年課税化を行うとした場合に考えられる具体的な方式案（①所得税方式、②市町村精算方式）に基づいて実際に個人住民税の現年課税を行った場合を想定し

て、それぞれ実務上発生するとみられる負担とその対応策について検討を行ってきた。

これまでの本検討会において議論されてきた個人住民税の現年課税化に係る論点（所得税方式の場合）は、以下のとおりである。

### 【特別徴収義務者の事務負担】

#### ① 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 現在、住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に市区町村が行っている課税団体の確定について、特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要があるが生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。（仮に、新たに1月1日現在の住所地が記載された申告書の提出を義務付け、住民票の添付を求めることとすると、納税義務者の負担となる。）
- ・ 年の途中で雇用された者（新入社員、アルバイト・パート等）については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種（小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い職種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等）にとって、大きな負担となるのではないか。

#### ② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

### ③ その他

- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、現年課税化する場合でも、給与支払報告書の提出は必要であり、この面での特別徴収義務者の事務負担の軽減は難しいのではないか。

#### 【納税義務者の事務負担】

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者（給与所得以外の所得のある者、医療費控除や寄附金税額控除等のある者及び年末調整ができない短期間雇用の従業員等）は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、超過課税等を反映させた住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

#### 【市区町村の事務負担】

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、現年課税化する場合でも、市区町村の事務（システム経費等を含む）の大幅な削減は難しいのではないか。

#### 【切替年度の税負担】

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。
- ・ 仮に、2年分の課税を行わない場合、所得の発生時期を調整することが

可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか。

- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間の不公平が生じるのではないか。

昨年度の検討会においては、所得税方式を基にして、マイナンバー利用開始後の企業と市区町村に発生する事務負担や、負担軽減策も含めた現年課税化のあり方を中心に実務的な観点から議論を行うとともに、切替年度の取扱いについても議論を行った。

切替年度の取扱いについては、昨年度とりまとめた報告書の「今後の課題」において、「切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分（例えば、税額の高い年度分）を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況にはない。」と指摘したところである。

### （3）本年度の個人住民税検討会における検討

本年度の検討会では、昨年度、「今後の課題」として指摘した切替年度の税負担に関する論点を中心に議論を行った。本報告書は、その検討内容を取りまとめたものである。

なお、本検討会において、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとする。このほか、地方税においては、「地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」を「特別徴収」と定義している（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第9号）ところであるが、個人住民税に現年課税を導入し、その源泉徴収を行うことについては、現行の個人住民税における特別徴収と区別するため、「源泉徴収」という用語を用いることとする。ただし、源泉徴収を行う義務を負う者は、特別徴収を行う義務を負う者と同様であることから、引き続き「特別徴収義務者」という用語を用いることとする。

## 2 現年課税化の切替年度における税負担のあり方について

### (1) 切替年度における税負担に係る課題

現行の翌年度課税から現年課税に移行する場合、制度の切替年度に課税対象となる所得は、切替前年の所得と切替年の所得の2ヶ年度分存在することとなる。この切替前後の所得に対し、どのように課税するのかという切替年度に特有の問題が生じる。

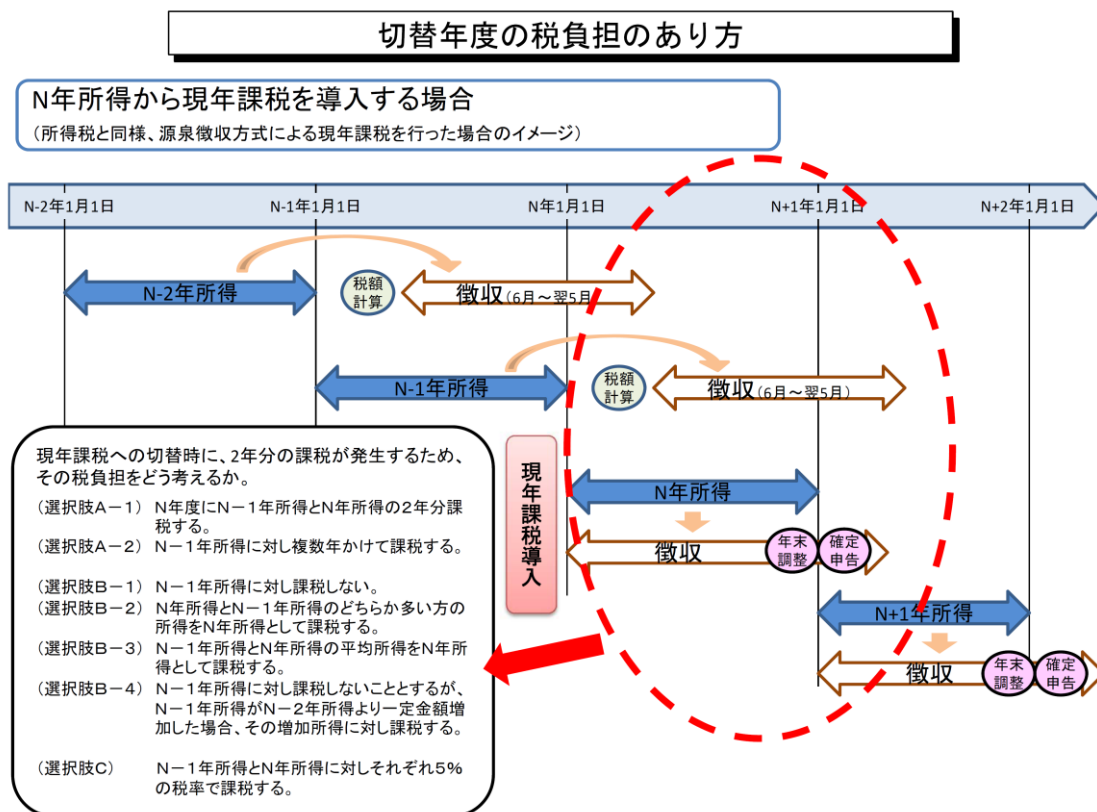
この点、①所得が発生すれば分け隔てなく応分の税負担を求めるべきという考え方を重視する観点から、従来の課税方法によるものと切替後の課税方法によるものの2年分の税負担を何らかの形で求めることとするか、②税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めるものであるとする観点から、基本的に1年分の所得に対する水準で課税していく形に調整することとするか、大きく2つの考え方があり、具体的には、様々な課税方法が考えられる。

本検討会においては、この切替年度における税負担に係る対応策として、以下の選択肢について議論を行った。

- < 選択肢A-1 > N年度にN-1年所得とN年所得の2年分課税する。
- < 選択肢A-2 > N-1年所得に対し複数年かけて課税する。
- < 選択肢B-1 > N-1年所得に対し課税しない。
- < 選択肢B-2 > N-1年所得とN年所得のどちらか多い方の所得をN年所得として課税する。
- < 選択肢B-3 > N-1年所得とN年所得の平均所得をN年所得として課税する。
- < 選択肢B-4 > N-1年所得に対し課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する。
- < 選択肢C > N-1年所得とN年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する。

< 選択肢A >は、所得が発生すれば分け隔てなく応分の税負担を求めるべきという観点から、2年分の税負担を求めるという考え方を前提とした案で

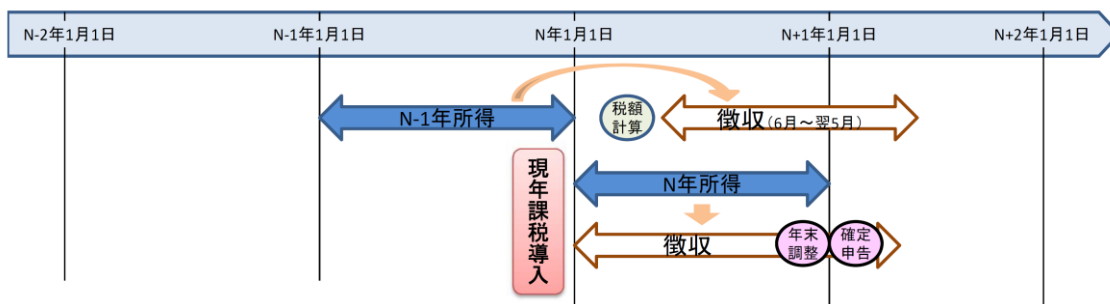
あり、＜選択肢B＞は、税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めるものであるとする観点から、基本的に1年分の所得に対し課税するという考え方を前提とした案である。＜選択肢C＞は、両方の考え方を踏まえた案である。



## (2) 切替年度の税負担のあり方に係る選択肢と課題

### ＜選択肢A-1＞

N年度にN-1年所得とN年所得の2年分課税する。



【考え方】

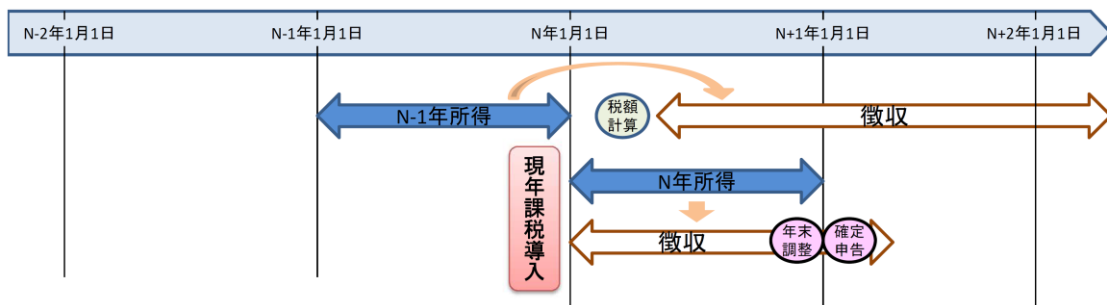
所得が発生すれば分け隔てなく応分の税負担を求めべきという観点から、従来の課税方法によるものと切替後の課税方法によるものの2年分の税負担を求めることとするものである。

【課題】

- ・ 年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
- ・ N年度において、N-1年所得に対する特別徴収とN年所得に対する源泉徴収の事務が併存することとなり、特に特別徴収義務者の事務が煩雑となるとともに、混乱が生じるおそれがある。

< 選択肢A-2 >

N-1年所得に対し複数年かけて課税する。



【考え方】

所得が発生すれば分け隔てなく応分の税負担を求めべきという観点から、2年分の税負担を求めることとし、N年度における個人の税負担が大幅に増えないよう、N-1年所得について複数年かけて課税することとするものである。

【課題】

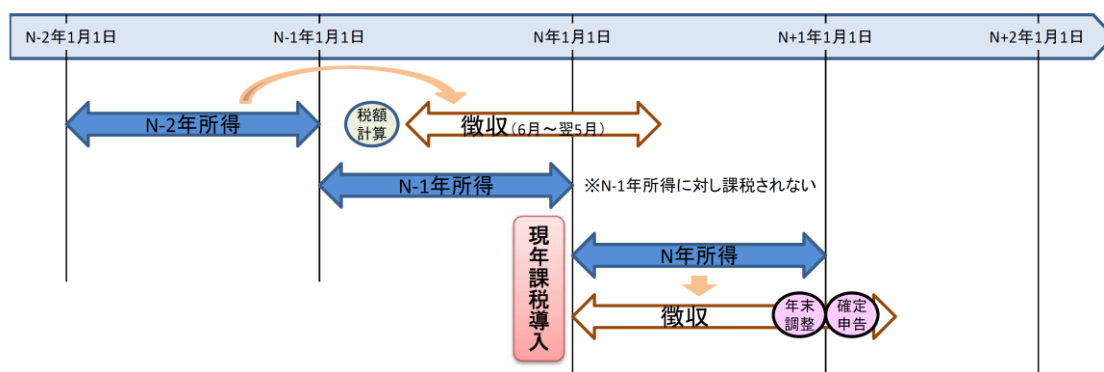
- ・ 年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。
- ・ 定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も税負担が生じる場合がある。



- ・ N-1年所得に対し複数年かけて課税することとなるため、どのように賦課徴収するのか検討が必要。(仮に、普通徴収により徴収する場合、課税庁である市区町村の事務負担(納税義務者の捕捉や納税通知書の送付等)が増えることとなる。)

### < 選択肢B-1 >

N-1年所得に対し課税しない。



### 【考え方】

税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めるものであるとする観点から、N年所得のみ課税し、N-1年所得に対しては課税しないこととするものである。

### 【課題】

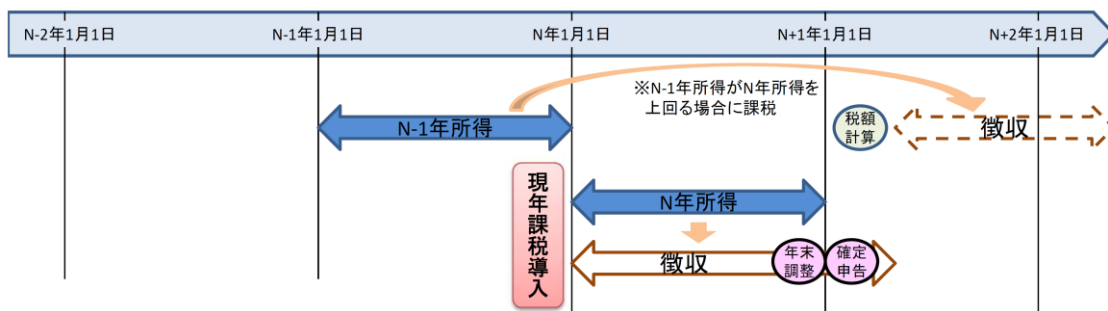
- ・ 長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることとなる。また、例えばN-1年に退職する場合等、N年所得がない場合、税負担の増加について配慮する必要がないにも関わらず減税となる。
- ・ 所得の発生時期を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、課税されないN-1年に所得を発生させることで税負担を免れることが可能となる。また、このためこれらの所得に係る売買がN-1年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与える可能性がある。
- ・ N-1年所得に課税しないこととすると、地方団体の税務部局にお

いて、N-1所得を捕捉する必要がなくなるが、その場合、社会保障制度等で活用できなくなる。

- ・ 年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により税負担が大きく変わり、納税義務者間で不公平が生じる。
- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間で不公平が生じる。

### < 選択肢B-2 >

N-1年所得とN年所得のどちらか多い方の所得をN年所得として課税する。



### 【考え方】

税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めるものであるとする観点から、1年分の所得に対してのみ課税することとし、所得の発生時期の調整により税負担を免れることを防ぐため、N年所得とN-1年所得のどちらか多い方の所得をN年所得として課税することとするものである。

課税方法としては、N年所得に対し源泉徴収を行った上で、N-1年所得がN年所得を上回る場合に、その上回る所得に対し、別途課税することが考えられる。

### 【課題】

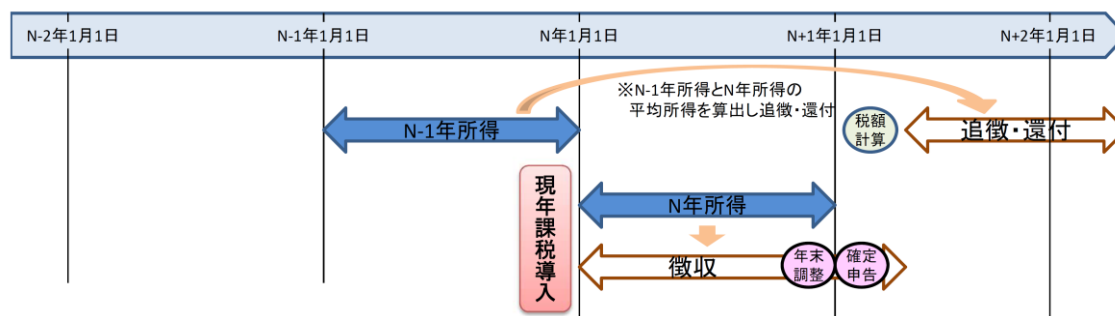
- ・ 長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることとなる。
- ・ 所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動

産) について、N-1年とN年に所得の発生を分散させることで税負担の軽減を図ることが可能となる。また、このためこれらの所得に係る売買がN-1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。

- N年所得よりN-1年所得の方が多い場合、N-1年所得の発生から課税まで1年半以上の期間を要することとなる。
- 課税庁である市区町村の事務負担（N-1年所得とN年所得の調整、納税通知書の発送等）が増えることとなる。特に、N-1年1月1日とN年1月1日の住所地が異なる者について、N年所得の課税団体が、N-1年1月1日の住所地の市区町村に所得情報を照会する必要がある。
- 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間で不公平が生じる。

### < 選択肢B-3 >

N-1年所得とN年所得の平均所得をN年所得として課税する。



### 【考え方】

税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めるものであるとする観点から、1年分の所得に対してのみ課税することとし、所得の発生時期の調整により税負担を免れることを防ぐため、N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税することとするものである。

課税方法としては、N年所得に対し源泉徴収を行った上で、N年所得

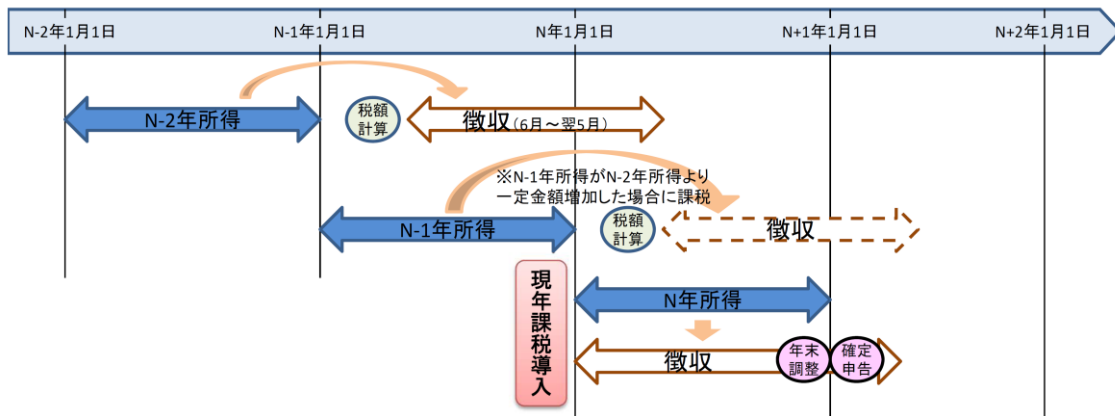
が確定した段階で、N－1年所得とN年所得の平均所得から税額を算出し、納付額との差額について、追徴又は還付を行うことが考えられる。

**【課題】**

- ・ 長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることとなる。また、例えばN－1年に退職する場合等、N年所得がない場合、税負担の増加について配慮する必要がないにも関わらず減税となる。
- ・ 所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、平均所得を用いるN－1年とN年に所得を発生させることで税負担の軽減を図ることが可能となる。また、このためこれらの所得に係る売買がN－1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。
- ・ 課税庁である市区町村の事務負担（N－1年所得とN年所得の調整、追徴又は還付（ほぼ全ての納税義務者に発生））が大幅に増えることとなる。特に、N－1年1月1日とN年1月1日の住所地が異なる者について、N年所得の課税団体が、N－1年1月1日の住所地の市区町村に所得情報を照会する必要がある。
- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間で不公平が生じる。

<選択肢B－4>

N－1年所得に課税しないこととするが、N－1年所得がN－2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する。



### 【考え方】

税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めるものであるとする観点から、基本的に1年分の所得に対してのみ課税することとし、所得の発生時期の調整により税負担を免れることを防ぐため、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税することとするものである。

これは、昭和22年に所得税が完全現年課税化した際に創設された増加所得税を参考としたものである。

### 【課題】

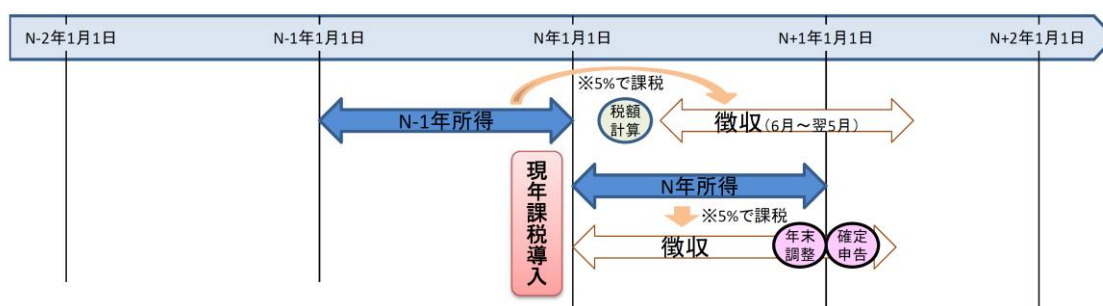
- ・ 長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることとなる。また、例えばN-1年に退職する場合等、N年所得がない場合、税負担の増加について配慮する必要がないにも関わらず減税となる。
- ・ 所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、N-2年とN-1年に所得の発生を分散させることで税負担の軽減を図ることが可能となる。また、このためこれらの所得に係る売買がN-2年とN-1年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。
- ・ 課税庁である市区町村の事務負担（N-2年所得とN-1年所得の調整）が増えることとなる。特に、N-2年1月1日とN-1年1月1日の住所地が異なる者について、N-1年所得の課税団体が、N-2年1月1日の住所地の市区町村に所得情報を照会する必要がある。

ただし、増加所得への課税は、現行の課税と同じスキームで行うことができ、＜選択肢B－2＞及び＜選択肢B－3＞より事務負担の増加は少ないと考えられる。

- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ（退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない）、世代間で不公平が生じる。

### ＜選択肢C＞

N－1年所得とN年所得に対しそれぞれ5％の税率で課税する。



### 【考え方】

所得が発生すれば分け隔てなく応分の税負担を求めろべきという観点から、2年分の税負担を求めろという考え方と税負担は行政サービスの提供に必要な財源を賄うために求めろものであるとする観点から、基本的に1年分の所得に対し課税するろという考え方の双方を踏まえ、N－1年所得とN年所得の両方に課税することとする一方、N－1年所得とN年所得に対し適用される税率を5％とすることろで、個人の税負担が増えろないようにするものである。

### 【課題】

- ・ 長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることとなる。また、例えばN－1年に退職する場合やN年に新規採用される場合等、N－1年所得又はN年所得のいずれかの所得しかない場合、税負担の増加について配慮する必要がないにも関わらず減税となる。
- ・ 所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動

産)について、税率が低いN-1年とN年に所得を発生させることで税負担の軽減を図ることが可能となる。また、このためこれらの所得に係る売買がN-1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。

- ・ N年度において、N-1年所得に対する特別徴収とN年所得に対する源泉徴収の事務が併存することとなり、特に特別徴収義務者の事務が煩雑となるとともに、混乱が生じるおそれがある。
- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合には、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。

### (3) まとめ

切替年度の税負担については、現年課税の導入が決定され、基本的なスキームが固まった段階で、制度の詳細を含め最終的に判断されるべき問題であるが、引き続き、国民の経済活動や地方財政への影響等、様々な観点から検討を深めていくべきである。

本検討会においては、

- ・ 担税力に応じて行政サービスにかかる経費を分担するという住民税の理念からしても、ある年度を課税しないという方式は世代間の損得という議論を巻き起こすのではないか。
  - ・ N-1年所得に対し課税しないこととした場合、所得の発生時期を調整することができる譲渡所得等について、税負担を免れることができってしまう。〈選択肢B-4〉は、その点对応することができる。
  - ・ 全地方団体への納税を1ヶ所に一括でできる共用システムが整備されれば、〈選択肢C〉のような難しい税額計算も対応できるようになるのではないか。
  - ・ 仮に切替年度に税が余計に徴収されることになれば、従業員が節税のために就労調整を行うおそれがあり、一時的な人手不足をもたらす懸念があり、スムーズな切替ができるか疑問がある。
  - ・ 制度変更に伴い、世代間に不公平が生じることは当然あり得ることであり、納税者の理解を全く得られないものではないのではないか。
- といった意見があった。

### 3 今後の課題

本年度の検討会では、切替年度の税負担における論点について、複数の選択肢を示すとともに、それぞれの選択肢における課題について整理を行った。切替年度の税負担については、国民の税負担に大きく影響を与えるものであることから、引き続き、丁寧に検討を行っていく必要がある。

また、個人住民税の現年課税化について、これまで本検討会においては、所得税方式を基として、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの懸念事項を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後さらに議論を深めていくことが必要であると考えられる。その際には、本検討会で洗い出された論点について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、これまでの検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。



## 第2 特別徴収税額通知(納税義務者用) 等の電子化



## 第2 特別徴収税額通知（納税義務者用）等の電子化

### 1 特別徴収税額通知の電子化に係る議論の背景

個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する場合には、特別徴収義務者を指定した上で、毎年5月31日までに、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者とこれを經由して納税義務者に通知しなければならないものとされている（地方税法第321条の4）。

特別徴収税額通知については、平成28年5月に特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子送付が可能となるまでは全て書面により行われていたため、給与支払者である企業は、従業員が所在する各市区町村から送付されてくる通知を整理し、毎月の特別徴収税額を管理するために企業内システムへ入力するとともに、従業員に対して紙で交付するという事務が生じていた。

これらの事務負担に対し、平成23年度の検討会において、番号制度導入にあたっての国民、事業者の負担軽減と利便性の向上についての議論が行われ、民間出身の委員を中心に、番号制度を活用した特別徴収税額通知の電子化による通知関連事務の負担軽減を求める意見が出された。

特別徴収税額通知の電子化については、平成24年度の検討会でも引き続き検討が行われ、報告書において以下のとおりとりまとめられた。

- ・ オンライン化法に基づく総務省令において、地方税法第13条及び第43条がオンライン化の対象として規定されていることにより、特別徴収税額通知については原則書面通知とされているものの、オンラインにより電子的に行うことも可能と解される。
- ・ しかしながら、オンライン化法は、発信点と到達点が1対1でつながれていることを前提としており、特別徴収義務者を經由した納税義務者への通知については、オンライン化法の対象とはならない。
- ・ なお、特別徴収税額通知については、地方税法施行規則の様式で市町村長の押印をすることとされており、オンラインで行うにあたっては、電子署名を付すことが求められると解される。
- ・ また、事実上納税義務者が通知書を各種証明に使用していることなどから、書面による交付を希望する納税義務者や、そもそも電子的な通知の受領ができない納税義務者がいることも想定され、これらに配慮し、管理をするためには市区町村、特別徴収義務者双方に過大な事務負担を生じることとなる。

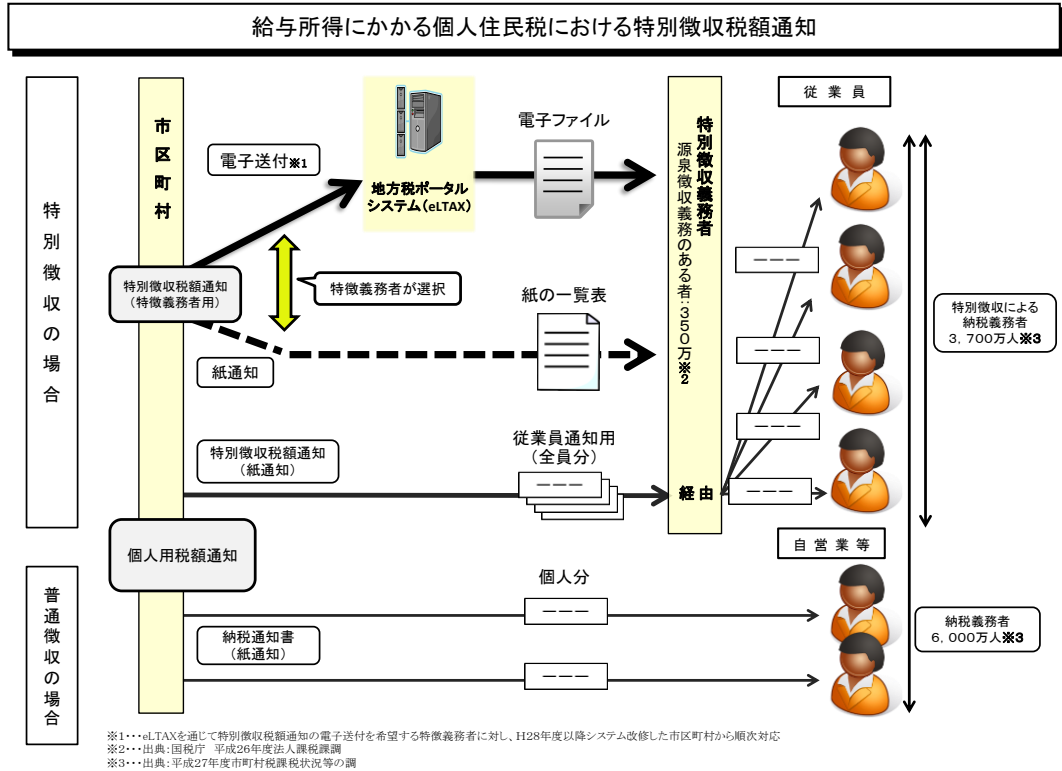
- ・ 特別徴収義務者の負担の観点からは、特別徴収義務者を介さずに直接通知を送付できるようにすることが理想的であるが、そのためには、現在、特別徴収義務者を經由することとされている制度自体の見直しが必要であるとともに、納税義務者本人に電子的に通知を行うための仕組みが必要となる。
- ・ そのような仕組みとして、番号制度導入後、マイポータル（現在のマイナポータル）により、国民一人一人がインターネットで情報を確認できるようになることが想定されており、このマイポータルを納税義務者への通知先として活用することが考えられ、特別徴収義務者を經由して行う現在の制度の在り方と合わせて、引き続き検討を行うこととすべきである。なお、その際の留意点としては、以下が挙げられる。
  - 番号制度が定着し、全国民が利用可能な状態となっていることが必要
  - 課税資料への番号記載が正確になされ、市町村が確実に正確な番号を保有していることが必要
  - 普通徴収の納税義務者への納税通知書の扱いとの均衡を考慮することが必要
  - 個人住民税の現年課税化を行う場合には、特別徴収税額通知自体が不要となる
- ・ 光ディスク等の媒体の使用が縮小するなかで、事務負担も考慮すれば、原則 e L T A X に限定する方向とすべきと考えられる。
- ・ また、今後の課題としては、市区町村、特別徴収義務者、納税義務者が一斉に対応する「一斉性」が担保されない限り、紙通知と電子通知の2重管理が生じ、電子化による費用対効果のメリットが十分得られない可能性がある。
 

しかしながら、全ての特別徴収義務者、納税義務者に対して電子的な通知への対応を求めるのは、現状等に鑑みれば困難であり、市区町村の対応については、システム改修等に一定の期間を要するが長期的には全ての市区町村が対応することが望ましい。

## 2 本年度の個人住民税検討会における検討

平成28年5月から可能となった特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化の積極的な推進とあわせて、本年度の検討会では、これまでに行った検討を踏まえつつ、特別徴収義務者及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の方向性についての議論

を行った。本報告書は、その検討内容を取りまとめたものである。



## (1) 検討の視点

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の方向性については、平成24年度の検討会において議論された、29年度から地方団体の運用が開始されるマイナポータルを活用した方法を改めて検討するとともに、事務負担の軽減、将来的な利用率の向上という観点から、その他の導入可能な方法についても広く検討を行うこととした。

### ① 事務負担の軽減

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の実現により、情報管理の正確性と効率性の向上が図られることはもとより、市区町村や特別徴収義務者における通知関連事務負担が軽減される必要があるため、書面通知と電子通知の二重管理による負担増の程度など、実務面での事務処理についてよく分析する必要がある。

## ② 将来的な利用率の向上

マイナポータルやその他の電子的手段（e L T A X等）による方法を検討するにあたっては、今後の利用率の見込みを十分に考慮する必要がある。例えば、マイナポータルであれば、将来的には、全国民が利用可能な状態となることが期待されるものの、短期的にはその普及が課題となる。

また、電子化を進めて行くためには、利用者にとって利便性が高く、情報処理に関する知識や技能のレベルに関わらず全国民が利用しうる仕組みであることが必要となる。

## （2）地方団体の意見

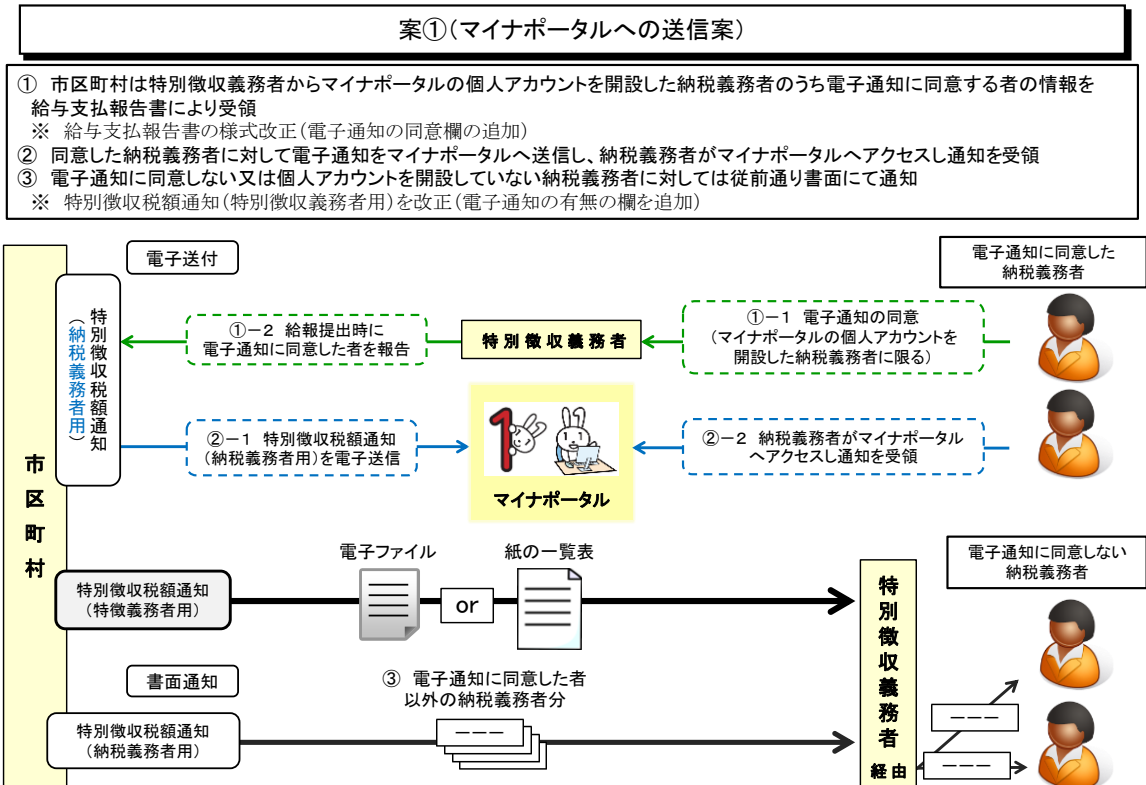
検討にあたっては、28年6月に地方団体に対して行った「個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）等の電子通知化」アンケート調査の結果も参考とした。なお、地方団体からの意見は、おおむね以下のとおりであった。

- ・ 地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知（納税義務者用）及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。
- ・ 地方団体が考える電子化の主なメリットは、「市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減」や「特別徴収義務者の事務負担の軽減（納税義務者へ交付する必要がなくなる）」、「個人情報保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減（マイナポータルへ直接送付する場合）」などであった。
- ・ 一方で、地方団体からは特別徴収税額通知（納税義務者用）の早期電子化の導入については、書面と電子通知の二重管理が生じることで事務負担が大きくなることや個人情報保護、真正性の確保などの観点から慎重な意見も多かった。

## 3 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の方向性

特別徴収の実務に係る現状や地方団体からの意見などを踏まえ、現在、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化が可能な方法として、本検討会においては、以下の3案について検討を行った。

(1) マイナポータルへの送信 (案1)



【概要】

- ① 市区町村は、特別徴収義務者から、マイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子通知に同意する者の情報を給与支払報告書により受領する。
- ② 同意した納税義務者に対して、特別徴収税額通知（納税義務者用）をマイナポータルへ送信し、納税義務者はマイナポータルへアクセスし、同通知を受領する。
- ③ 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては、従前通り書面にて通知する。

【メリット】

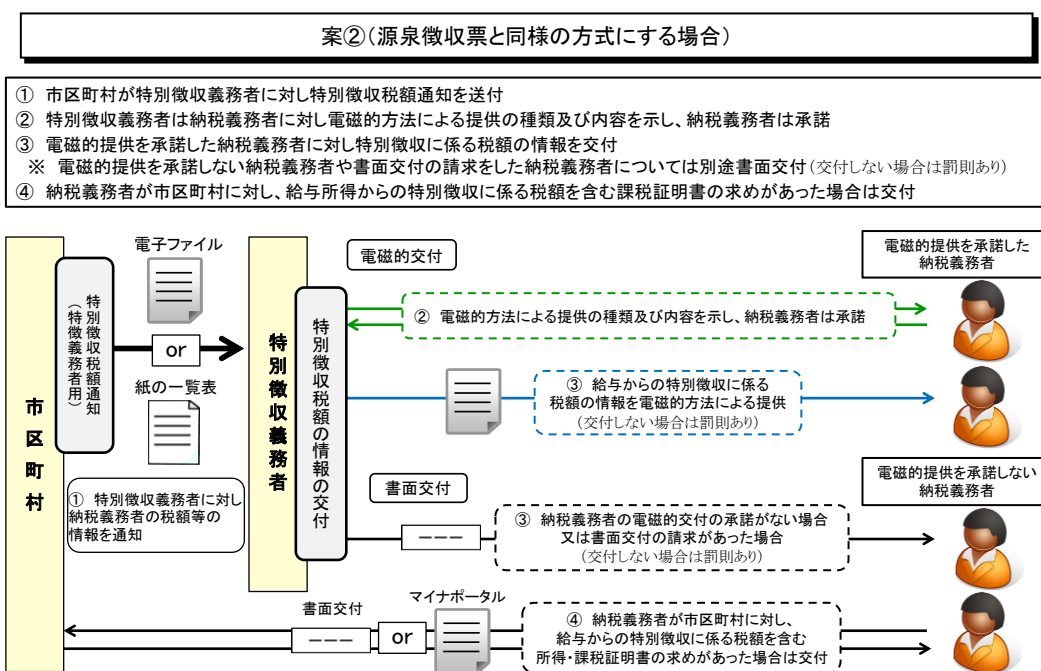
- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子通知することで、特別徴収義務者に見られることなく、かつ、確実に到達できる。

- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの人アカの開設が推進されれば、) 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、すでに可能となっている特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上も期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等を減少できる。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。(ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。)

【デメリット】

- マイナポータルが普及するまでは、対象者が一部の納税者に限られるため、導入効果が低くなる。
- 市区町村のシステム改修(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加など)のコストが大きくなる。
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理に係る事務負担について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者についても、毎年、従業員における電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。

(2) 源泉徴収票と同様の方式(案2)





## 【概要】

- ① 市区町村が特別徴収義務者に対し、特別徴収税額通知を送付する。
- ② 特別徴収義務者は、納税義務者に対し、電磁的方法による提供の種類及び内容を示して、納税義務者は承諾する。
- ③ 特別徴収義務者は、電磁的提供を承諾した納税義務者に対し、特別徴収に係る税額の情報を交付する。
- ④ 納税義務者から市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む所得・課税証明書の求めがあった場合は、市区町村から納税義務者に対して所得・課税証明書を交付する。

## 【メリット】

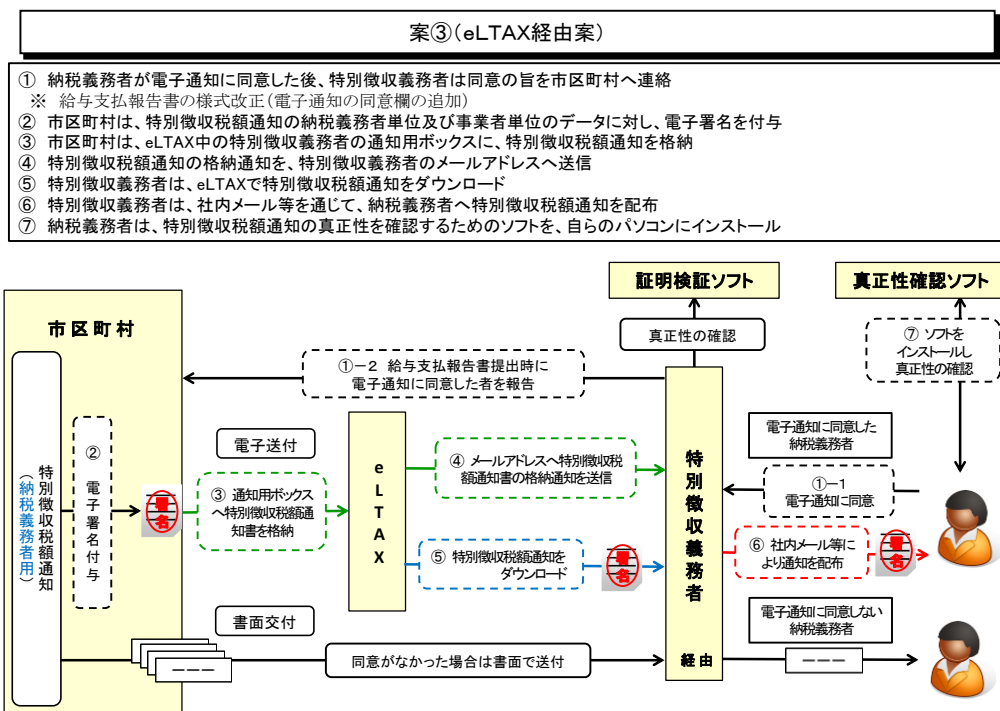
- 市区町村の事務負担は減少する。
  - ・ 特別徴収税額通知（納税義務者用）の印刷・マスキングのコストが発生しない。
  - ・ 特別徴収税額通知（納税義務者用）が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化率の向上も期待できる。

## 【デメリット】

- 特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることになるため、事務負担が増加する。（電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。）
- 現行の特別徴収税額通知（納税義務者用）と比べ、情報量が減少（基本的に税額のみ）するため、社会保障手続きにおいて所得・課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途、所得・課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。（ただし、平成29年からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続きにおいて証明書を添付する必要は大幅に減少する見込みである。）
- 賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について
  - ・ 賦課税目である個人住民税にあって、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。

- ・ 課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

### (3) eLTAX経由 (案3)



#### 【概要】

- ① 納税義務者が特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子通知に同意した後、特別徴収義務者は、同意の旨を市区町村へ連絡する。
- ② 市区町村は、特別徴収税額通知の納税義務者単位及び事業者単位のデータに対し、電子署名を付与する。
- ③ 市区町村は、eLTAX中の特別徴収義務者の通知用ボックスに、特別徴収税額通知を格納する。
- ④ 市区町村は、特別徴収税額通知の格納通知を、特別徴収義務者のメールアドレスへ送信する。
- ⑤ 特別徴収義務者は、eLTAXで特別徴収税額通知をダウンロードす

る。

- ⑥ 特別徴収義務者は、社内メール等を通じて、納税義務者へ特別徴収税額通知（納税義務者用）を配布する。
- ⑦ 納税義務者は、特別徴収税額通知（納税義務者用）の真正性を確認するための検証ソフトを、社内（自宅）のパソコンにインストールして、真正性を確認する。

#### 【メリット】

- 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知書の電子化が可能となる。また、電子化のメリットも大きくなることから特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化率の向上も期待できる。
- 特別徴収義務者が納税義務者に対し、特別徴収税額通知書（納税義務者用）を郵送している場合、電子通知対象者分のコスト等を減少できる。

#### 【デメリット】

- 納税義務者のプライバシーを保護するためには、電子的にマスキング処理をすることが必要であるが、技術的、費用的に可能か。
- 納税義務者が通知書の真正性を確認するためには、納税義務者が社内（自宅）のパソコン等に検証ソフトをインストールする必要があるため、一定の負担がかかる。（システムによっては、本人確認の上で事前に利用者登録が必要となる場合もありうる。）
- 市区町村のシステム改修（同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与など）のコストが大きくなる。
- 市区町村の事務は、電子通知・書面通知対象者の二重管理の事務負担について純増となり、特別徴収義務者については、毎年、電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

#### (4) 方向性についての委員からの意見

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化の方向性として、提案した上記3つの案について、委員からは以下のような意見があった。

- ・ 特別徴収税額通知の電子及び紙の混在による運用の複雑化を回避するためには、（同通知書（納税義務者用）を電子化する場合、）極力希望制を取り止め、電子申告により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対して、同通知書（特別徴収義務者用）を電子的に提供するとともに、（同時に）同通知書（納税義務者用）を特別徴収義務者経由で電子通知することと整理できれば、市区町村の情報の管理が簡素化されるとともに、事業者側も通知の電子化に対応しやすくなるか。
- ・ 特別徴収義務者は、市区町村から送付される特別徴収税額通知（納税義務者用）を紙で処理するための仕分け作業や各従業員への発送事務、送付コストなどが大きな負担となっており、電子的な提供に前向きな意見がある一方で、企業数の9割以上を占める中小規模の特別徴収義務者においては、ITの利用率は高くないため、引き続き、紙による通知を希望する声が出るのではないかという意見もあった。
- ・ マイナポータルへの送信（案1）において、マイナポータルの普及率に懸念があるものの、例えば、国家公務員や地方公務員、企業でも一定の条件を満たして対応できる特別徴収義務者から、ある程度の強制力をもって進めていく方法も考えられる。
- ・ 源泉徴収票と同様の方式（案2）において、現行の特別徴収税額通知（納税義務者用）と比べて通知される情報量が減少するため、社会保障の手続き等で、別途、所得・課税証明書を取得せざるを得ないなど、国民の利便性の低下を招かないよう配慮する必要がある。
- ・ eL TAX経由（案3）において、納税義務者の所得情報に係るプライバシーが保護できない点については、特別徴収税額通知（納税義務者用）の暗号化による秘匿措置や、電子通知への閲覧履歴を残せるアクセスログなどの措置を講じることにより、紙通知におけるシールなどと同レベルの秘匿措置が可能と考える。

## (5) 今後の課題

本年度の検討会において検討を行ったいずれの案においても、一定の課題が残っていると同時に、現在の事務処理と比べて大幅な手続きの変更となる。そのため、今年度整理した案を検討のたたき台としつつ、実務において円滑な運用が確保されるよう、引き続き関係者との間で、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化を進める場合の仕組みについて、更に検討を深めていく必要がある。

特に以下については、それぞれの案の実現可能性を検討する上で重要なポイントであることから、引き続き、具体的な検討が必要となる。

- ・ 特別徴収義務者が納税義務者の電子通知の同意を確認する場合、その時期と方法をどうするか。
- ・ 現行の特別徴収税額通知（納税義務者用）が福祉や教育等における行政手続きや金融機関等における手続きにおいて、課税証明書等と同様に取り扱われている現状を踏まえ、電子化された場合でも納税義務者の利便性を低下させないように留意すべき。
- ・ 電子署名や暗号化をする場合、処理に要する時間や、導入に係る手間やコストがどの程度かを把握し、それらが費用対効果の点も含め課税実務等において対応可能かどうか検証する必要があるのではないかと。

なお、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化にあたっては、現在、既に電子化がなされている特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、電子通知と紙通知が混在しているため事務が負担であるとして、給与支払報告書を電子的に提出し、同通知の電子化を希望する企業に対しては、全ての市区町村が電子送付を行うよう義務付けることについて、経済界から要望があることに留意する必要がある。



### 第3 マイナンバー制度の導入による課 税事務の効率化・適正化





### 第3 マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化

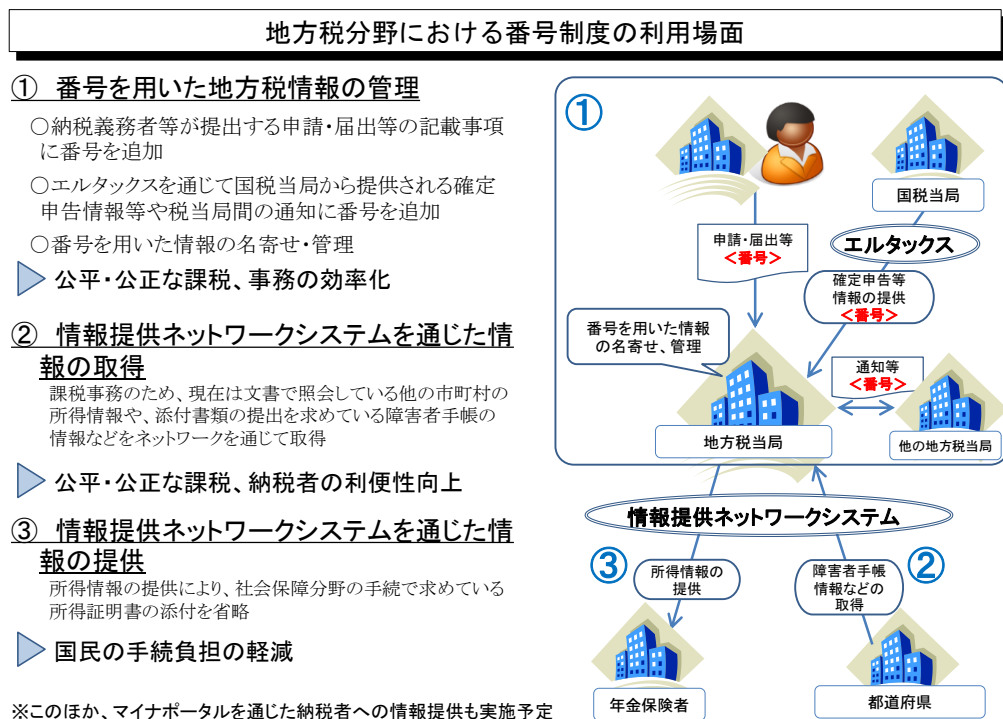
#### 1 マイナンバー制度開始に伴う課税事務への影響

##### (1) 地方税分野におけるマイナンバーの利用場面

本年度の個人住民税検討会では、地方税分野において、マイナンバーを利用した所得情報の的確な把握や、情報提供ネットワークシステムを介した所得情報の提供における住民登録外課税者への対応について検討を行った。

まず、これらの論点に入る前に、地方税分野におけるマイナンバー制度の利用場面について、概観しておくこととする。

地方税分野におけるマイナンバー制度の利用場面は、下図の①～③である。



##### ① 番号を用いた地方税情報の管理

地方税分野におけるマイナンバーの利用は、平成28年1月からの税申告において順次開始されており、平成29年1月からは、国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知にマイナンバーが追加されている。

これにより、市区町村においては、マイナンバーを用いた情報の名寄せが容易になり、効率的で的確な所得の確認、未申告者の洗い出しが可能となっている。

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

税務部局の課税実務において、現在は文書で照会している他の市区町村が保有する所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などを情報提供ネットワークシステムを通じて、社会保障部局などから取得することができるようになる。

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

上記②とは逆に、情報提供ネットワークシステムを通じて、所得情報を税務部局から社会保障部局に提供することにより、社会保障分野の手続で求めている所得証明書等の添付を省略できるようになる。

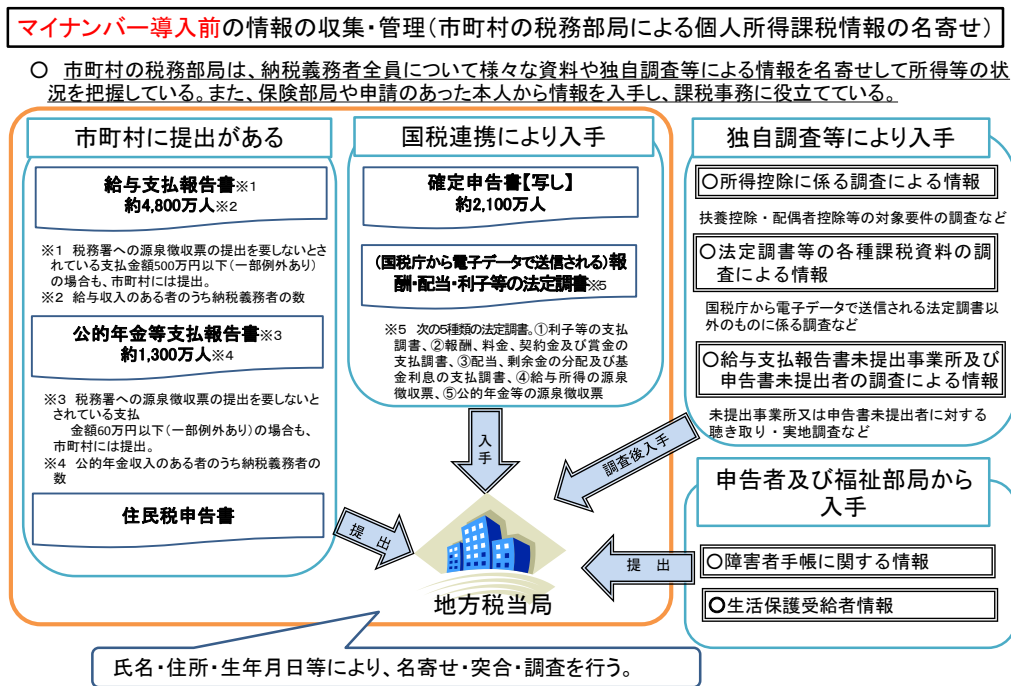
(2) マイナンバーが与える課税事務への影響

地方税分野におけるマイナンバー制度開始に伴う課税事務の影響としては、①～③で挙げたマイナンバーの利用場面を通じて、納税者の利便性向上、課税事務の効率化、ひいては公平・公正な社会の実現につながるものが考えられる。また、市区町村の意見として、マイナンバー制度の開始により、課税事務の効率化に期待しているとの声がある一方で、マイナンバーを利用することによる課税事務への影響は限定的との声もあり、マイナンバーによる課税事務の効率化・適正化や活用方法などを周知していく必要があると考えている。

## 2 マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

### (1) マイナンバー導入前の所得捕捉方法

市区町村の税務部局では、各種課税資料や、独自調査、保険部局等からの情報を課税事務に活用している。マイナンバー導入前においては、これらの情報について、氏名・住所・生年月日等により、名寄せ、突合等を行い課税事務に活用している。

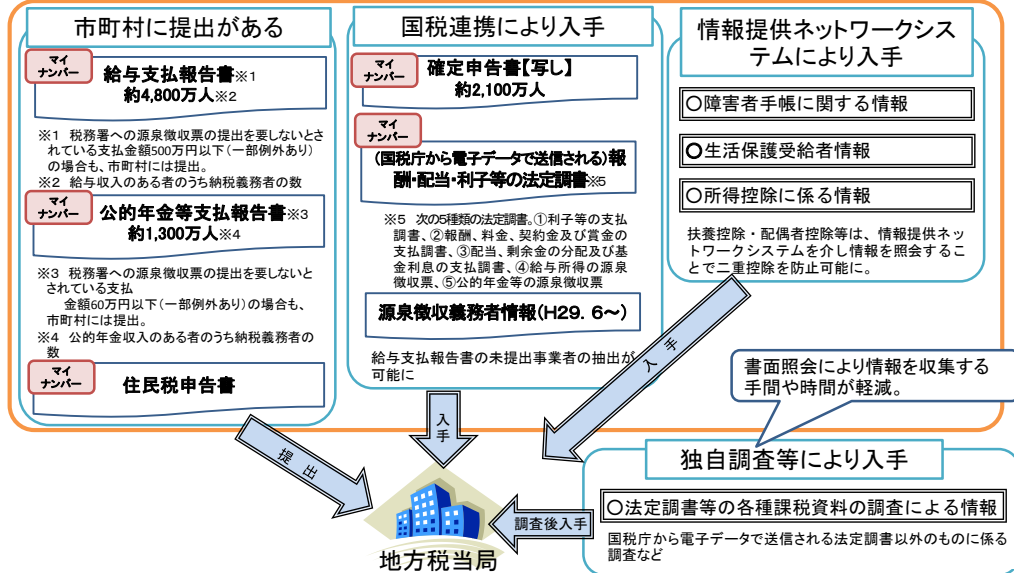


### (2) マイナンバー導入後の所得捕捉方法

マイナンバーが導入されることによって、氏名・住所・生年月日等に加え、マイナンバーによる名寄せ、突合等を行うことが可能になる。また、独自調査等により把握していた情報を、情報提供ネットワークシステムを介して取得することが可能となり、書面照会により情報収集する事務負担が軽減されることになる。

**マイナンバー導入後の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)**

○ 各種報告書及び申告書等にマイナンバーが記載されることにより、名寄せが効率的に行われる。また、情報提供ネットワークシステムを使用することにより、地方税当局内でスムーズに情報を入手することができる。



**～地方税分野における番号制度の利用場面～**

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無 被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

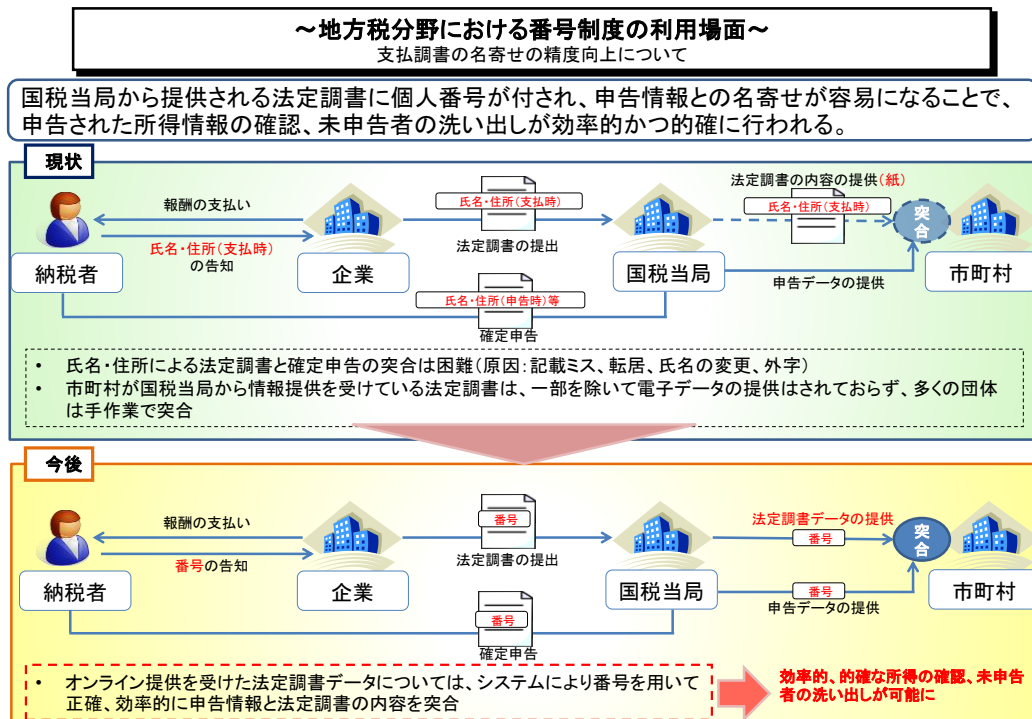
### (3) マイナンバー導入による効果と課題

これまで、市区町村において法定調書と確定申告データを突合する際には、氏名及び住所による突合を行っており、記載ミスや転居、氏名の変更、外字等の要因により効率的な突合は困難な状況にあったが、先に述べたとおり、マイナンバーの導入によって、オンラインで提供を受けた法定調書データについて、マイナンバーを利用して法定調書と確定申告データを突合することが可能となり、効率的かつ的確に所得の確認と未申告者の洗い出しが可能になった。

一方で、委員からは、以下の意見があった。

- ・ マイナンバーの記載がない場合、または誤った記載がされている場合は、これまでと同様の取扱いとなるため、効果があがらない。
- ・ マイナンバーが一致しても、調書に記載されている氏名や住所等が、課税団体で把握している氏名や住所と異なる場合、本人であるかの確認が困難となる場合がある。
- ・ 課税資料に誤った番号が記載されていた場合、別人に当該資料が適用されるおそれがある。

マイナンバーの課税資料への正確な記載が行われることは、マイナンバーを活用した課税事務を行うに当たり、重要なポイントである。



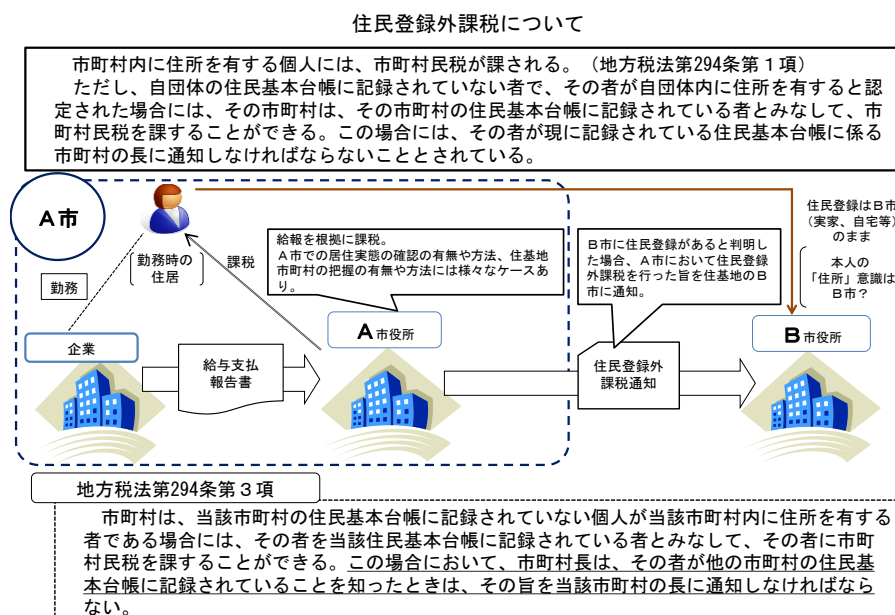
また、昨年度、検討会において議論がなされた扶養控除の要件確認についても、マイナンバーの導入により、市町村においては、納税義務者（扶養者）ごとに被扶養親族の情報をマイナンバー付きで管理することとなるが、このことにより、全ての団体が自団体内における被扶養者の状況（被扶養親族の所得情報や扶養者との扶養関係）を正確に把握することができるとともに、他団体に対しても、被扶養者が扶養者とは別の市町村に居住しており、当該市町村において、中間サーバーに被扶養者としての情報を登録していない場合を除き、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的な被扶養者情報の照会・回答が可能となる。

### 3 所得情報提供における住民登録外課税者への対応

#### (1) 住民登録外課税について

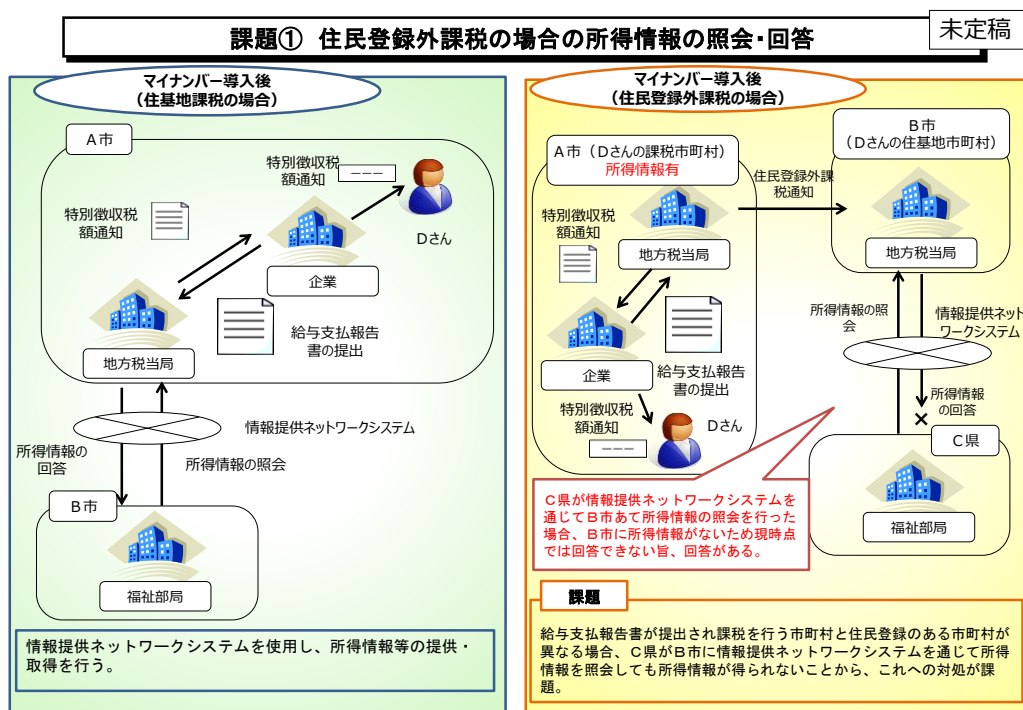
本年度の検討会においては、昨年度までに行った議論を踏まえつつ、所得情報提供における住民登録外課税者への対応に関して、引き続き課題の検討を行った。

市区町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課されることとなるが（地方税法第 294 条第 1 項第 1 号）、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市区町村は、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課すことができ（以下「住登外課税」という。）、この場合において、市区町村長は、その者が他の市区町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市区町村の長に通知しなければならないこととされている。（同条第 3 項）



## (2) 情報提供ネットワークシステムを介した所得情報の照会・回答

住登外課税された者について情報提供ネットワークシステムを介して所得情報の照会を行う場合、照会を行う団体は、住登外課税を行った団体を把握することができず、当該者が住民登録されている市区町村を照会先とすることとなるが、当該市区町村は課税を行っていないため所得情報等がなく、所得情報等が得られないことから、これへの対応について検討を行った。



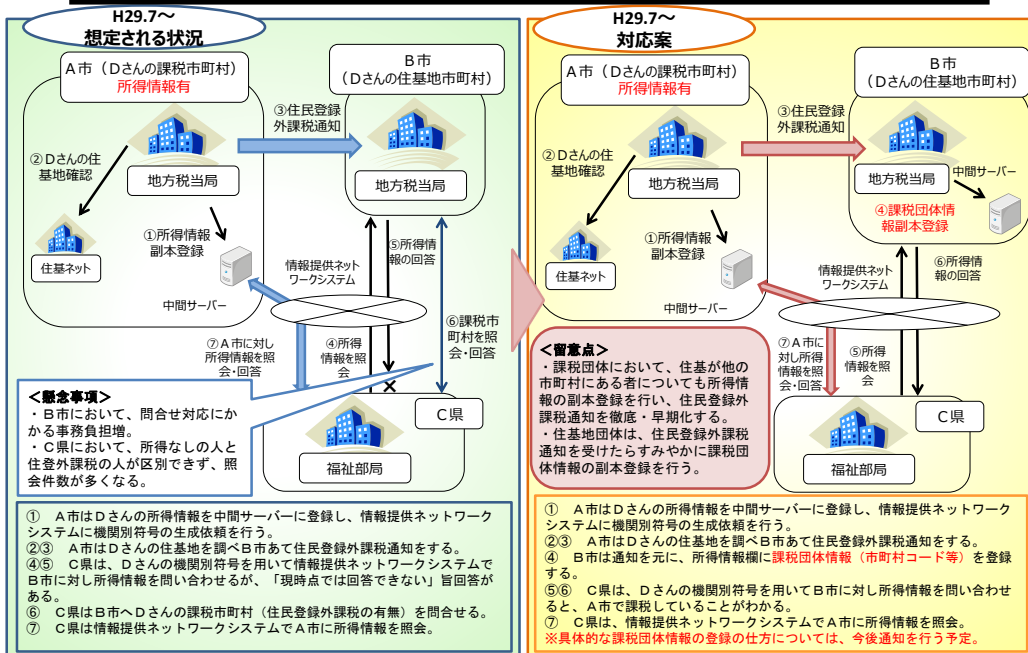
この対処方法として、住基地市区町村が住登外課税された者の所得情報欄に課税団体情報（市町村コード等）を登録することにより、所得情報等の照会を行った団体は、課税団体情報を取得することが可能となる方法を検討した。

なお、この対処方法については、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 住登外課税団体において、住民登録が他の市区町村にある者についても所得情報等の副本登録を行うとともに、住登外課税通知を徹底・早期化すること。
- ・ 住基地市区町村は、住登外課税通知を受けた後、速やかに、課税団体情報を所得情報欄に副本登録すること。

課題①への対応案

未定稿



この手法については、住基地課税された者か住登外課税された者かによって、1つの項目(所得情報欄)に対して、所得情報又は課税団体情報の2通りの情報が登録されることとなり、情報処理が煩雑になるなどの意見があった。

また、所得情報欄に課税団体の情報を登録することは、もともとのシステム上、想定していない処理方法であるため、情報の提供側及び照会側の双方でシステムの改修が必要となることなどの課題があるといった意見もあった。

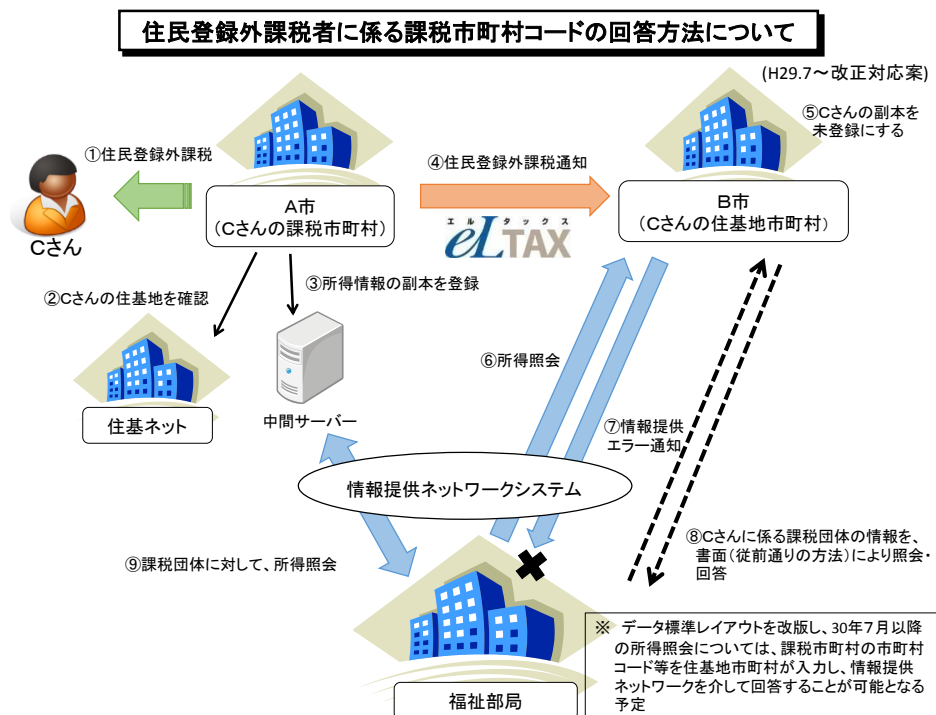
これらの意見等を踏まえれば、当面の改正案としては、以下の方法で対応することが考えられる。

- ・ 住登外課税を行った団体は、住民基本台帳ネットワークシステムにより、住登外課税された者の住基地を確認するとともに、住登外課税された者の所得情報等を中間サーバーに登録する。
- ・ 住登外課税団体は、5月末までに、住基地団体に対しeLTAXを通じて住登外課税通知を送付し、同通知を受け取った住基地団体は、住登外課税された者の副本を未登録とする。
- ・ 情報照会者は、住基地団体に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、住登外課税された者に係る地方税情報の照会を行うが、住基地団体において副本が未登録となっているため、即時応答不可の旨が自動で通知され、その後、副本登録が漏れている場合を除き、原則、情報提供エラーが通知される。
- ・ 情報照会者及び住基地団体は、情報提供エラーの通知があった者について、



再度、「書面等」により照会・回答を行う。

- ・ 情報照会者は、回答のあった住登外課税団体に対し、情報提供ネットワークシステムにより、住登外課税された者の所得照会等を行う。



なお、データ標準レイアウトの改版により、住登外課税団体の課税団体情報を住基地団体が中間サーバーに副本登録することで、情報提供ネットワークシステムを介して照会・回答を行うことができるようにすることが必要であると考える。

### (3) 住基地課税の推進

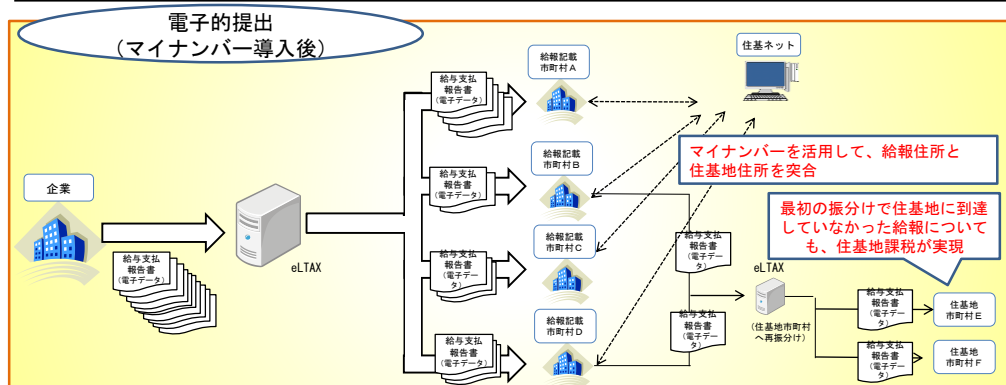
#### ① 給与支払報告書の再振分の方法

昨年度の検討会において、住登外課税が行われた場合に、住基地市区町村に給与支払報告書が提出されず、住登外課税された者の課税所得の把握ができないといった課題に対して議論がなされ、マイナンバーを活用し給与支払報告書に記載された住所と納税者の住基地を突合することで、住基地に給与支払報告書が提出されていない者については、eLTAXの振り分け機能を用いて住基地市区町村に職権で給与支払報告書を転送するこ

とにより住基地課税を推進する検討がなされたところ。

未定稿

課題②への対応案（マイナンバー活用による給与支払報告書の電子的提出先の再振分け（イメージ））



- 給与支払報告書と源泉徴収票の両方に共通する一種類の様式を送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担が軽減される。
- マイナンバーにより1月1日の住基地を把握できるため、住基地調査に係る負担がなくなる。
- マイナンバー導入後は、各種給付等における本人所得の確認は、情報提供ネットワークシステムを通じて行われるため、照会機関に混乱が生じないよう、住基地課税を徹底。
- ※ 住基地に居住実態がなく、居住実態のある居所地で住登外課税を行っているケースについては、居所地への住民登録（住民票）の異動を呼びかけ、居住実態に合致した住基地課税を促進。（居住実態のない住基地での課税を行うとする趣旨ではない。）
- これと併せ、法定調書等による給与所得以外の所得情報の住基地への集約を徹底すれば、より正確な所得情報の把握が可能となり、社会保障や税務をより公平公正に実現できる。

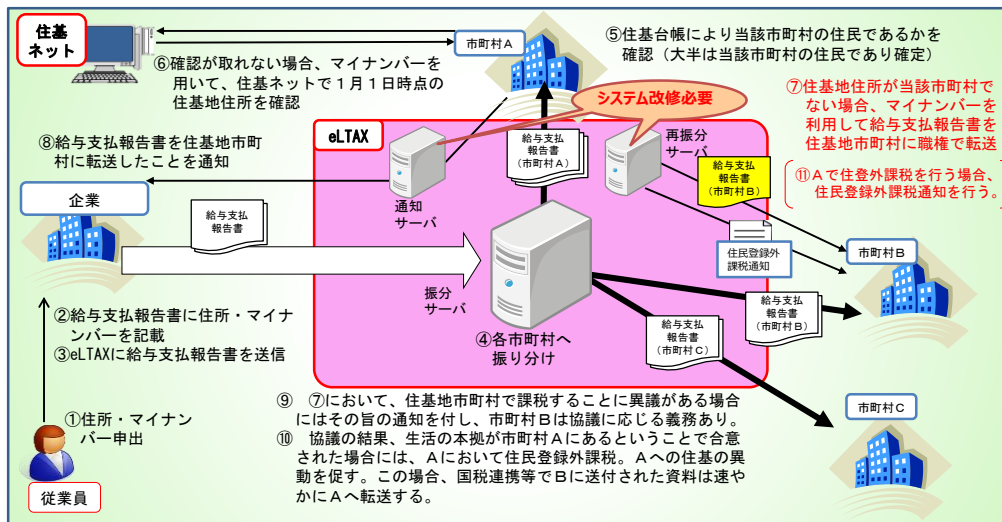
本年度の検討会においては、昨年度の議論に加え、新たな案として給与支払報告書の提出を受けた市区町村と住基地市区町村が異なる場合、双方で協議を行い、住基地市区町村で課税を行う場合には給与支払報告書を住基地市区町村に転送する方法を提示した。

#### (i) 職権転送方式

昨年度の検討会において議論された、給与支払報告書が住基地でない市区町村に提出された際に、当該市区町村から給与支払報告書を住基地市区町村に転送することとする仕組みについて、引き続き議論を行った。

## (イメージ①) 給与支払報告書の再振分の方法 (職権転送方式)

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は、給与支払報告書を住所地市町村に職権で転送する。併せて、企業に対して、給与支払報告書を住所地市町村に転送したことを通知する。



この方式については、以下の点において課題があると考えられる。

- ・ 職権転送が相当程度増加し、事務負担が増加すること。
- ・ DV被害等を理由に住民票を異動していない場合に個別の対応が必要であること。
- ・ 居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることがあること。
- ・ 給与支払報告書の職権転送後、転送元市区町村に居住実態があると判明した場合、再度給与支払報告書の返送を行い、特別徴収義務者に対しても再通知が必要である等、手続が非常に煩雑となること。
- ・ 基本的に住所地市区町村で課税することになった場合、団体によっては税収面に影響があること。

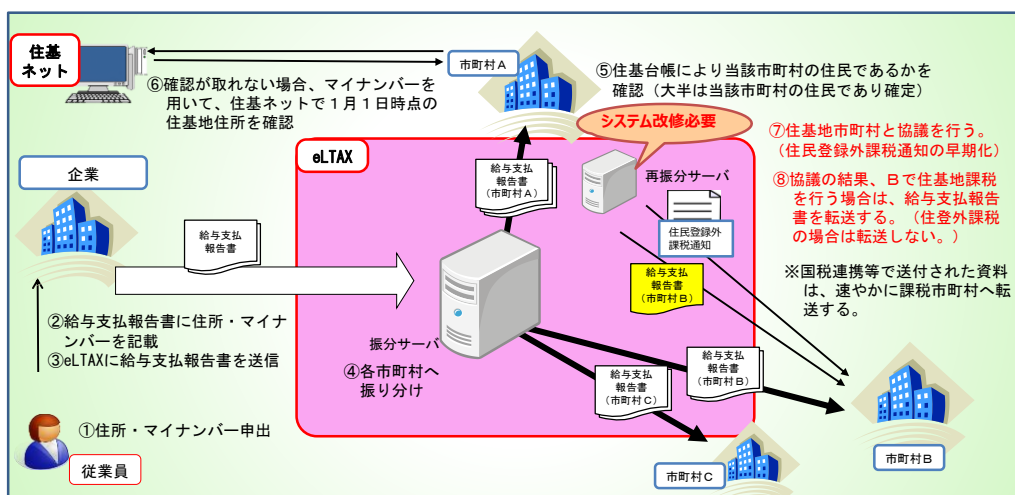
また、職権転送方式を採用し、居住実態によらず、住所地自治体で課税することとする場合、個人住民税の考え方をあらためて整理する必要があるとの意見があった。

## (ii) 事前通知方式

これらの議論を踏まえて、給与支払報告書を受けた市区町村と住登外課税を行った市区町村の、どちらが課税団体となるか事前に協議を行う仕組みとした場合について、下図に想定される事務フローを示す。

(イメージ②) 給与支払報告書の再振分の方法 (事前通知方式)

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は**住基地市町村と協議する**。住基地で課税を行う場合、給与支払報告書を住基地市町村に転送する。



この方式については、市区町村において現状の運用に近く、住登外課税通知を早期化することを除き、大きな事務負担の増加はないと考えている。

ただし、①職権転送方式と比較して住基地課税の推進が進まないおそれがあること、課税資料が3以上の市区町村に存在する場合、課税時期までに協議を終えることが困難となる場合があるといった課題が考えられる。

## ② 住基地課税推進の課題

先に述べたとおり、住基地課税を推進するための方法として、2つの案について検討を行ったところであるが、提出された給与支払報告書を再度振り分け、住基地課税を推進することに対して考えられる課題を以下にまとめた。

- ・ 住基がない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書の受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。
- ・ DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。
- ・ 今まで住登外課税を行っていた納税者への理解を得る必要がある。
- ・ 住民登録の異動勧奨まで、課税当局で調整するのは困難。
- ・ 特別徴収義務者が本人から知り得ていなかった住基地の情報が職権転送により伝わってしまうことに対して、納税義務者の個人情報保護の観点から問題ないか。

#### 4 まとめ

マイナンバー制度の導入により、各市区町村においては、導入前に困難であった名寄せが可能となることや、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携により、書面照会で情報収集する事務負担が軽減されることなどが期待されている。

各市区町村が行う課税事務においてマイナンバーを最大限活用するためにも、マイナンバー制度の導入による課税事務の効率化・適正化について、引き続き検討を進めるとともに、各市区町村においても、マイナンバーが公平公正な課税及び事務の効率化に資することを認識し、効果的な活用方法を、積極的に検討することが求められる。

また、住登外課税者に係る情報提供ネットワークシステムを介した所得情報等の照会に対しては、照会団体が適切に課税団体情報を取得できるよう方を講じ、その取扱いについて各市区町村に対し周知徹底を図る必要がある。

さらに、住基地課税の推進については、市区町村の課税当局だけではなく、特別徴収義務者及び納税義務者に対しても、趣旨を理解していただき、十分な体制を築いた上で推進を図ることが重要である。



(参考)第1

個人住民税の現年課税化に  
関する資料





# 個人住民税の現年課税化について

## 個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

### ○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

### ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

### ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

# 税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

## 第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

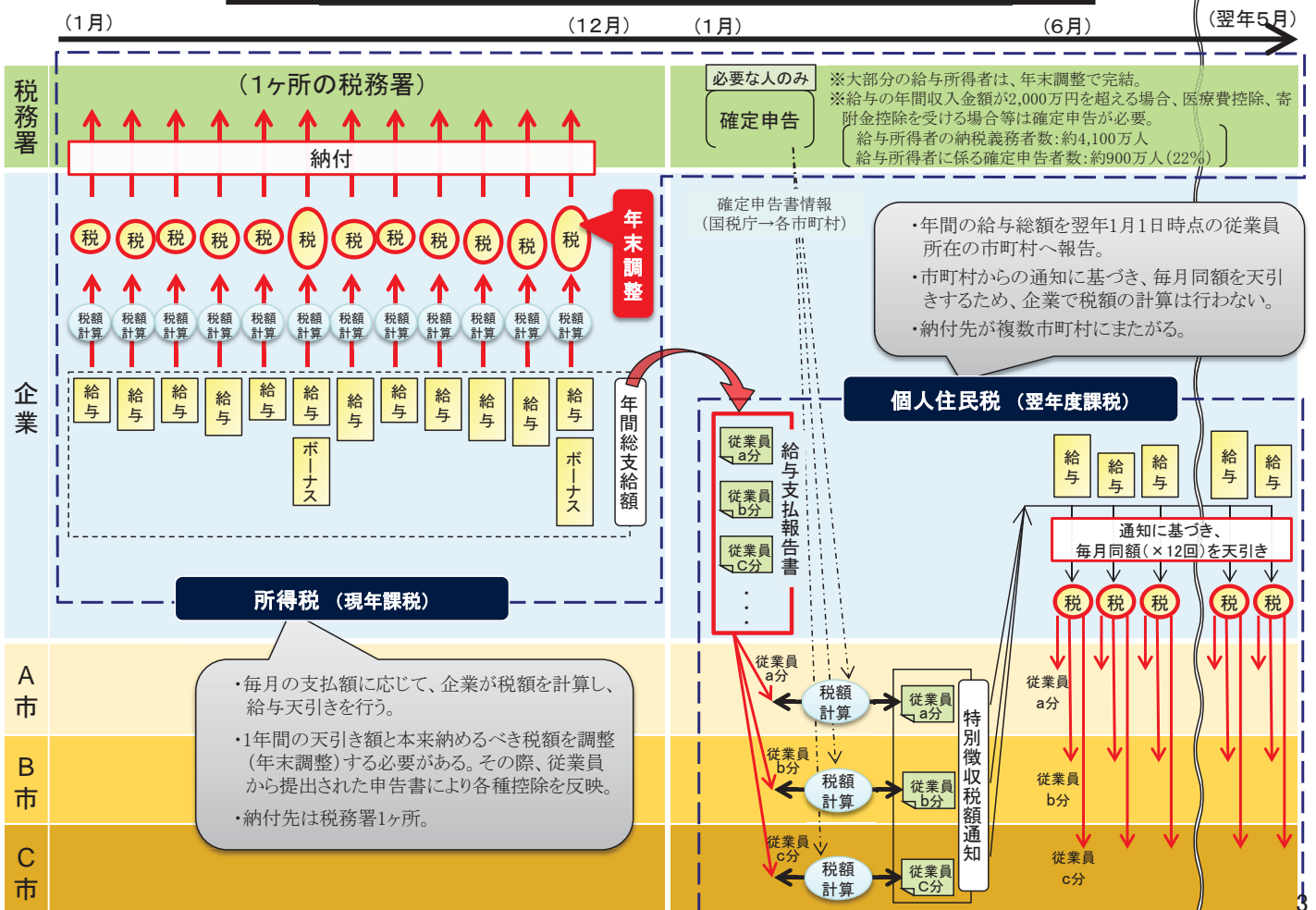
二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

2

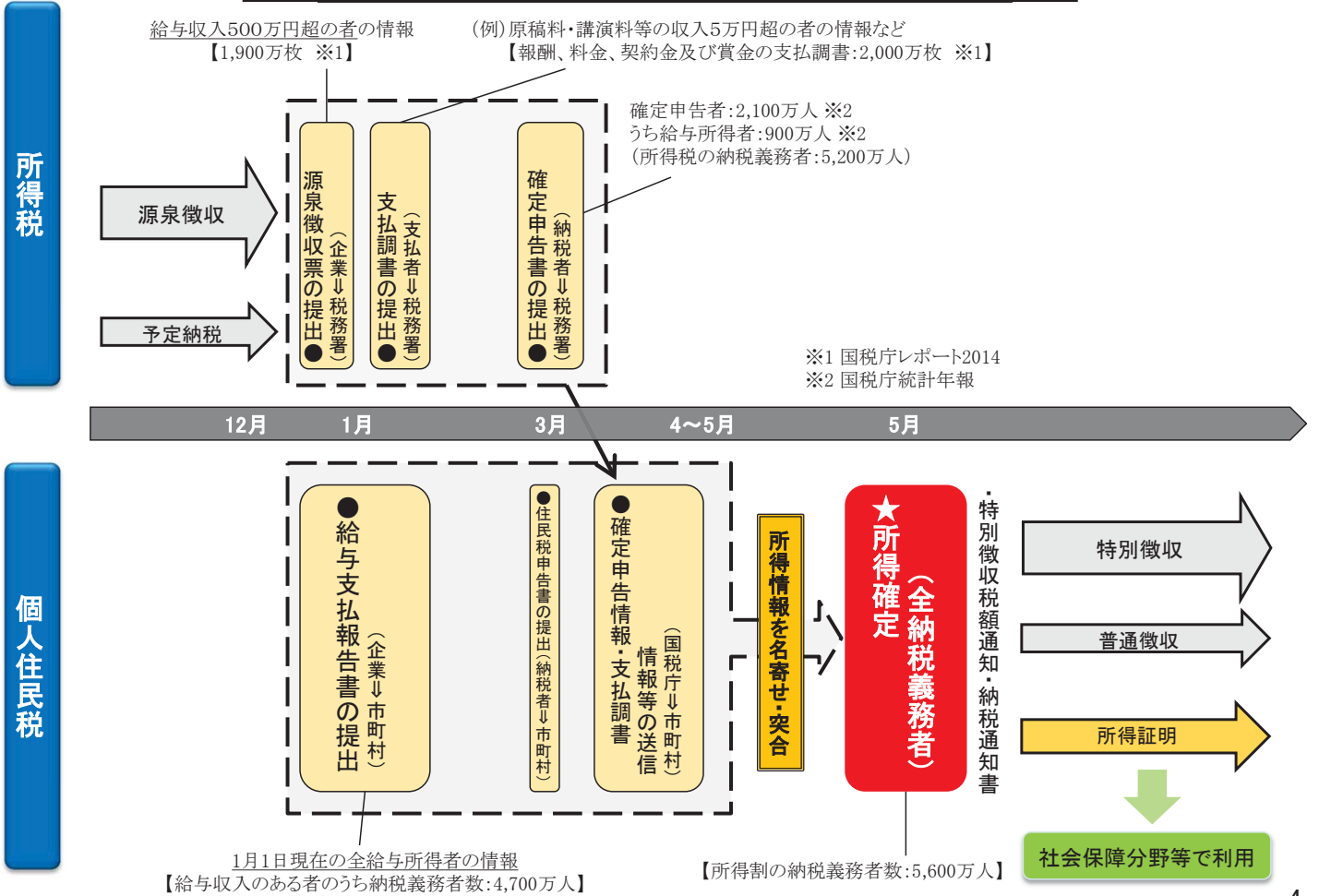
## 現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

赤色：企業における税務事務



3

## 所得税・個人住民税における所得把握イメージ



4

## 個人住民税検討会における現年課税化に関する検討の経過

【参考:過去における個人住民税検討会報告書の目次(抜粋)】

平成21・22年度

第1章 個人住民税の諸控除のあり方について

第2章 個人住民税の現年課税化について

平成23年度

第一部 現年課税について検討

第二部 番号制度についての検討(論点整理)

平成24年度

第一部 現年課税についての検討

第二部 社会保障・税番号制度についての検討

平成25年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 所得把握の精度向上についての検討

平成26年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 出国者に対する課税についての検討

第3 個人住民税所得割における課税の正確性向上についての検討

平成27年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 金融資産性所得に対する個人住民税の課税時期と課税団体についての検討

第3 電子化及びマイナンバー(個人番号)の導入に伴う所得割の課税実務について

# 「平成27年度個人住民税検討会報告書(マイナンバー導入と現年課税化関係)」(抜粋)

## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 2 マイナンバー導入と現年課税化

#### (1) マイナンバー導入に伴う事務の変化

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、地方税分野においてもその活用が期待されているところである。

また、前述のとおり、税制抜本改革法において、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」と規定されていることも踏まえ、本検討会では、マイナンバーの利用開始を契機とした、特別徴収義務者や市区町村に発生する事務負担について検討した。

また、昨年度の報告書でも触れられているように、マイナンバーは現行では行政機関等のみが利用事務実施者として法令で規定された利用事務に利用できることとされているが、民間にマイナンバーの利用が開放されることとなれば、例えば、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して従業員の1月1日の住所地を現在よりも正確かつ迅速に把握することができるようになることも考えられる。そうなれば、従業員から毎月徴収した住民税額の誤納入の問題については、一定の前進が見込まれることとなる。

6

# 「平成27年度個人住民税検討会報告書(マイナンバー導入と現年課税化関係)」(抜粋)

## 第1 個人住民税の現年課税化についての検討

### 3 今後の課題

#### (1) 特別徴収義務者におけるマイナンバー導入による事務負担の変化

現行の個人住民税に係る特別徴収においても、市区町村ごとに書類が届く時期が異なるため、各市区町村の書類が到着しているかどうかのチェック作業の負担が大きいなど、企業担当者からは現行の特別徴収事務が非常に大きな負担となっているとの声が上がっており、これに加え、現年課税化が実現した場合には、短期間のパート・アルバイトが多い業種や労働者の入れ替わりが多い事業者は1月1日時点の住所地を確認するだけでも、事務負担が大きくなるとの意見があった。

マイナンバーの利用が始まったとしても、自治体側の所得の紐付け作業は簡素化されるかもしれないが、企業側においては、マイナンバーの記入、管理など、むしろ総じて事務負担の増加が想定される、との意見も出された。

#### (3) まとめ

本年度の検討会においては、所得税方式を基にして、マイナンバー利用開始後の企業と市区町村に発生する事務負担や、負担軽減策も含めた現年課税化のあり方を中心に実務的な観点から議論を行った。また、切替年度の取扱いについても議論が行われた。

今後さらに議論を深めていくに当たっては、本検討会で洗い出された課題について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、本年度の検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。その場合においても、必要なシステムのあり方やコストについて検討する必要があることから、今後のマイナンバー制度の運用状況やマイナポータルの進捗状況等を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

(3)切替年度に関する論点

本年度の検討会では、個人住民税の現年課税化を行う場合の切替年度の税負担のあり方についても検討が行われた。

この点に関しては、切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分(例えば、税額の高い年度分)を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況にはない。

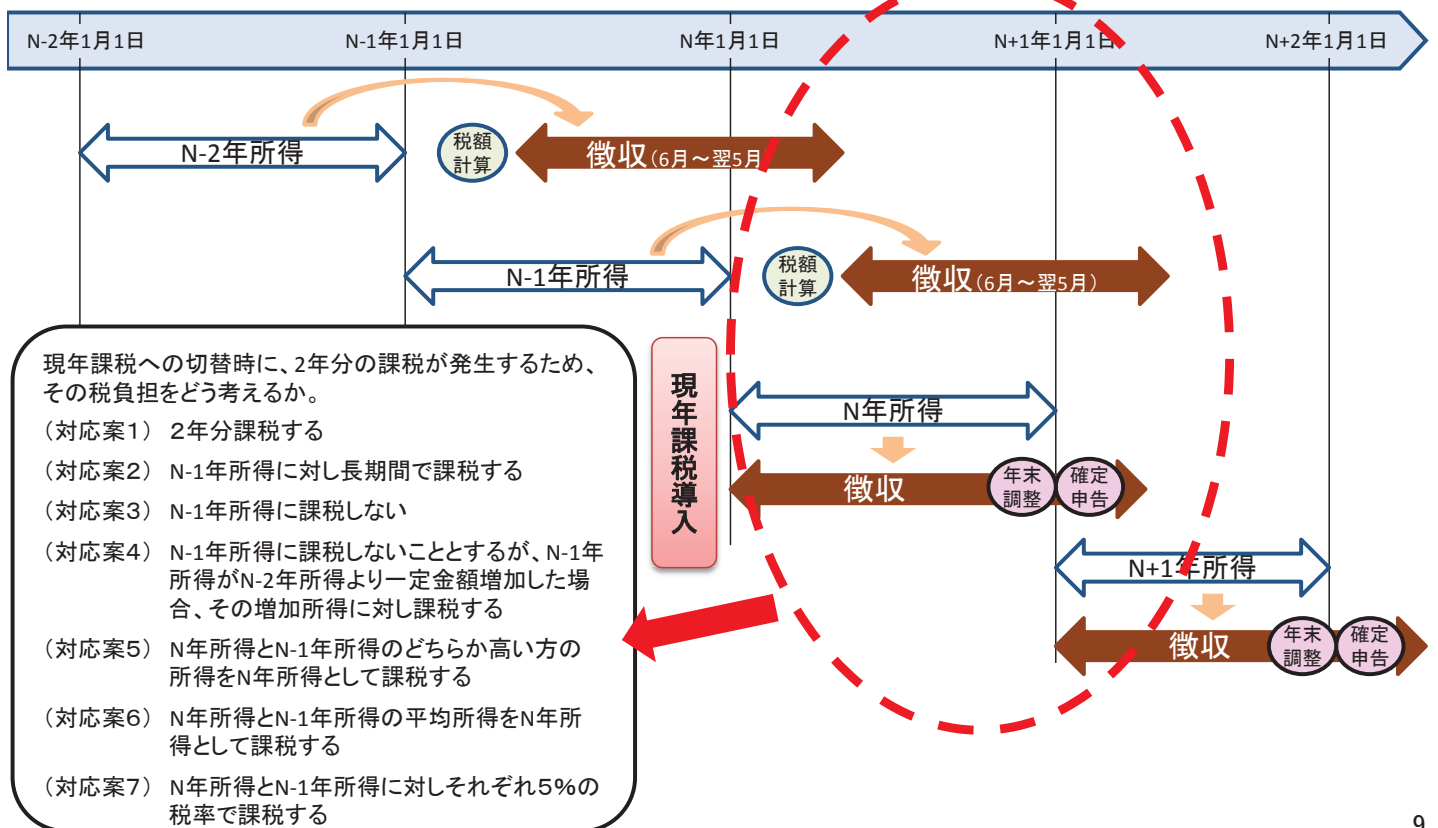
このうち、前者のような取扱いを検討する場合においても、切替に係るある年度について、給与所得以外の所得(事業所得、不動産所得、雑所得等)を引き続き課税対象にしつつ、給与所得のみを当該年度だけ非課税にすることは、同一年における所得間や納税者間の課税の公平性を担保できず、採用しがたいものと考えられる。また、全ての種類の所得を通じてどちらかの年度分を徴収しないこととする点については、世代間の損得や所得課税の公平の観点からの慎重な検討が必要と考えられる、との意見があった。

今後、切替年度の取扱いについて検討する際には、ある年度に2ヶ年度分を納税してもらうことが納税者に受け入れられるか、という論点や、全ての種類の所得について個人住民税を課税しない年度を設ける場合に予想される様々な論点(世代間の公平性、資産性所得などの年度間変動が大きい所得の取扱い、分離課税との関係、福祉施策等に必要となる所得把握の方策、統計データが不連続となる年度の発生など)について、慎重な検討が必要と考えられる。

切替年度の税負担のあり方

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



## 切替年度の税負担に係る各対応案の検討

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。 ●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。
対応案3	N-1年所得に課税しない	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。 ●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。 ●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。

3

### (参考) 現年所得課税移行時における課税方法

#### ■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

##### (1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

##### (2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

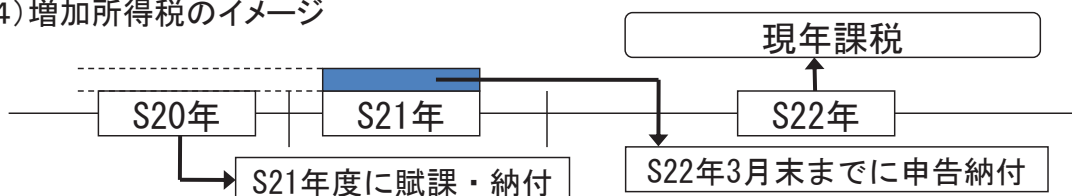
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

##### (3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

##### (4) 増加所得税のイメージ

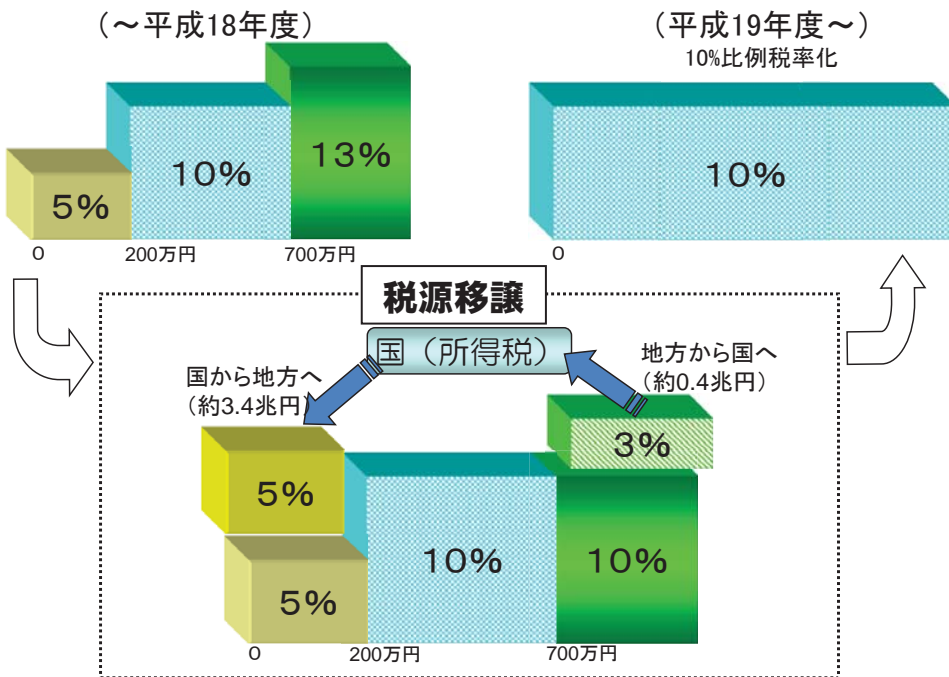


4

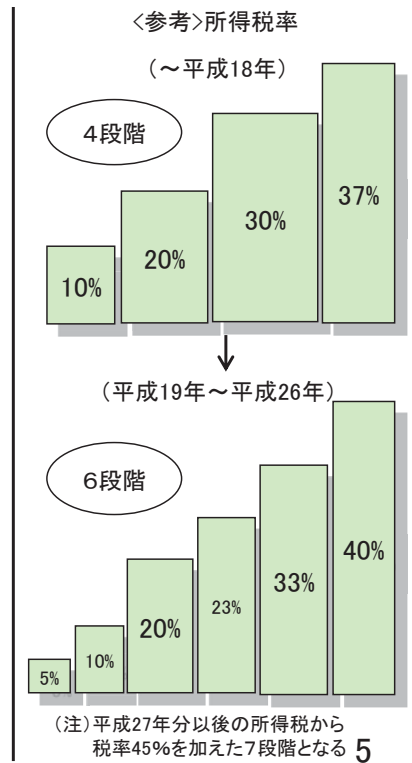
## (参考) 税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し

- 平成18年度税制改正において、所得税及び個人住民税の税率構造を改め、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲を実施。
- 税率構造の改正は、平成19年分以後の所得税、平成19年度分以後の個人住民税について適用。
- ⇒ 国・地方のトータルの税収及び個々の納税者の負担が極力変わらないよう(※)に制度設計。

※所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため調整控除が創設された。



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



# 個人住民税の現年課税化について

2016年10月27日  
第3回個人住民税検討会

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング  
代表取締役社長 武田健三

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

0

## 現年課税化の問題点

1. 企業の事務負担の重さ
2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行
3. 現年課税化の問題点は  
マイナンバーが導入されても解決しない  
(マイナンバーの利用は民間では制限されている)
4. 企業側で税額を計算すると非効率
5. 切替年度における問題

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

1



# 1. 企業の事務負担の重さ

生産性の向上が課題となっている日本の企業にとって、これ以上の事務負担の増大は、避けねばならない。

事務項目	所得税関連の事務量	個人住民税関連の事務量
毎月の税額の算定、管理	8時間/年	12時間/年
毎月の税額の納入	8時間/年	8時間/年
調書の作成、提出、配布	18時間/年	15時間/年
小計	34時間/年	35時間/年
年末調整	105時間/年	※1
うち扶養申告書等の必要書類の配布・回収	29時間/年	※2(住基地確認)
合計	139時間/年	35時間/年+※1

- ・ 年末調整の事務負担は、11月・12月の短期間に集中し、100時間以上発生している。**住民税の現年課税化では更なる負担が予想される(※1及び※2)。**
- ・ 年末調整の事務を外部へ委託している企業の割合は37.5%となっており、その場合の委託費は、300人超の企業の場合、年に約1,800万円必要となる。

(出典) 総務省「所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担についてのアンケート結果」

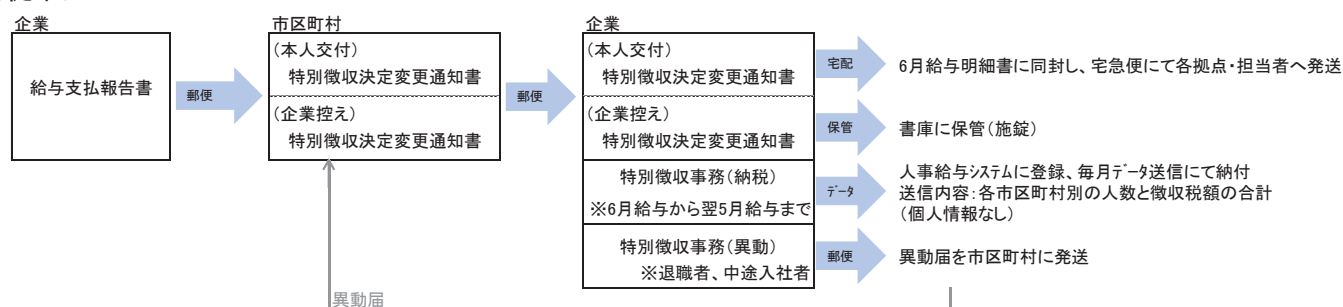
Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

2

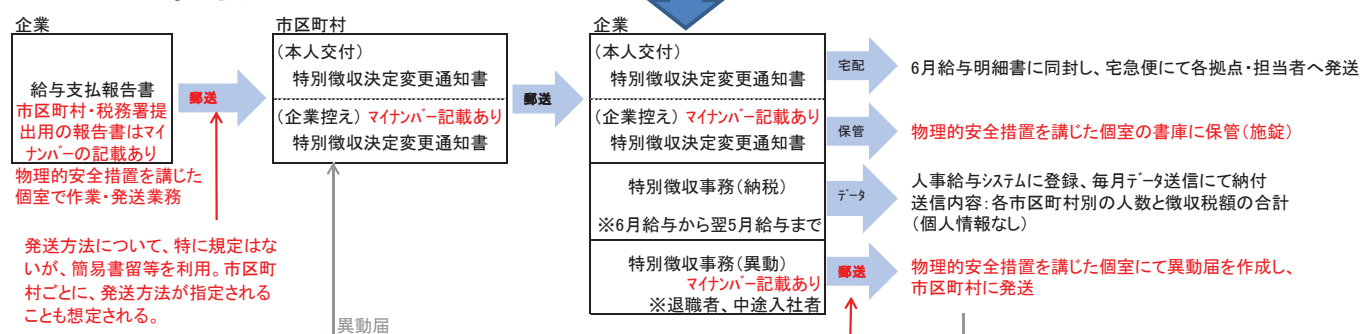
## 2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行 (1) 業務フローは簡素化されず

マイナンバー制度を導入しても業務フローが簡素化されることはなく、むしろマイナンバー記載の負担や書留での送付など事務負担が増加することが想定される。

<従来>



<マイナンバー導入後>



Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

3

## 2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行 (2) 負担増加の項目

平成29年1月以降の各種手続きに向け、マイナンバーの取扱に係る負担が先行している。

既に対応済み・初期投資	今後の対応・継続的な対応
・ 従業員へのマイナンバー制度の周知	・ 講師等へのマイナンバー提供依頼
・ 従業員および家族のマイナンバー収集	・ マイナンバー記載書類の郵送に係る「簡易書留郵便」の追加的費用負担
・ 情報セキュリティ対策	・ 規定に則った利用・管理
・ マイナンバーの管理・利用等における社内規定の策定	・ 業務委託先の監督
・ 業務フローや社内情報システムの見直し・更新	
・ マイナンバー管理者の選定・研修	
・ マイナンバーの保管・作業場所の確保	

4つの安全管理措置  
「組織的」「人的」「物理的」「技術的」

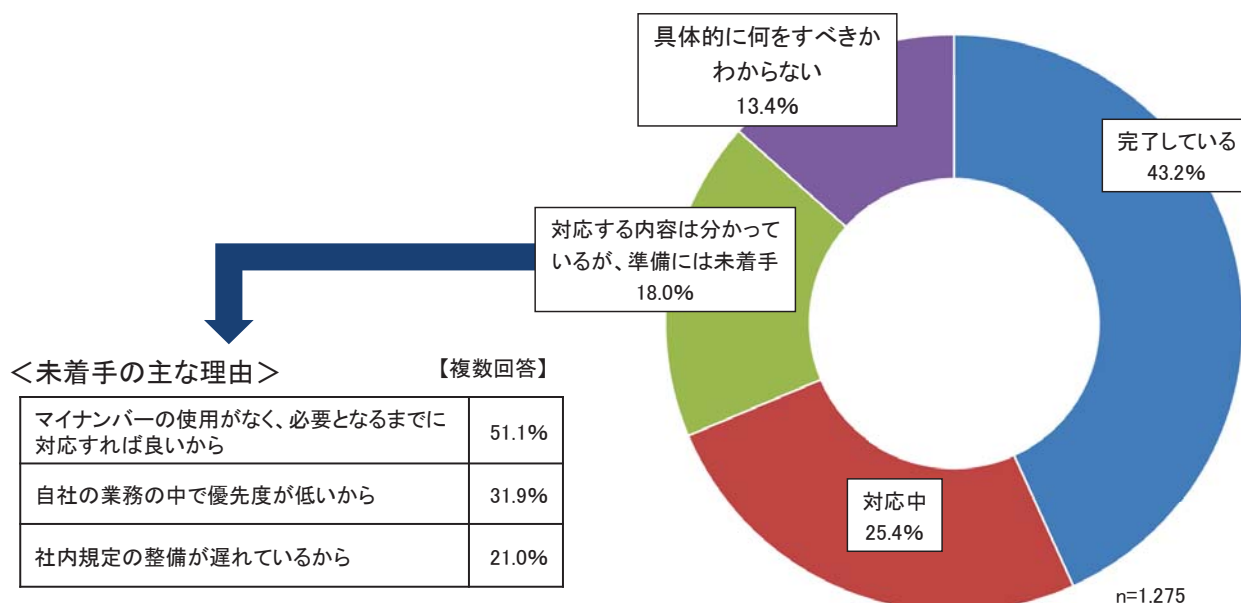
Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

4

## 2. マイナンバー導入後は企業の負担が先行 (3) 企業の対応状況(2016年6月調査)

マイナンバーへの対応状況は、「完了している」企業（全産業）は43.2%。一方、「対応する内容は分かっているが、準備には未着手」「具体的に何をすべきかわからない」は合わせて31.4%

<マイナンバーへの対応状況について>



(出典) 日本商工会議所「商工会議所LOBO（早期景気観測）2016年6月調査結果」

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

5

### 3. 現年課税化の問題点は マイナンバーが導入されても解決しない①

	従前からの課題	マイナンバー導入による変化
住所地の確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員の1月1日時点の住所確認をすることは、事務負担が膨大である。</li> <li>特に、短期間のパート、アルバイトが多い業種（小売・飲食・サービス業）や短期間の労働者が多い事業者（建設業等）は負担大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期間のパート、アルバイトは、企業へのマイナンバー提出をためらうことも考えられる。全従業員の提出を徹底するためには、マイナンバー取得の目的や管理体制、必要性等を教育する必要があるため、人材不足の中小企業では負担が大きい。</li> <li>マイナンバーの提出を受けても、企業は住所地を把握できるわけではなく、毎年1月1日時点の住所地は別の方法で確認する必要が残るため、事務負担の軽減とはならない。</li> </ul>
源泉徴収事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>手作業で経理事務を行っている企業は、給与額によって月次の税額が変わるため、税額計算の事務負担が重い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手作業、システム導入のいずれにおいても正確にマイナンバーを記載するための事務負担が追加で発生する。</li> <li>勤怠・給与・税額計算が一体となったシステムを導入している企業は、一部に新しい事項が入ると、システム導入や改修のための費用負担が発生する可能性がある。</li> </ul>

※所得税方式（年末調整を行う）を前提

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

6

### 3. 現年課税化の問題点は マイナンバーが導入されても解決しない②

	従前からの課題	マイナンバー導入による変化
年末調整事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>各従業員の扶養控除と生命保険料控除の書類や、税額計算等の確認作業が非常に大きな事務負担となる。</li> <li>市区町村ごとに異なる様式を使い、それぞれの独自事項を確認することは、対応不可能。</li> <li>各従業員の、給与以外の所得を企業が把握することは非現実的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村ごとにマイナンバーの記入箇所が異なると、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。</li> <li>給与以外の所得については、マイナンバーを利用することができない企業側は把握することができない。</li> </ul>
各市町村への納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税先が複数あるので、個々に対応する必要がある。</li> <li>各市区町村に対して、各企業から毎月郵送で書類を提出することは非現実的。</li> <li>中途採用、退職などの場合を考え、普通徴収と同様の仕組み（確定申告）は存続させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税先を一括にできればマイナンバーによって自治体側が1月1日時点の住所地を把握でき、事務負担を軽減することができる。</li> </ul>

※所得税方式（年末調整を行う）を前提

(出典) 平成27年度個人住民税検討会発表資料を基に一部更新 Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

7

## 4. 企業側で税額を計算すると非効率

企業側で個人住民税の税額を計算すると、正確性が担保できない。

- 企業に所得を知られたくない等の理由で、特別徴収を希望せず普通徴収を選択するような従業員が存在している。従業員は企業に全ての所得情報を開示するとは考えられず、企業側で従業員の全ての所得を把握することは困難である。最終的には、市区町村側が所得の紐づけを行い税額を決定することとなる。
- 市区町村ごとに異なる税率を確認する必要がある。数十～百程度の自治体について確認し、短期間で税額を計算することは、特に中小企業にとって、極めて重い事務負担である。
- 以上の理由から市区町村側での再計算が避けられないと考えられる。

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

8

## 5. 切替年度における問題

下記の状況から、スムーズな切替が出来るのか疑問  
(中小企業の声)

- ・基本的には市区町村と納税者の問題と思うが、税額の変動が大きい場合は、従業員への説明が必要になる。
- ・仮に切替年度に税が余計に徴収されることになれば、従業員が節税のために就労調整を行う恐れがあり、一時的な人手不足をもたらす懸念がある。

⇒ 現年課税化には問題が多く、実現が困難である。

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

9

# 特別徴収税額通知の電子化について

1. 中小企業のIT化は道半ばである。
2. 現行手続きを電子化するだけでは  
中小企業の利便性は向上しない

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

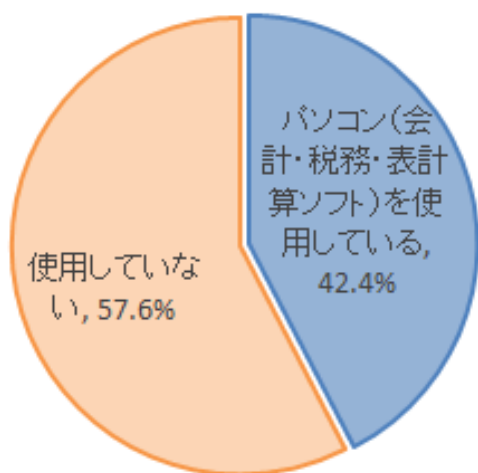
10

## 1. 中小企業のIT化は道半ばである。

I) 中小企業の経理事務に関するパソコン利用率は約4割程度

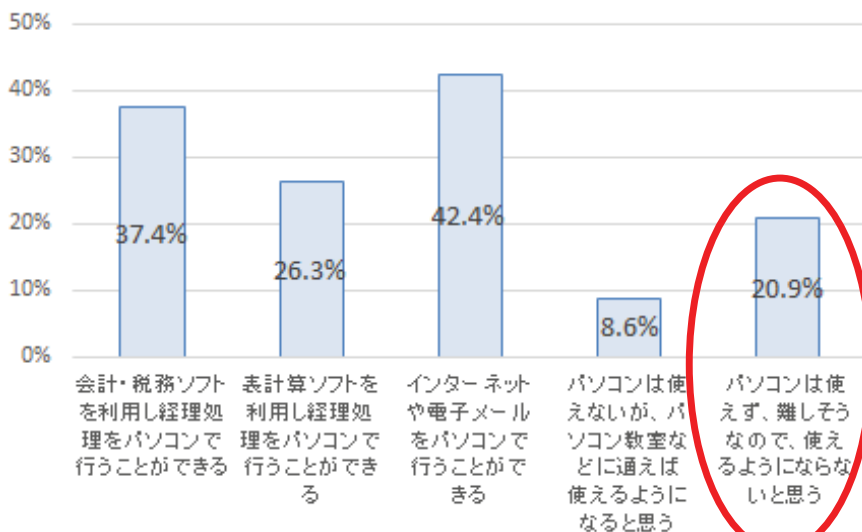
II) 中小企業のうち、約2割はシステムを利用するのは困難と回答しており、全ての企業がシステムで事務を行うことは非常に難題

<経理事務等へのパソコンの利用率>



n=2,632者

<経理事務担当者のパソコンへの対応について>



n=2,718者(複数回答あり)

(出典) 日本商工会議所「消費税の事務負担等に関する実態調査」(2013年7~9月)

Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

11

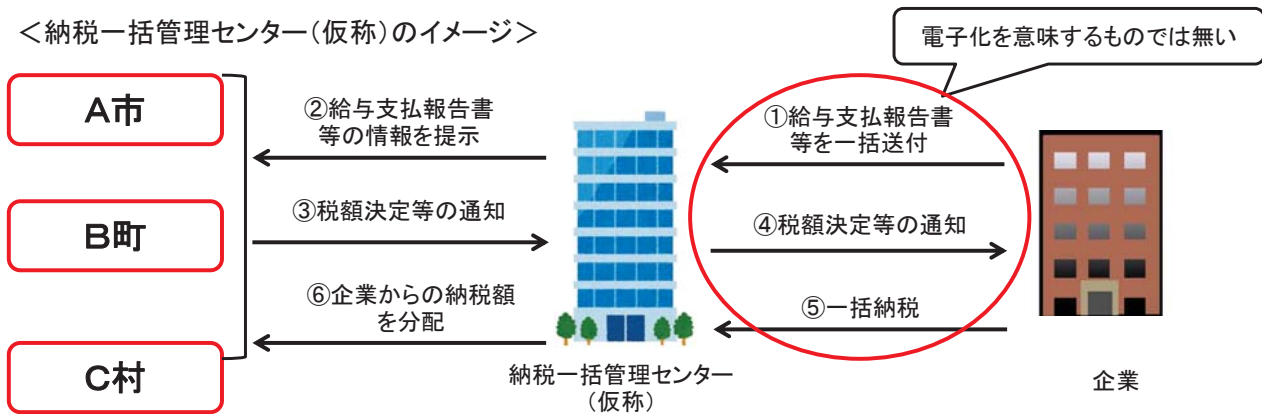
## 2. 現行手続きを電子化するだけでは 中小企業の利便性は向上しない

(中小企業の声)

- ITが苦手な従業員に対し、マイナポータルの利用方法を教育するのは、負担大。
- 少人数の企業は、紙でもらった方が楽。電子化に対応するメリットがわからない。
- 市町村から送付される、ばらばらの通知ファイルをまとめて、安全確実に各社員に電子配布する手間が大変に思われる。

⇒ むしろ、昨年度に提案した納税の一本化のようなものが、市区町村・企業双方の事務負担を軽減するものと考える。**ただし、電子化・紙ベースを併用すべき。**

<納税一括管理センター(仮称)のイメージ>



Copyright 2016 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

12

# 個人住民税の 現年課税化



2016年10月27日

豊島区区民部税務課  
課長 高橋邦夫

## 現年課税化に対する団体の意見

- 源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地があるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。(東京地方税理士会)
- 現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。(日本商工会議所)
- 個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。(全国町村会)

【総務省個人住民税検討会「平成27年度報告書」より抜粋】

中小企業や小規模自治体に負担を強くない  
仕組みが必要！

## 【現年度課税について豊島区税務課職員より】

### 概ね賛成

- ・所得税の様に税金を国税の様に徴収すれば滞納が無くなるので地方の徴収部門が不要になる。不要になった分の人材を国税庁に出向させればよい。(整理グループ職員)
- ・窓口で説明をする際にわかりやすくなる。区民による年度の取り違いがなくなるのではないか。(証明グループ職員)

### 概ね容認

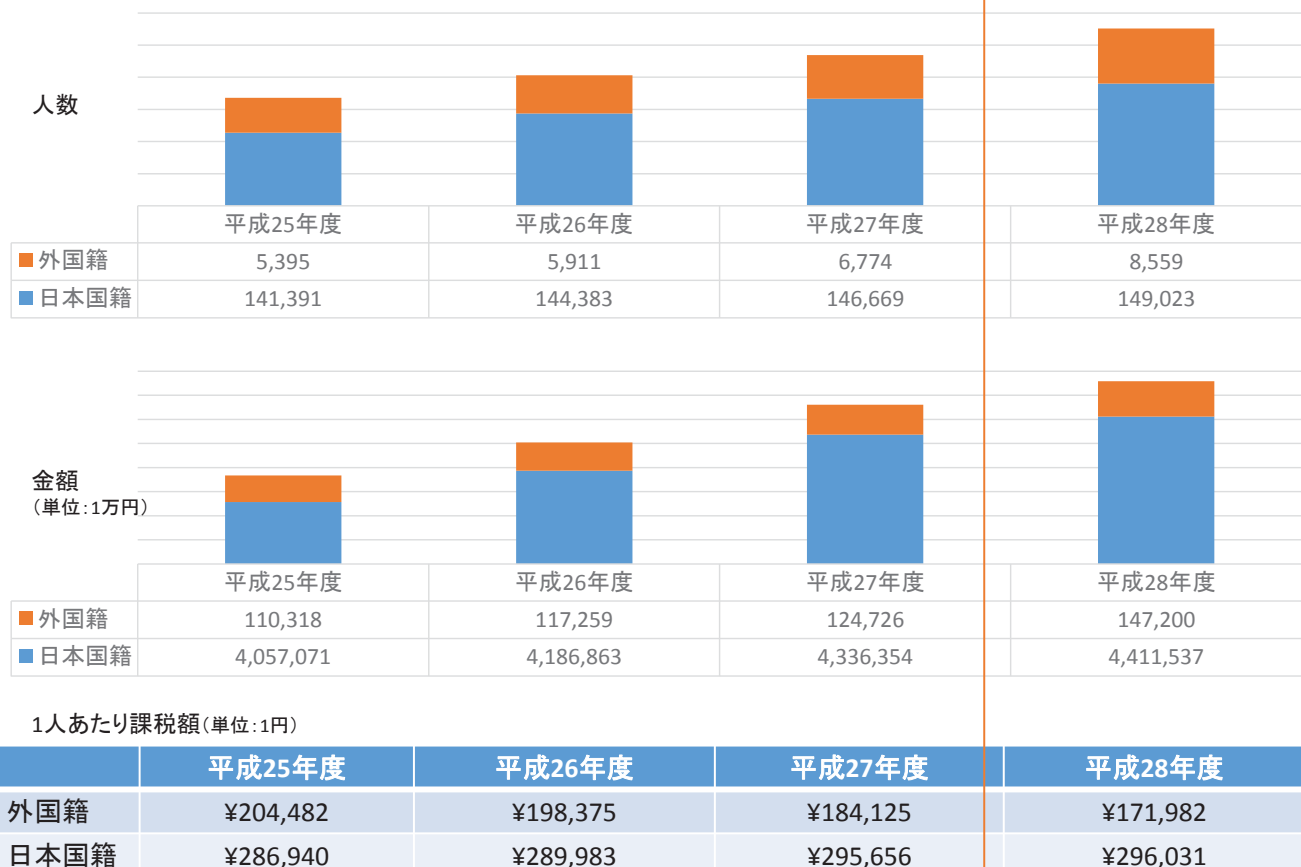
- ・全特で処理をするのであれば可能とは思いますが、事業者の協力がなければ成り立たない。どの時点で課税するのかが重要になるのではないか。(課税調整グループ職員)
- ・確定申告の年度の記載間違いが減るのでは。いずれにせよ事業者の協力は必要不可欠である。(課税グループ職員)
- ・現年度課税にすることで国が臨時給付金の給付時期の変更をするようであれば早めに支給が可能になるかもしれない。(臨時給付金グループ職員)

### 概ね反対

- ・税金の還付作業が発生するので還付金の作業量が増える。(収納グループ職員)

2

## 課税対象者分析①外国籍課税者





## 課税対象者分析②国外転出者

平成28年度課税者対象者全体  
(全体)

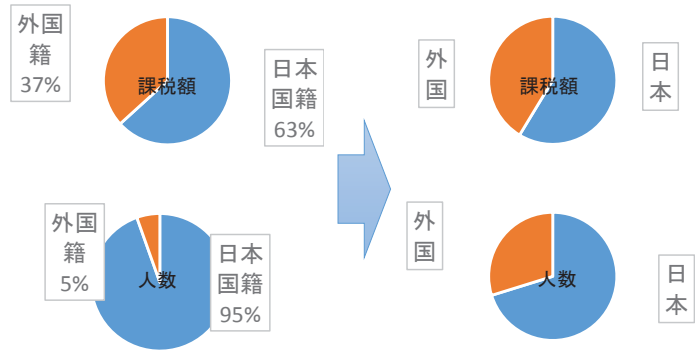
平成28年度課税者対象者全体  
(国外転出者)

### 平成28年度国外転出者

	金額	人数
日本国籍	¥129,528,900	297
外国籍	¥38,699,000	126



	1人あたり課税額
日本国籍	¥436,124
外国籍	¥307,135



海外転出者比較時のポイント数

	金額	人数
日本国籍	-4ポイント	-25ポイント
外国籍	+4ポイント	+25ポイント

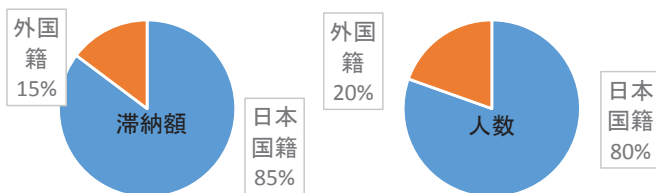
H28.10.13時点

- ・課税対象者及び金額は緩やかに増加傾向
- ・課税者全体に占める外国籍の1人あたり課税額は減少する
- ・国外転出者の1人あたり課税額は非転出者の1人あたり課税額より増加傾向
- ・国外転出者の割合では外国人課税対象者の一人あたり課税額の増加割合が高い傾向
- ・外国籍で日本国内に留まる納税者より、国外に転出する納税者の方が納税額が高い傾向
- ・上記傾向は引き続き継続すると予測される

4

## 滞納者分析: 国外転出者

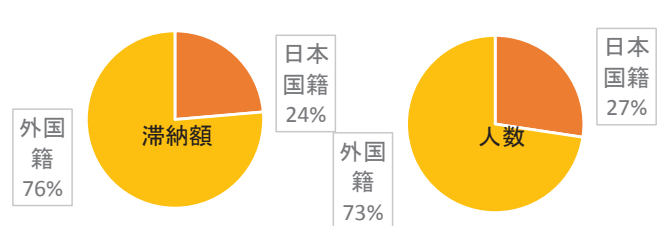
### 平成28年度滞納者全体



	滞納額	人数
日本国籍	¥674,391,744	12,343
外国籍	¥116,671,910	3,001

	1人あたり滞納額
日本国籍	¥54,638
外国籍	¥38,878

### 平成28年度海外転出滞納者全体



	滞納額	人数
日本国籍	¥1,429,600	23
外国籍	¥4,618,500	61

	1人あたり滞納額
日本国籍	¥62,157
外国籍	¥75,713

H28.10.13時点

- ・外国籍滞納者の1人あたり滞納金額及び滞納者に占める割合が大幅に増加
- ・現年度課税により税金の滞納が無くなれば、海外転出による逃げ得がなくなる。

# 現年課税化実現にはICTが不可欠

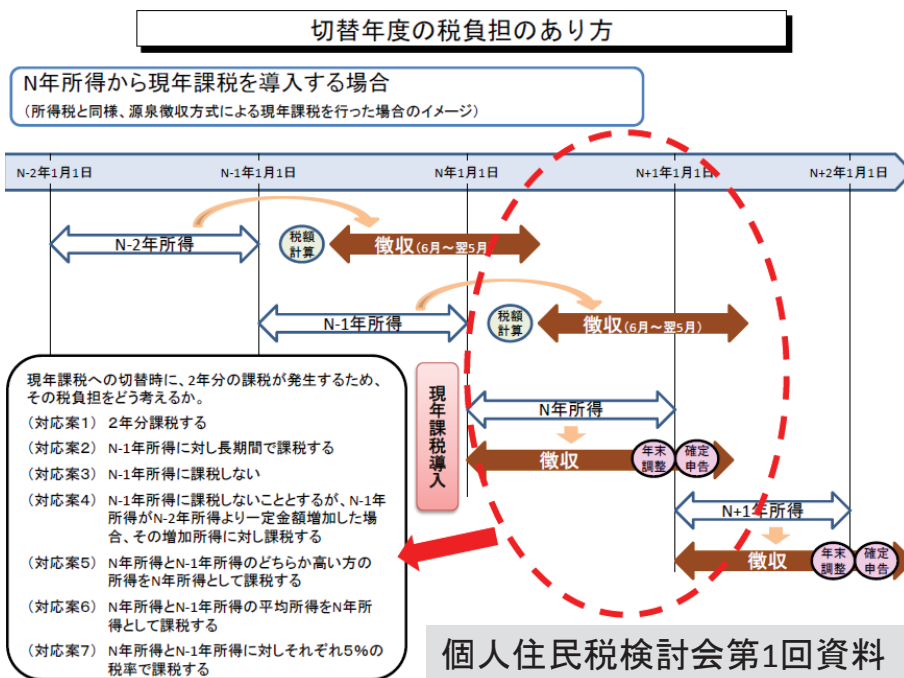
- 右の記事は現状の地方税納税を国税同様に企業が一括で納付できるシステムを構築するという記事である。
- 記事では全自治体が利用できる共用システムを構築し、企業は1つのシステムに入力すればよいこととなっている。
- このシステムを応用すれば、企業が住所地を意識せずに納付でき、自治体側も歳入の手間が軽減。



日本経済新聞(2016.10.12)夕刊記事

共用システムが住基と連動すれば、住登地課税も実現！

# 現年課税化の切替年度に関する論点



- 担税力に応じて行政サービスにかかる経費を分担するという住民税の理念からしても、ある年度を課税しないという方式は世代間の損得という議論を巻き起こすのでは。

前述共用システムがN年から稼働すれば、案7も可能?!

## (参考)第2

特別徴収税額通知(納税義務者  
用)等の電子化に関する資料



## 個人住民税に係る特別徴収税額通知 (納税義務者用)等の電子通知化について

- ① 特別徴収税額通知の電子化に係る  
これまでの議論

## 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化について

### ○電子化検討の経緯(平成24年個人住民税検討会報告書(抄))

この特別徴収税額通知は、書面により行われており、このため、給与支払者である企業は、従業員が所在する各市町村から送付されてくる通知を整理し、毎月の特別徴収税額を管理するためにシステムに入力等するとともに、従業員に対して紙で交付するという事務が生じている。

これらの事務負担に対し、昨年度の本検討会において、番号制度導入にあたっての国民、事業者の負担軽減と利便性の向上について議論した際に、民間出身の委員を中心に、以下のとおり番号制度を活用した特別徴収税額通知関連事務の負担軽減を求める意見が出された。

(中略)

地方税法第13条及び第43条がオンライン化の対象として規定されている。これにより、特別徴収税額通知は原則書面によることが必要であるが、オンラインにより電子的に行うことも可能と解される。

(中略)

地方税法施行規則の様式では、市町村長の押印をすることとされており、特別徴収税額通知をオンラインで行うにあたっては、電子署名を付すことが求められると解される。

### ○平成28年度から特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子正本化に対応

平成27年9月にeLTAXに電子署名を付す機能改修が完了し、電子通知の到達に係る規定については平成28年度税制改正において整備したことで、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、平成28年度分の通知から、電子データに電子署名を付すことで、オンライン送付を正本として送付できるようになった。

2

## 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

### ○特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(平成24年個人住民税検討会報告書(抄))

特別徴収義務者を經由した納税義務者への通知については、オンライン化法の対象とはならない。

また、事実上納税義務者が通知書を各種証明に使用していることなどから、書面による交付を希望する納税義務者や、そもそも電子的な通知の受領ができない納税義務者がいることも想定され、これらに配慮し、管理をするためには市町村、特別徴収義務者双方に過大な事務負担が生じることとなる。

(中略)

特別徴収義務者の負担の観点からは、特別徴収義務者を介さずに直接通知を送付できるようにすることが理想的であるが、そのためには、現在、特別徴収義務者を經由することとされている制度自体の見直しが必要であるとともに、納税義務者本人に電子的に通知を行うための仕組みが必要となる。

(中略)

そのような仕組みとして、番号制度導入後、マイ・ポータルにより、国民一人一人がインターネットで情報を確認できるようになることが想定されており、このマイ・ポータルを納税義務者への通知先として活用することが考えられ、特別徴収義務者を經由して行う現在の制度の在り方と合わせて、引き続き検討を行うこととすべきである。

### ○平成28年度以降の検討について

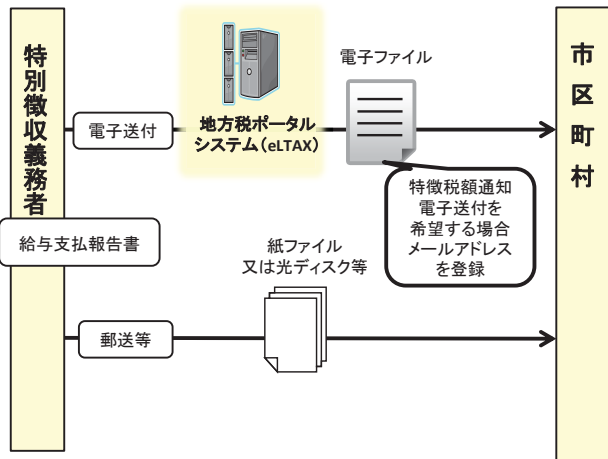
特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化が可能になったが、特別徴収義務者及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、特別徴収税額通知(納税義務者用)についても電子化を検討する。

番号制度導入に伴い、平成24年度本検討会において議題に挙がっていたマイポータル(現在はマイナポータル)を活用し納税義務者へ直接通知することができる可能性があり、来年7月には地方団体の運用が開始されることから、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について改めて検討を行い、特別徴収税額通知に係る事務負担軽減の方策について再び検討を行う。

3

## 特別徴収義務者・市町村間における主な住民税関係事務の流れ

### 給与支払報告書の提出（～1月末）

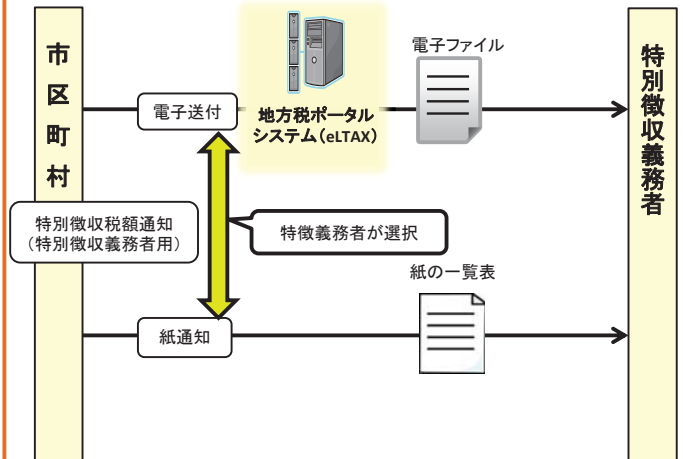


○給与支払報告書のeTAX等による提出率

年度	全提出件数	オンライン提出率 (eTAX経由)	電子的提出率 (eTAX又は光ディスク等による提出)
平成23年度	75,384,347	9.0%	16.4%
平成24年度	75,956,697	12.0%	19.2%
平成25年度	77,326,760	26.1%	32.0%
平成26年度	78,789,120	29.6%	34.7%

※平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票等の枚数が1,000枚以上の者は、電子的に提出しなければならない。

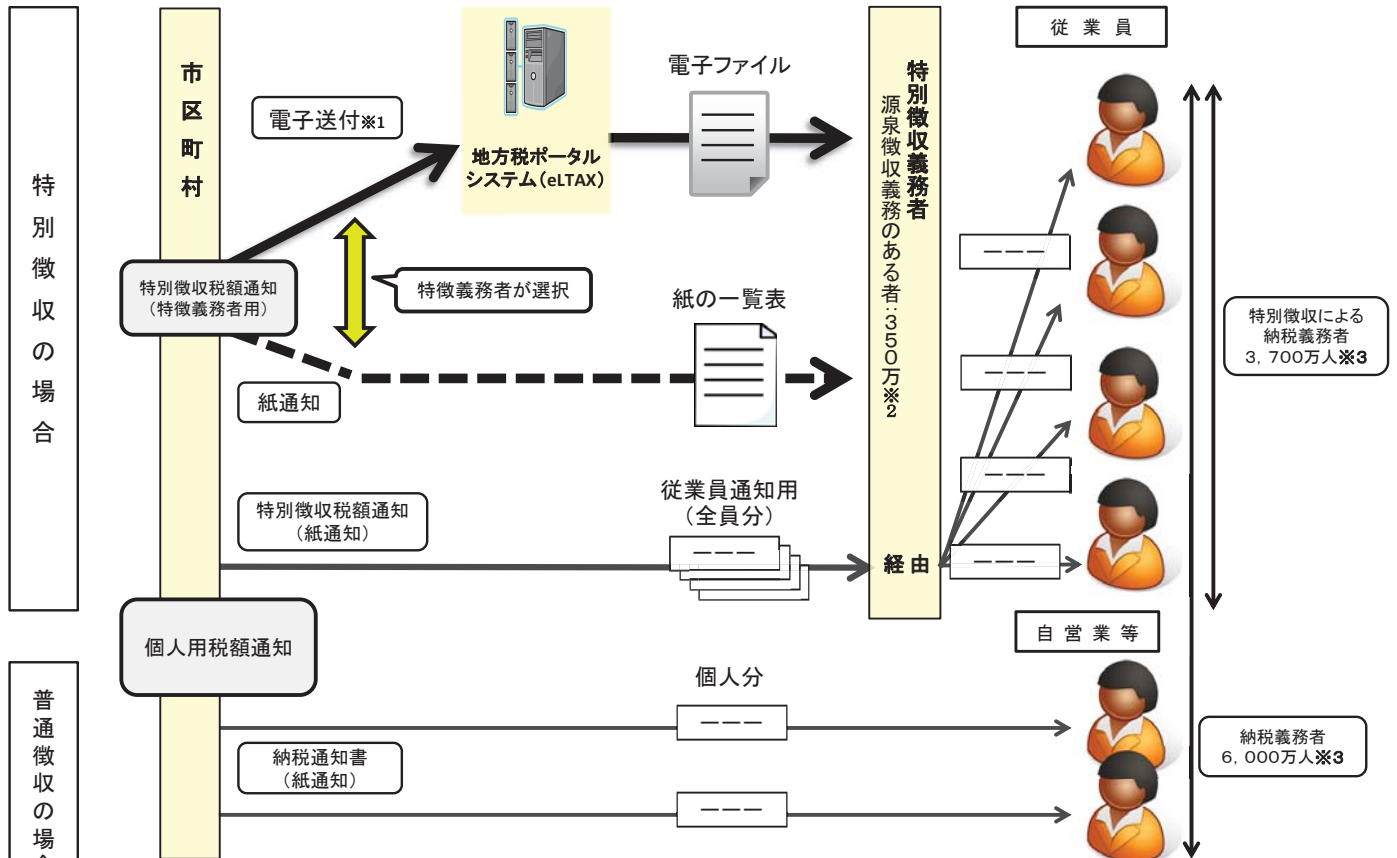
### 特別徴収税額通知（～5月末）



○特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子正本送付の経緯

- eTAXの機能追加(平成27年8月)に伴い、平成28年度課税分の個人住民税からは、市区町村から電子署名等を添付した特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を送付することが可能となった。
- オンライン送付の場合における特別徴収税額通知の「到達」に係る規定を整備。（平成28年4月1日施行）
- 電子での正本送付を希望した場合は、上記システム改修に対応した市区町村から平成28年度課税分の個人住民税から順次、オンラインでの送付が可能となっている。

## 給与所得にかかる個人住民税における特別徴収税額通知



※1・・・eTAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、H28年度以降システム改修した市区町村から順次対応  
 ※2・・・出典：国税庁 平成26年度法人課税課調  
 ※3・・・出典：平成27年度市町村税課税状況等の調

## ② 地方団体へのアンケート調査結果

6

個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子通知化の地方団体調査結果について

---

### ○概要

個人住民税に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子通知化を検討するため自治体に調査を行った。

### ○対象

政令市、中核市、施行時特例市及び左記を除く県庁所在市(125団体)

### ○調査期間

平成28年6月15日～6月23日

### ○集計項目

1. 電子通知の送付方法について
2. 電子通知化の導入時期について
3. 電子通知化のメリットについて
4. 電子通知化のデメリットについて
5. マスキングについて

※ 項目によっては回答のない団体もあること。また、複数回答としている項目もあることから、各回答の合計(団体数)は、全団体数(125団体)と一致しない。

7



○「電子通知化の導入手順及び導入時期について」の集計結果は下記のとおり。(選択式)

1. マイナンバーカード(マイナポータル)の普及割合が一定以上になった上で導入すべき。	64団体
2. 長期的な課題もあり、また一時的にコストが増えることから導入は時期尚早。	36団体
3. 給与支払報告書の電子提出が一定以上になった上で導入すべき。	6団体
4. できるだけ速やかに導入してほしい。	4団体
5. その他	14団体

○通知の電子化やマイナポータルを使用することは、一定以上の普及がなされた後に導入を希望する団体が多い。

8

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

①「現行の書面の場合と同様に、特別徴収義務者に対して送信し、特徴義務者から納税義務者に送信してもらう」のメリットについて主な意見は下記のとおり。

1. 市区町村の印刷・郵送コストの低減、送付事務の効率性の向上	69団体
2. 誤送、紛失、汚損、個人情報流出の低減	5団体
3. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)と同じタイミングで送信できる	3団体

※ 重複・複数回答を含む。

○市区町村側のコスト減や、効率化に繋がるが、企業側のメリットを挙げた回答がほぼない。

9

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

①「現行の書面の場合と同様に、特別徴収義務者に対して送信し、特徴義務者から納税義務者に送信してもらう」の課題について主な意見は下記のとおり。

1. マスキング、個人情報の秘匿が困難	51団体
2. 市区町村及び特別徴収義務者のシステム改修、書面との並行管理の負担	50団体
3. 納税義務者が受け取る際の真正性の確保、到達の確認	45団体
4. 特別徴収義務者の管理の煩雑さ、データ削除の徹底、書面提出の事業所への配慮	16団体
5. 現行のオンライン化法に反する	2団体

※ 重複・複数回答を含む。

○特別徴収義務者を經由する電子通知は、納税義務者の所得情報を秘匿することが困難であることを指摘する意見が多く、また特別徴収義務者から納税義務者へ交付する際の方法や、通知の真正性について憂慮する団体が多数存在した。

10

○特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合

②「納税義務者宛て(マイナポータルを想定)に市区町村から直接送信する」のメリットについて主な意見は下記のとおり。

1. 個人情報の保護	43団体
2. 市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減	29団体
3. 特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)	14団体
4. 個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減	13団体
5. 市区町村から納税義務者への確実な通知、迅速性	12団体

※ 重複・複数回答を含む。

○市区町村から納税義務者へ直接送信することで、納税義務者のプライバシーが守られることや、それに係る費用の削減、事業所の經由する事務負担の削減を挙げる団体が多い。

11

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子化して送信するとした場合  
 ②「納税義務者宛て(マイナポータルを想定)に市区町村から直接送信する」の課題について主な意見は下記のとおり。

1. ネット環境のない納税者の取り扱い、配慮、マイナポータルの普及率	75団体
2. 書面通知の希望者の把握・管理の煩雑さ	27団体
3. 市区町村の改修コスト	20団体
4. 送信件数の膨大さや誤送信	13団体
5. 住登外者、死亡者(相続人)、納税管理人への取り扱い	10団体
6. サイバー攻撃を含めた個人情報流出の懸念・セキュアの徹底	7団体
7. 操作方法等、窓口への問い合わせの増加	6団体

※ 重複・複数回答を含む。

○納税義務者間の情報格差や市区町村側の書面との並行管理・改修コストについて憂慮する意見が多い。また、市区町村から納税義務者へ個々に送信することについての処理時間を気にする団体もあった。

- 「特別徴収税額通知(納税義務者用)のマスキングについて」について実施団体数及び実施時期は下記のとおり。

マスキングを行っている。	56団体
マスキングを行っていない。	69団体

○実施時期

平成23年度以前	20団体
平成24年度	3団体
平成25年度	2団体
平成26年度	6団体
平成27年度	13団体
平成28年度	12団体

○行っていない団体の回答

平成29年度実施予定	23団体
平成30年度実施予定	1団体
検討中	6団体
無回答	39団体

# 特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化に対する地方団体からの意見のまとめ

○地方団体からは、将来的には特別徴収税額通知(納税義務者用)及び納税通知書の電子化を行うべきとの意見が多かった。

○地方団体が考える電子化の主なメリットは下記のとおり。

- ・市区町村の印刷・郵送費用や事務負担の軽減
- ・特別徴収義務者の事務負担の軽減(納税義務者へ交付する必要がなくなる)
- ・個人情報の保護が図られる、個人情報の流出や紛失等のリスクの軽減(マイナポータルへ直接送付する場合)

○一方で、地方団体からは特別徴収税額通知(納税義務者用)の早期電子化の導入については、以下のとおり慎重な意見も多かった。

(マイナポータルへ送付する場合)

- ・高齢者などマイナポータルにアクセスできない納税義務者が残ることに関する事務負担
- ・マイナポータルの普及率が低い場合は電子通知を原則化しても対象者が少なく、電子通知の導入効果が小さい一方、電子通知以外の者に対して書面による通知を行うこととなる市区町村の事務負担が大きい。

(eLTAを通じて特別徴収義務者を經由して通知する場合)

- ・現行のオンライン化法では、特別徴収義務者を經由する場合、正本通知とはならない。
- ・マスキング処理を施すことができないなど個人情報の秘匿が困難
- ・納税者が受け取る際の真正性の確保の課題

(普通徴収にかかる納税義務者に適用する場合)

- ・市区町村で電子納税を導入していない場合は、改めて書面で納付書を送付する必要がある。

## 参考: 給与所得にかかる個人住民税における特別徴収税額通知(様式)

特別徴収税額通知  
(特徴義務者用)

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

課税市町村名

〒

殿

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
月別額	6月分		12月分	
	7月分		1月分	
	8月分		2月分	
	9月分		3月分	
	10月分		4月分	
	11月分		5月分	
(備考)				

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村民税条例第 条の規定によって、平成 年度 給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおりに決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

指定番号	地名	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	(摘要)
	住 所		氏 名	個人番号								
					変更月	月						

特別徴収税額通知  
(納税義務者用)

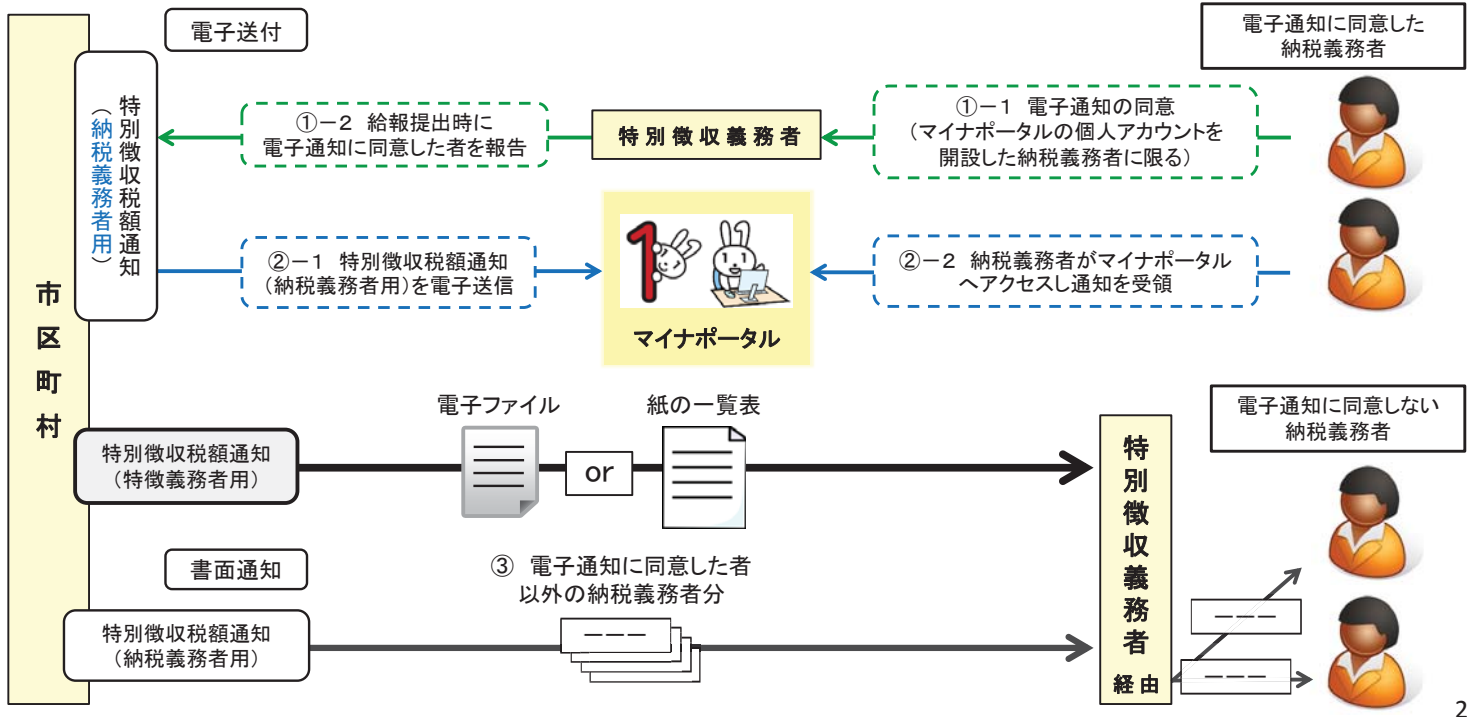
平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

<p>所得</p> <p>給与収入</p> <p>給与所得</p> <p>その他の所得</p>	<p>主たる給与以外の合算所得区分</p> <p>所得区分</p> <p>所得金額</p>	<p>課税所得</p> <p>山林所得</p> <p>分譲長期譲渡</p> <p>株式等の譲渡</p> <p>上乗せ株式等の配当</p> <p>先物取引</p>
<p>控 除</p> <p>医療費</p> <p>社会保険料</p> <p>小規模企業共済</p> <p>生命保険料</p> <p>地震保険料</p>	<p>保 険 者</p> <p>配偶者特別控除</p> <p>扶 養</p> <p>基 礎</p> <p>所得控除合計</p>	<p>扶養親族区分</p> <p>本人課税区分</p>
(摘要)		

市町村民税	道府県民税	受給者番号	氏 名	受給者番号																																																				
特別徴収税額	特別徴収税額		住 所	氏 名 番号																																																				
税額控除額	税額控除額	<p>あなたの特徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の受取事務に付随する場合は、この通知書を受取った日の翌日から起算して60日以内(市町・村)または起算して高層専攻をすることがあります。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の高層専攻に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市・町・村)を原告とする訴訟を提起する必要があります。)</p> <p>なお、税額の取消しの際は、前記の高層専攻に対する決定を撤回または取り消すことができないこととなります。また、請求書が提出された日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、⑤5分、税分の執行又は半納金の執行により生ずる等しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、⑥その他決定をしないことにつき正当な理由があるときは、決定を撤回しなくても税分の取消しの訴えを提起することができます。</p>																																																						
均等割額	均等割額	平成 年 月 日																																																						
特別徴収税額	特別徴収税額	市町村長 氏 名 印																																																						
控除不足額	控除不足額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納付額</th> <th>6月分</th> <th>7月分</th> <th>8月分</th> <th>9月分</th> <th>10月分</th> <th>11月分</th> <th>12月分</th> <th>1月分</th> <th>2月分</th> <th>3月分</th> <th>4月分</th> <th>5月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前税額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更月</td> <td colspan="12">月</td> </tr> </tbody> </table>			納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	変更前税額													増減額													変更月	月											
納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分																																												
変更前税額																																																								
増減額																																																								
変更月	月																																																							

## 案①(マイナポータルへの送信案)

- ①市区町村は特別徴収義務者からマイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち電子通知に同意する者の情報を給与支払報告書により受領  
 ※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)  
 ②同意した納税義務者に対して電子通知をマイナポータルへ送信し、納税義務者がマイナポータルへアクセスし通知を受領  
 ③電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては従前通り書面にて通知  
 ※特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を改正(電子通知の有無の欄を追加)



2

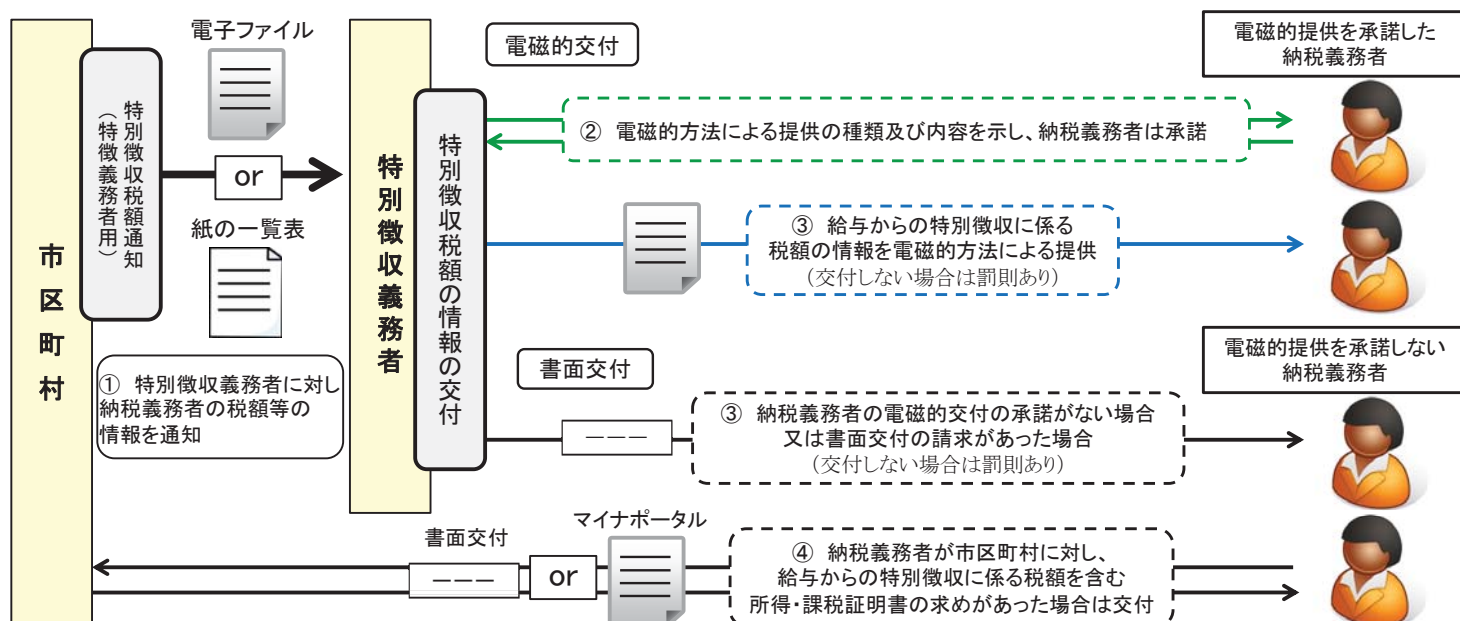
## 案①(マイナポータルへの送信案)の課題等

- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等が減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修  
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コストが大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

3

## 案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
  - ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
  - ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報を交付
- ※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



4

## 案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)の課題等

### ○市区町村の事務負担は減少

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
- ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。

### ○特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)

### ○現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続において証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)

### ○賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について

- ・賦課税目である個人住民税にあって、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
- ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。

### ○この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

5

## 個人住民税における特別徴収税額通知書の通知項目について

### 1 昭和29年(地方税法施行時)

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額、税率)

### 2 昭和52年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額、  
市町村民税・道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・  
税額控除額・税率)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、市町村民税・都道府県民税別の課税標準額・所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

### 3 平成5年改正

- ・ 特別徴収義務者用(納税義務者別の特別徴収税額、月割額)
- ・ 納税義務者用(月割額、特別徴収税額、給与収入額、所得額、所得の区分、  
所得控除額、課税標準額、所得控除内訳、扶養親族、本人区分  
市町村民税・道府県民税別の所得割額・均等割額・税額控除額、税率)

6

## 他の賦課税目との通知の流れの比較



個人住民税における特別徴収については、他の地方税賦課税目とは異なり、地方税(個人住民税)を納付する者が特別徴収義務者であるため、特別徴収義務者及び納税義務者に対して通知している。

納税義務者に対しては他の賦課税目と同様に税額の算定の基礎となった課税標準額等を通知する必要がある。

地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)  
(用語)

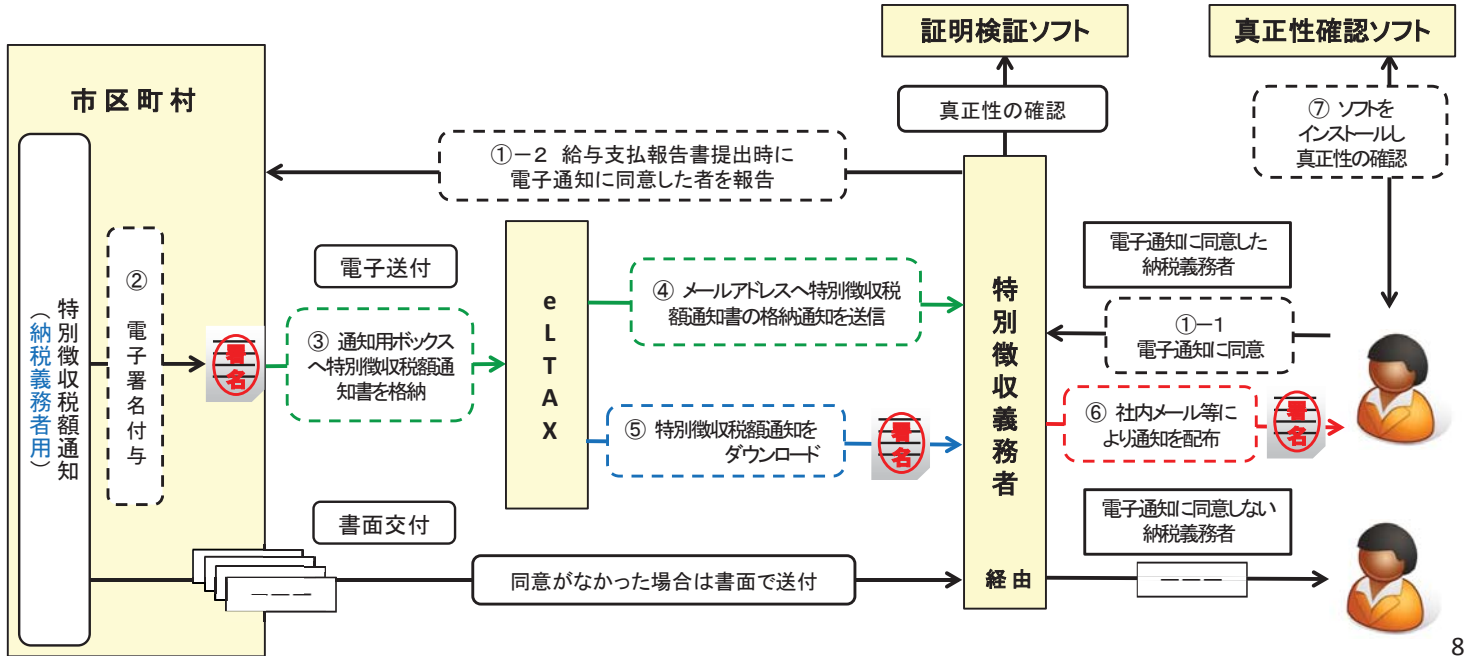
第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

7

### 案③(地電協経由案)

- ① 納税義務者が電子通知に同意した後、特別徴収義務者は同意の旨を市区町村へ連絡  
※ 給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ② 市区町村は、特別徴収税額通知の納税義務者単位及び事業者単位のデータに対し、電子署名を付与
- ③ 市区町村は、eLTAX中の特別徴収義務者の通知用ボックスに、特別徴収税額通知を格納
- ④ 特別徴収税額通知の格納通知を、特別徴収義務者のメールアドレスへ送信
- ⑤ 特別徴収義務者は、eLTAXで特別徴収税額通知をダウンロード
- ⑥ 特別徴収義務者は、社内メール等を通じて、納税義務者へ特別徴収税額通知を配布
- ⑦ 納税義務者は、特別徴収税額通知の真正性を確認するためのソフトを、自らのパソコンにインストール



8

### 案③(地電協経由案)の課題等

- 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知書の電子化が可能となる。また、電子化のメリットも大きくなることから特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が納税義務者に対し、特別徴収税額通知書(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分のコスト等を減少できる。
- 納税義務者のプライバシーを保護できない
  - ・ 電子的にマスキング処理をすることは技術的に困難であり、特別徴収義務者は納税義務者の所得情報を見ることができる。
- 納税義務者が通知書の真正性を確認するには、納税義務者に一定の負担がかかる
  - ・ 特別徴収義務者は、ソフトを用いることで通知書の真正性を確認することができる。
  - ・ 一方で、納税義務者が通知書の真正性を確認するためには、納税義務者が自らのパソコン等に検証ソフトをインストールする必要がある。(システムによっては、本人確認の上で事前に利用者登録が必要となる場合もありうる。)
- 市区町村のシステム改修等
  - (同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与などの改修コスト等が大きくなる)
- 市区町村の事務の増加
  - ・ 市区町村の事務は、電子通知・書面通知対象者の二重管理について純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

9



# マイナンバー制度開始に伴う 企業業務の改善提言

～企業の個人住民税納税手続きの実状と課題～

2016年10月27日 日本電気株式会社

## はじめに

マイナンバー制度開始で行政側事務の効率化は確実に進んでいます。

一方、社員・家族のマイナンバー収集、改正個人情報保護法による書類保管や情報システム改修等、企業の負担は高まっています。

ここに企業の負荷軽減をご理解頂き、現場ヒアリングから得た“マイナンバー制度で可能となる企業共通の業務改善提言”を示します。

本提言は、納税事務に関する社会コストの削減に繋がるばかりでなく、異なる組織間の情報交換の精度向上に資すると考えます。

関係者皆様のご理解賜りたくお願い申し上げます。

## 1. 源泉所得税の算定と納付

本資料の  
対象業務

## 2. 住民税特別徴収税の納付

## 3. 社会保険の手続きと保険料納付

**個人住民税 特別徴収事務  
現状の流れと高負荷業務**

# 企業の人事・給与業務 年間スケジュール (全体像)

- ◆ 法律に基づく企業共通の人事・給与業務の年間スケジュールを記しました。
- ◆ 最も複雑で繁忙を極めるのは**納税事務**であり、当該業務の運用改善は企業共通の課題です。

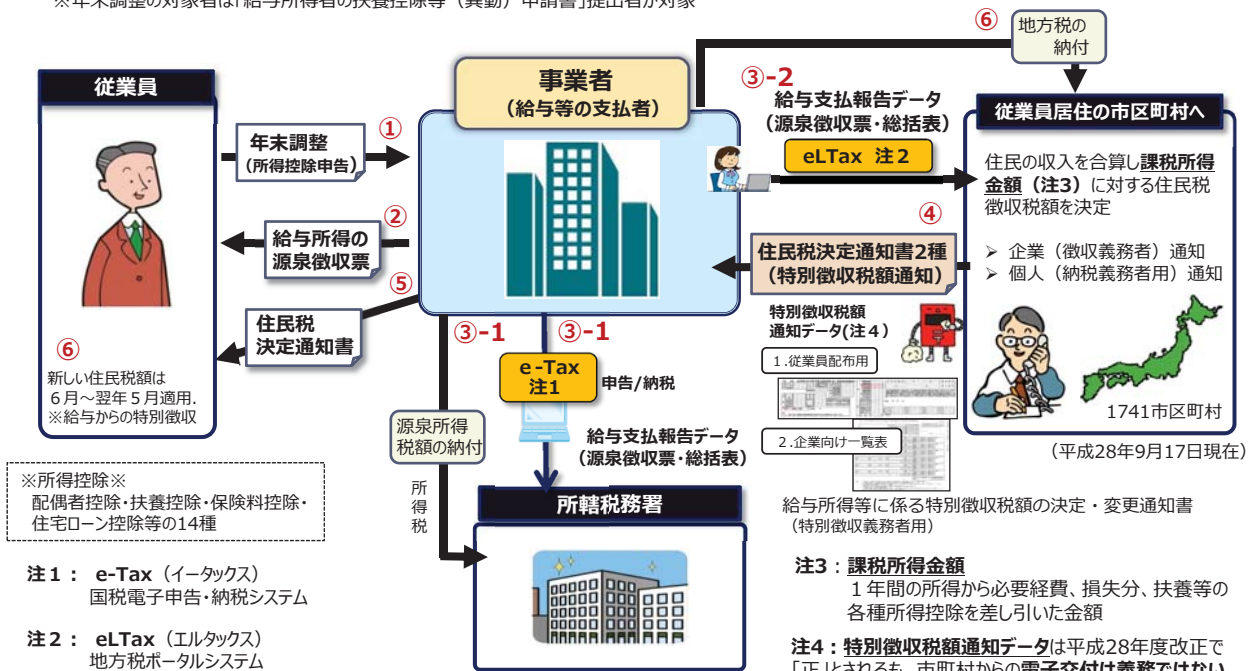
実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
業務区分						
非定型業務	<b>① 納税事務対応 (法改正対策)</b> > 新入社員の各種資格取得届 健康保険・厚生年金 / 雇用保険への新規加入手続き	<b>④ 住民税の特別徴収税額通知</b> 送付先市区町村から個別に郵送されてくる個人用と一覧表の2種類 ※社員個人へ手渡し (休業者等へは郵送)	> 労働保険料の年度更新 (6/1~7/10) > 被保険者賞与支払届 (賞与支払月)	> 標準報酬月額の設定決定 (算定基礎届) > 賞与分の源泉所得税の納税 > 賞与分の社会保険料の納税		<b>① 年末調整準備 (来年度分準備に着手)</b>
定型業務	★ 毎月実施 ★ > 前月分の源泉所得税・住民税納付 (10日迄) / 前月分の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料納付 (月末迄)					

実施月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業務区分							
非定型業務	算定基礎届で改定された社会保険料徴収額変更 (9月分から変更保険料適用: 翌月徴収)	<b>① 年末調整開始 (年間給与/控除申告/税額算定他)</b> > 被保険者賞与支払届 (賞与支払月)		<b>① 年末調整後の源泉所得税の処理</b> <b>② 源泉徴収票 (所轄税務署へ)</b> <b>③ 給与支払報告書 (1/1の住所地市区町村へ)</b> ★ 年末調整の精算税額納税 (1/10) ※ 年末調整の再計算 (申告訂正再計算) ★ 源泉徴収票・給与支払報告書を31日迄に提出			年末調整業務
定型業務	★ 毎月実施 ★ > 前月分の源泉所得税・住民税納付 (10日迄) / 前月分の健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料納付 (月末迄)						

# 企業の納税事務 手続きフロー (①~⑥の順)

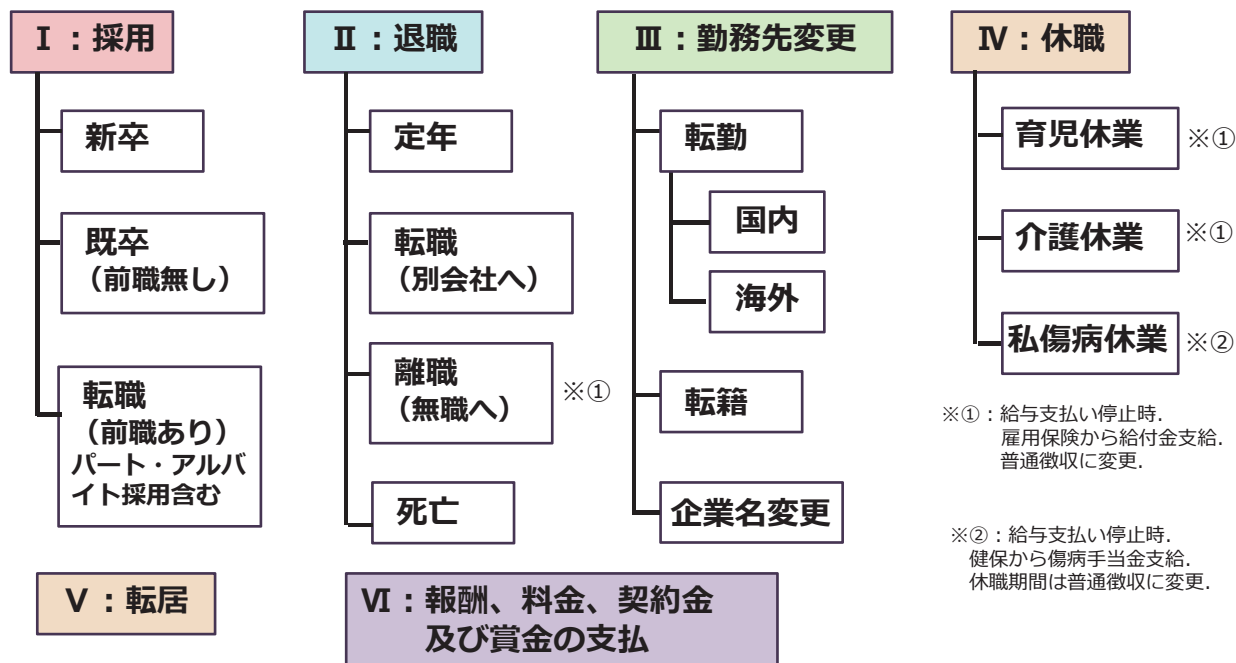
- ◆ 企業は給与支払い実施者として年末調整 (源泉徴収額と実税額との調整作業) の実務を担っている。
- ◆ 企業が年末調整分を控除・加算して源泉所得税額を算定し、源泉徴収票 (給与支払報告書) を、税務署と従業員への居住する市区町村へ提出・納税する。

※年末調整の対象者は「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申請書」提出者が対象



## 高負荷業務（その2）：従業員の異動に伴う手続きⅠ～Ⅵ

給与支払いの開始や停止等に伴い、企業から市区町村への申請手続きが都度発生。期間の定めのある雇用契約や中途採用・転籍等の人材流動化でも企業事務は年々増加。



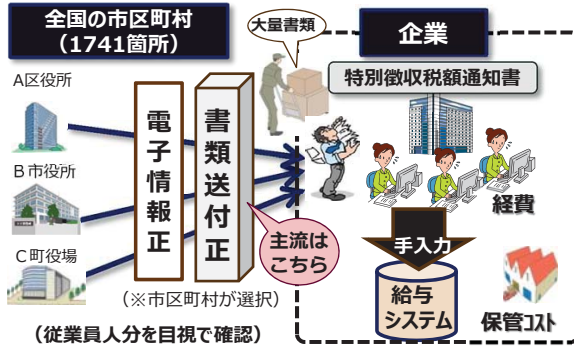
## 納税業務改善提言

～住民税決定通知の受領手続きを中心に～

# 提言① 全市区町村から特別徴収税額通知の電子化送付希望

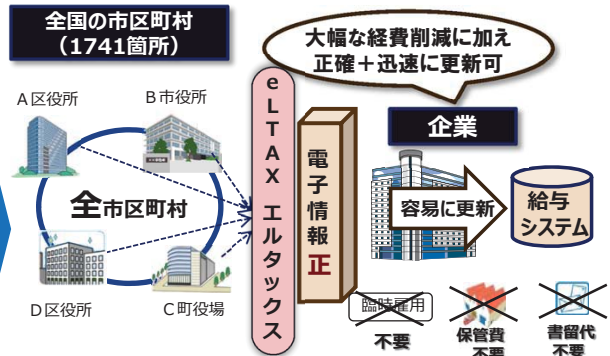
## ●電子データの提供環境整備を策定し、希望企業に全自治体から税額通知を電子送付頂きたい

### 現状課題



- 市区町村交付の「特別徴収税決定通知」は、H28年度税制改正で電子情報「正」となった
- 自治体送付は書類が主流のため企業コスト（臨時雇用+開封+確認+手入力）変わらず
- 自治体からの送付帳票へのマイナンバー記載で安全管理措置（保管+郵送他）コスト増

### 期待される効果



- 「特別徴収税決定通知」を全ての市区町村から電子交付付されれば**正確で迅速に更新可能**
- 安全管理措置コスト（人件費+保管費+関連経費）を**大削に削減**
- **個人向け通知書交付事務の効率化**

8

© NEC Corporation 2016

Orchestrating a brighter world **NEC**

## 【ご参考】多様化する住民税決定通知（個人用）

### 現状課題

- ◆ 提供形式（封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ）は自治体独自であり、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。（6月分給与から税控除と従業員への通知が必要のため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊）
- ◆ 総務省通達（※）により個人情報保護シール添付自治体はさらに拡大が予想され、書類形式もさらに多様化へ。

（※）個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の記載内容に係る秘匿措置の促進（平成28年10月14日）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107977.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107977.html)

### <納税義務者（従業員）へ企業経由で自治体から交付される通知書の一例>

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

〈個人情報保護シール〉

このシールは、必ずご本人ががし、内容をご確認ください。  
 ※シールは一度はがすと、再度貼れません。

### シール貼付け型

### シーリング型

- 企業の給与担当者経由での交付より、自治体からの直接交付の方が合理的。（時間的短縮/人材流動化対応）
- 源泉徴収票の従業員への電子化交付は許可済。

**希望企業への電子的提供、または住民への直接交付を希望します**

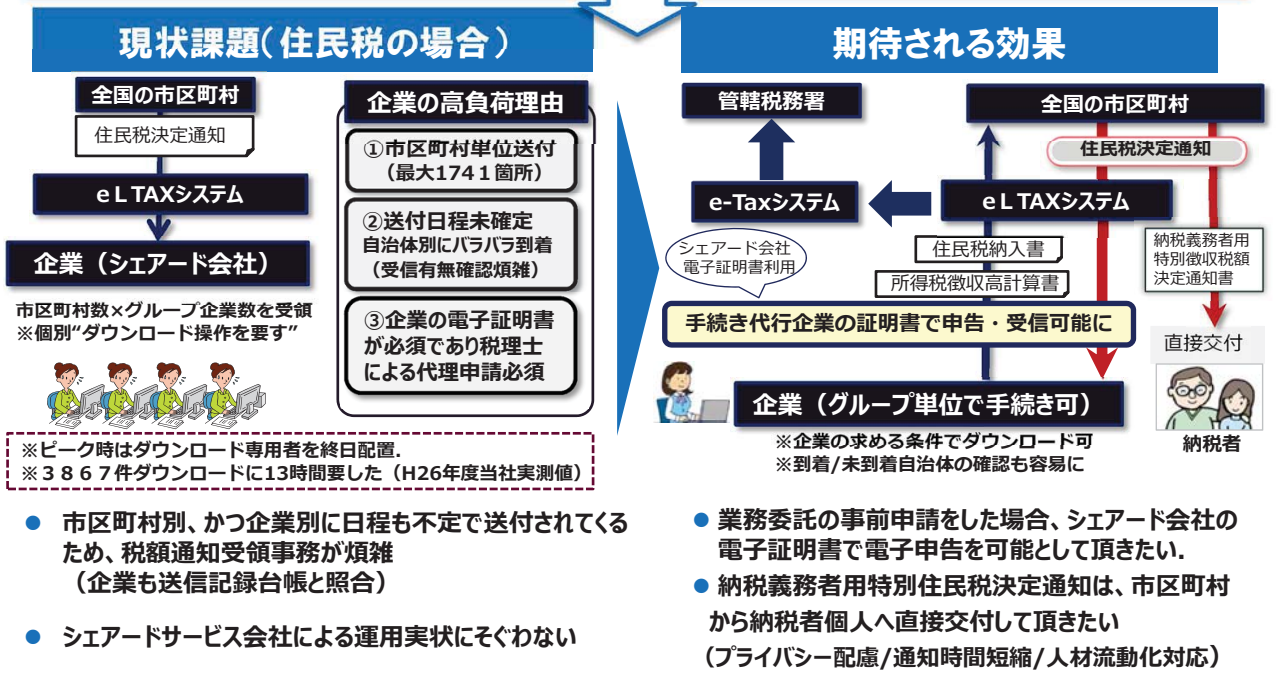
9

© NEC Corporation 2016

Orchestrating a brighter world **NEC**

# 提言② 運用実態に沿った電子申請改善で利用率向上へ

## ● 人事・給与業務のシェアードサービスにも適応できるようにグループ単位での電子申請手続きを認めて頂きたい



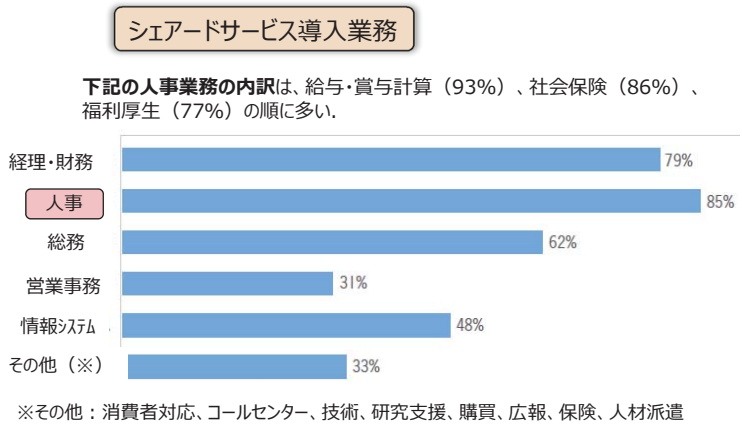
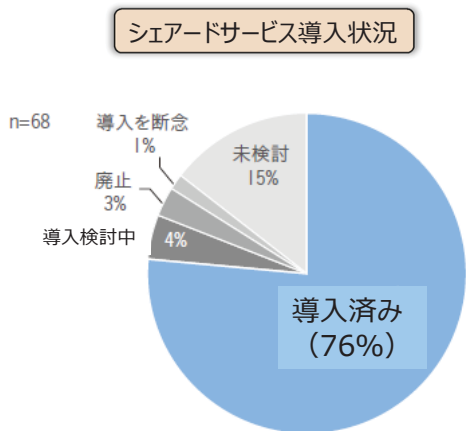
10

© NEC Corporation 2016

Orchestrating a brighter world **NEC**

## 【ご参考】国内大手企業のシェアードサービス利用状況

- ◆ シェアードサービスは、企業グループ内の経理・人事総務等の間接業務の処理を1社に集約する手法です。
- ◆ 業務集約で人件費等のコスト削減と業務品質の向上効果が期待できます。
- ◆ シェアードサービスは大手企業の多くが導入済みであり、導入率が高いのは人事業務の給与・社会保障です。
- ◆ グループ連結経営の増加やコア事業の強化、ネットワーク技術の進化で更なる利用増が見込まれています。



出典：アビームコンサルティング株式会社「日本型シェアードサービスの再生と進化」調査レポート(2012)  
 シェアードサービスを導入している連結売上高1,000億円以上または従業員数2,000人以上の東証一部上場企業を中心とする本社経営企画担当責任者、シェアードサービス主管部門責任者、シェアードサービス担当責任者を対象にアンケート調査とインタビュー調査を実施した結果。  
<http://jp.abeam.com/collaterals/pdf/RR077.pdf>

11

© NEC Corporation 2016

Orchestrating a brighter world **NEC**

## まとめ

1. 希望企業に対しては、特別徴収税額通知の全自治体からの電子化送付をお願いしたい。
2. シェアードサービスにも適応できるように、グループ企業単位での電子手続きを認めて頂きたい。
  - ・ e L T A X 経由での納税申告を可能として頂きたい。
  - ・ 納税義務者用特別徴収税額決定通知書は市町村から納税者個人へ直接交付して頂きたい。
3. 住民税の現年課税を実現して頂きたい。

Orchestrating a brighter world

**NEC**

## 第3回 個人住民税検討会

議題 特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び  
納税通知書の電子化について

横浜市 税務課長 室 雄司  
平成28年10月27日

特別徴収税額通知(納税義務者向け)及び納税通知書の電子化について

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、社会保障・税番号制度の導入を前提としている内容であるが、同制度におけるマイナポータルの利用スキームに不確定な部分が多く、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。



# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## 1 現状

### (1) 特別徴収に係る税額通知の通知方法

特別徴収義務者経由で個々の納税義務者に通知(地方税法第321条の4)

○地方税法第321条の4(抜粋)

略 当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(中略)を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項及び第八項において「通知事項」という。)を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

### (2) 税額通知書に記載すべき事項

普通徴収の納税通知書については地方税法第1条第6項に規定。特別徴収の税額通知書については、実務提要において納税通知書の定義に準ずる旨の記載。

○地方税法第1条第6項

納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

市町村税実務提要

問 法第321条の4によつてする特別徴収税額の通知に、納税義務者の住所をいれなくて送付しても差し支えないか。

答 特別徴収税額通知書は納税通知書と同様の性格を持つものであることから、法第1条第6項の納税通知書の定義規定と同様に考えられる。以下略

### (3) 税額通知書のマスキング

納税義務者向けの税額通知書には賦課の根拠となつた情報(給与以外の所得や障害者控除等)が記載されている。

⇒近年の個人情報保護の意識の高まりからマスキング等の対応を取る自治体も。

3

# (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

## 2 案① マイナポータルへの送信

【前提】マイナポータルへの送信をもって通知したとみなす法整備がされている。

### (1) 概要

これまで特別徴収義務者を經由して送付していた税額通知書について、マイナポータルを利用して個人に通知。⇒ 税額通知書の納税通知書化

### (2) メリット・デメリット等

#### ア メリット

- ・他所得等の情報を特別徴収義務者に知られるリスクの減。(納税者)
- ・郵送経費の軽減。(市町村・特別徴収義務者)  
→ ただし、個別の納税義務者の希望制であるため、従業員が1名でも紙の通知を希望する場合、結果的に特別徴収義務者への送付は行われることとなるため、市町村においては効果は限定的。  
また、特別徴収義務者においても、全国の従業員を1か所で給与管理をしている場合に限られる。

#### イ デメリット

- ・納税義務者単位での情報管理が必要なため、システム改修が大規模。(市町村)
- ・特別徴収義務者、納税義務者双方で電子通知の希望の有無が生じ、紙と電子通知の混在の度合いが高まるため、情報管理や印刷、封入等の通知書発送に係る運用等の管理が複雑化。(市町村)
- ・個別の従業員に係る電子通知の希望の有無について管理が必要。(特別徴収義務者)

#### ウ 課題

- ・納税者の希望の有無を特別徴収義務者経由で提出。(給与支払報告書に記載)  
→ 記入漏れ等による苦情につながるおそれがある。
- ・納税義務者が送信された通知を印刷した場合、現行の紙通知と同様の取扱いとできるか。(公印等)

4

## (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

### 3 案② 源泉徴収票と同様の方式

【前提】特別徴収義務者を經由して電子通知を送付することが正本送付にあたる法整備がされている。

#### (1) 概要

既存の税額通知書と同様に、特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知。ただし、納税義務者に交付されるのは特別徴収に係る税額の情報。

#### (2) メリット・デメリット等

##### ア メリット

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の作成・郵送コストの削減。(市町村)
- ・個別の納税義務者の情報管理が必要ないため、案①に比べシステム改修経費が安価。(市町村)

##### イ デメリット

- ・通知記載情報が基本的に税額のみとなるため、現在の法定様式に記載されている事項について、必要に応じて別途証明取得が必要。(納税者)
- ・個別の従業員に係る電子通知の希望の有無について管理が必要であるとともに、紙での交付希望者への印刷が必要。(特別徴収義務者)

##### ウ 課題

- ・電子申告による給報提出が全体の4割(横浜市の場合)という状況(特別徴収義務者の給与支払事務に係る電子化が進んでいない状況)で、電子的に送付された通知に特別徴収義務者が対応可能か。(納税義務者に電子的に通知を配信する手段がない特別徴収義務者も存在するのではないか)
- ・既存の税額通知に比べ、賦課根拠などの情報がなくなることが、納税者の課税の適正性への理解を損なうこととならないのか、既存の通知と同様の情報を通知できないのはなぜか、等の整理が必要。

##### エ その他

- ・企業の所持する端末(個々の従業員が使用)に電子通知を送信することで交付とできるか(個人アドレスではなく、会社の管理下の個別アドレスへの送信)。
- ・社会保障分野での税額通知の利用は情報連携で減少見込み → 民間利用はどの程度あるのか。

5

## (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

### 4 課題整理

#### (1) 案①と案②の比較

	通知内容	システム改修	通知作成(印字・封入・発送等)	納税者負担	特別徴収義務者における負担	情報の秘匿性
案①	従来通り	個別の納税者管理が必要なため「大」	紙と電子の通知混在による、改修や運用変更、委託内容の見直しなどの大幅な負担増	マイナポータルから出力する通知の取扱い次第だが、原則なし	個別の従業員の情報管理が必要(給与支払報告書への記載)	マイナポータルへの送信のため確保
案②	税額のみ	全ての納税義務者を対象とするため案①に比べ小	データ送付のため不要	別途証明の取得が必要(情報連携開始に伴い、主として民間利用)	個別の従業員の情報管理が必要(配付時の印刷又は配信)	税額のみであるため確保

#### (2) 比較の分析

市町村としては、システム改修規模や、紙媒体の通知の印字・封入・発送の複雑化を考慮すると案①の対応は困難と考える。案②は証明発行や課税根拠に係る照会などの増加の可能性があるが対応可能。

納税義務者は案②の場合、証明取得が必要なケースが考えられるため、サービスレベルの低下となる。

特別徴収義務者においては、案①、案②のいずれのケースにおいても個別の納税義務者(従業員)情報の管理が必要となる(案②の場合は紙での通知を希望する従業員に印刷して配付する必要も)。

また、案②の場合、通知内容が税額のみとなるため、従来の市町村税実務提要における通知の考え方を整理・変更する必要がある。

6

## (論点1) 特別徴収税額通知(納税義務者向け)について

### (3) 課題の整理

情報管理の電子化が進んでいない特別徴収義務者については、対応が困難であるとの理由により、従来通り紙媒体の通知を希望する可能性がある。

また、市町村において、個別の情報管理によるシステム改修コストの増や運用の複雑化が懸念される。

→ 通知の混在による煩雑化を回避するため、極力希望制を取り止め、対象の整理を行うべき。

	給与支払報告書	税額通知書 (特別徴収義務者向け)	税額通知書 (納税義務者向け)
パターン①	紙	紙	紙
パターン②	電子	電子	電子

特別徴収義務者向けの税額通知の電子化については、現時点で法整備がなされ、導入は可能となっているが、あくまで希望制であり、実績も低い(地方電子化協議会開催の平成28年度全国説明会でeLTAx総件数の1割に満たないと報告をした市町村あり)。情報管理の効率化の観点から、電子申告により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に対しては税額通知書を電子的に提供するものとする整理が可能になれば、市町村側は煩雑な情報管理が不要となる。

また、特別徴収義務者向け税額通知を電子化した場合、当該事業者の従業員に係る納税義務者向け通知を原則特別徴収義務者経由で電子通知することが整理できれば、情報の管理が簡素化されるとともに、事業者側も事務の電子化の進捗により対応が可能となるのではないかと。

7

## (論点2) 納税通知書の電子化について

### 1 普通徴収に係る納税通知書の電子化

【前提】マイナポータルへの送信による通知とする。

#### (1) 課題点

案①と同様に、納税通知をマイナポータルへの送信とする場合、次の課題が生じる。

・**納付書の送付**(電子納税の普及状況を考慮すると、納付書を別途紙で作成する必要が生じると思われるが、その場合、郵送経費の削減にはつながらないため、市町村のメリットは少ない。)

→ 一方で、電子納税は導入コストや手数料等の経費負担が市町村に生じる。

・納税義務者ごとの情報(希望の有無)管理が必要。

→ 全ての納税義務者がマイナポータルを利用できるわけではないため、紙媒体を希望する納税者には引き続き紙での通知が必要と思われる(デジタルディバイドの問題)。

・電子的提供の希望の確認が必要。

→ 納税通知の電子的提供の希望をどのように確認するのか。

#### (2) 見解

納付書の出力等について、課題解消のための手法が確立されないと、普通徴収については全面的な電子通知の導入は困難と考える。

過渡期として、希望者にのみ実施することも考えられるが、マイナポータルの機能により希望の有無の確認ができる仕組みが確立されないと、対象者を確定できない。

また、納付書の出力手法が、現行よりもサービスの低下を招かないよう(例えばコンビニ納税に対応している市町村でありながら、電子的提供を受けた納付書がコンビニでは利用できない状況になるようなことがないよう)十分な検討が必要。

いずれにしても、単独の自治体でサービスの構築を行うのは困難であり、全国的な情報インフラの整備や予算措置が必要と思われる。

8



(参考)第3

マイナンバー制度の導入による  
課税事務の効率化・適正化  
に関する資料



# マイナンバー制度の導入による 課税事務の効率化・適正化

## 目 次

- |   |                       |     |    |
|---|-----------------------|-----|----|
| ① | マイナンバー制度開始に伴う課税事務への影響 | ・・・ | 1  |
| ② | マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握  | ・・・ | 7  |
| ③ | 所得情報提供における住登外課税者への対応  | ・・・ | 15 |

# ①マイナンバー制度開始に伴う 課税事務への影響

～個人住民税検討会での検討項目の提示～

1

## 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

正確な所得把握と迅速な所得情報の提供が前提

### 実現すべき社会

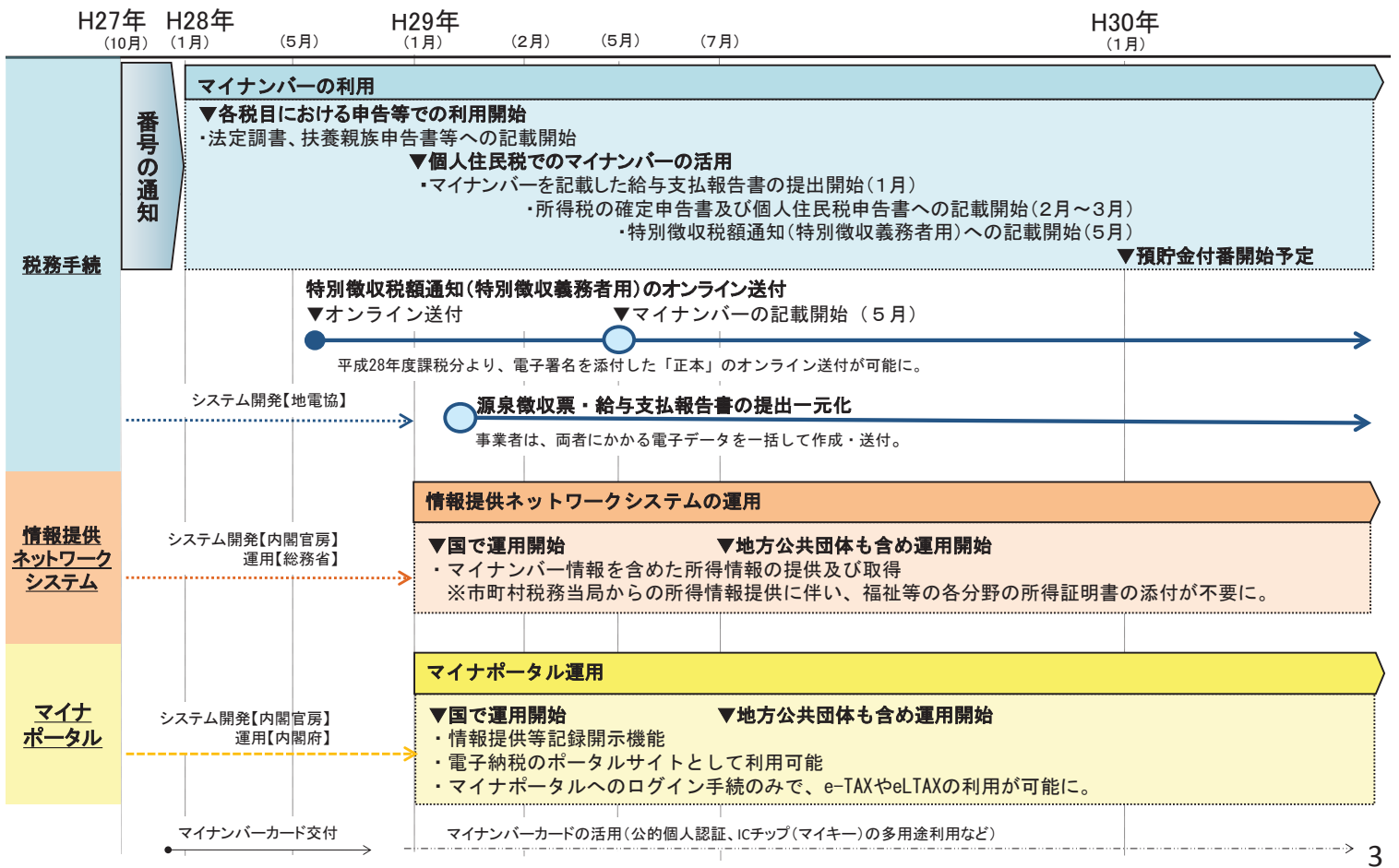
- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



2



# 地方税に関連する手続きにおけるマイナンバーの利用開始時期等について



## 地方税分野における番号制度の利用場面

### ① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

### ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

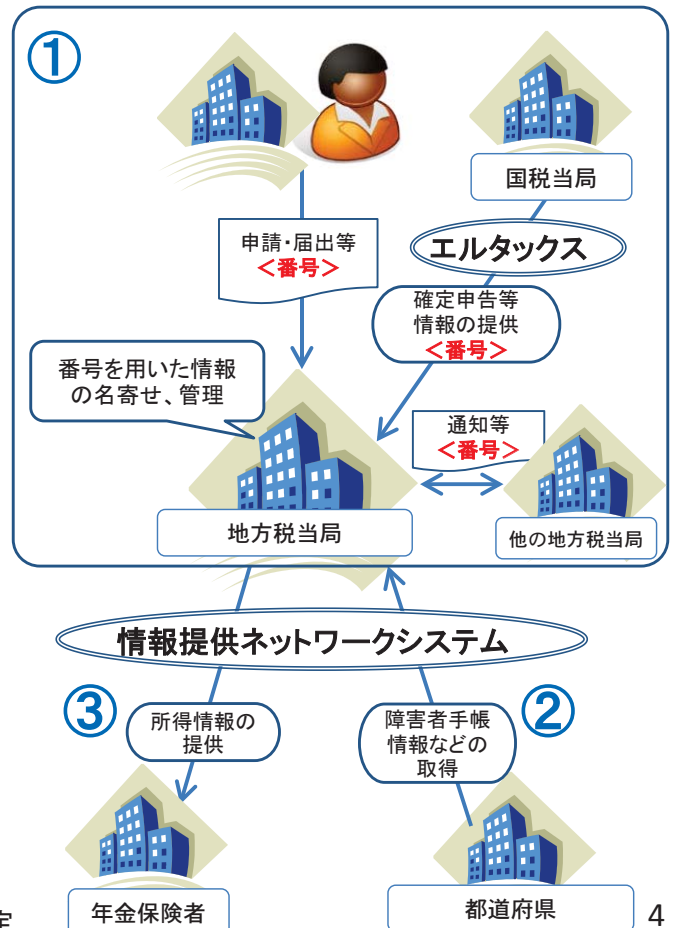
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

### ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

▶ 国民の手続負担の軽減




※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

## ～地方税分野における番号制度の利用場面～ 番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として120の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成27年7月現在)。

### 所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (障害者福祉)	市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

 利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

5

## 平成28年度個人住民税検討会で検討いただきたい事項

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されたが、税務手続において本格的に番号を各税目における申告書等で利用するのは、平成29年1月からとなる。また、平成29年7月より情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることに伴い、平成28年度個人住民税検討会では以下の点について検討いただきたい。

- 地方税当局において、マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握
  - 給与支払報告書や法定調書にマイナンバーが記載されることにより、名寄せしやすくなり使い勝手がよくなるため、所得情報の的確な把握に向け積極的にマイナンバーを活用する必要がある。
  
- 情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を住基地に照会した場合、住民登録外課税を行っている住基地に所得情報がないため、システム上所得情報の照会・回答が十分に機能しない。
  - ・ 住民登録外課税を行っている場合の所得情報の提供
    - 情報提供ネットワークシステムで住基地に住民登録外課税の所得情報の照会があった場合の、円滑な提供方法の検討が必要である。
  - ・ 住基地課税の推進
    - 住基地に所得情報が集約させることにより、正確な名寄せを行い所得情報を的確に把握することができるため、住基地課税の推進にも取り組んでいく必要がある。

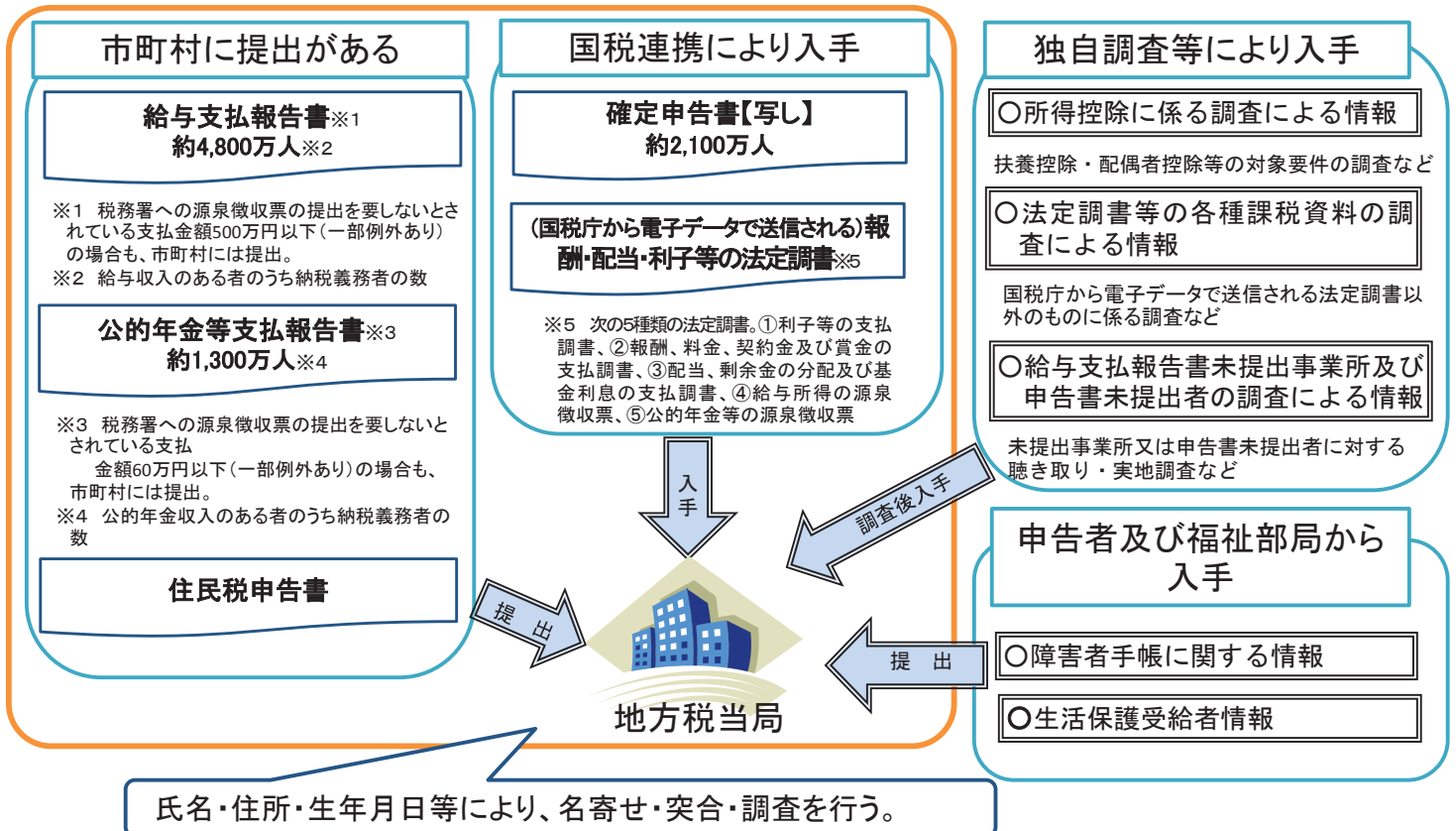
6

## ②マイナンバーを用いた 所得情報の的確な把握

7

### マイナンバー導入前の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

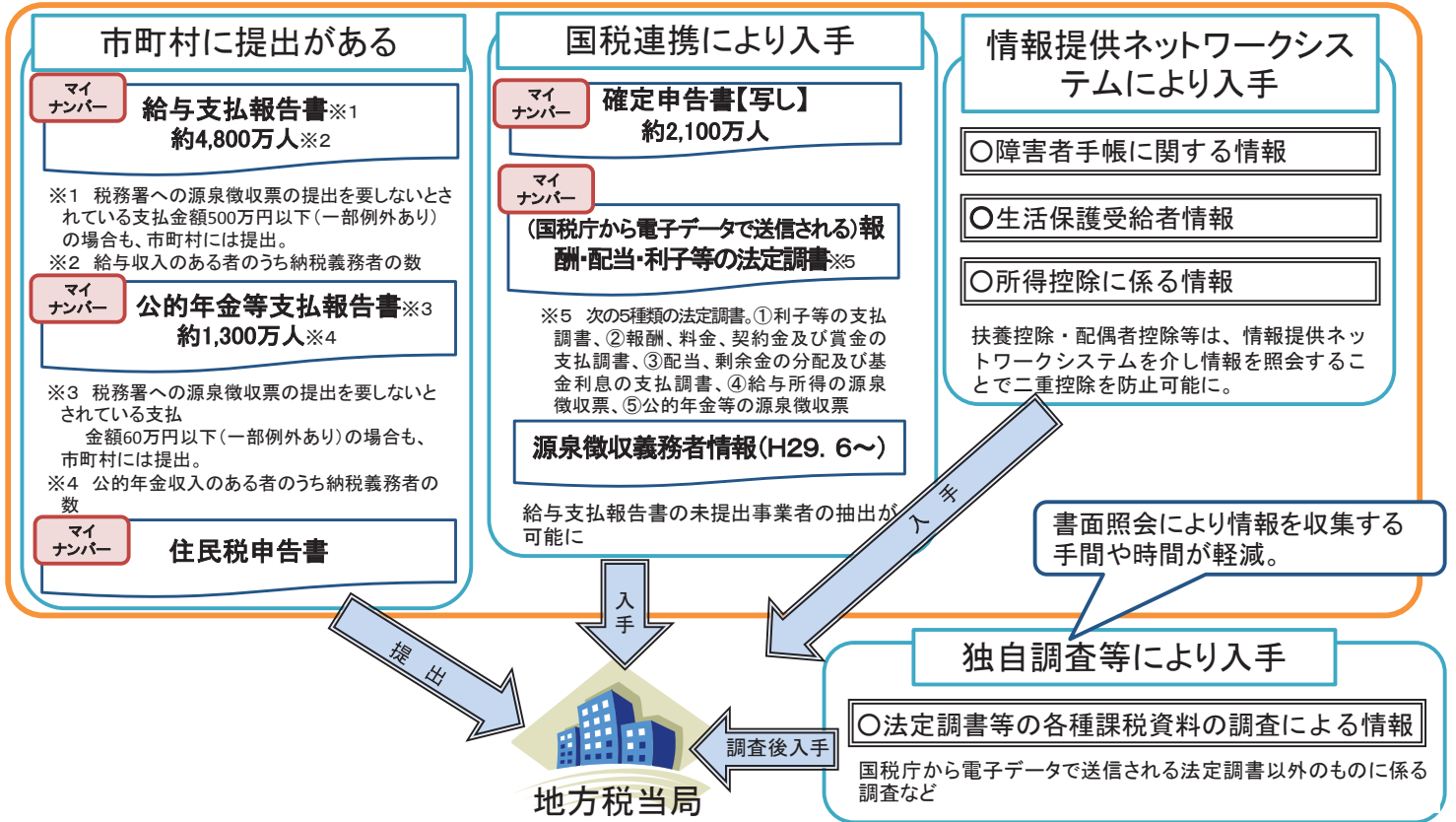
○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。また、保険部局や申請のあった本人から情報を入手し、課税事務に役立てている。



8

## マイナンバー導入後の情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

○ 各種報告書及び申告書等にマイナンバーが記載されることにより、名寄せが効率的に行われる。また、情報提供ネットワークシステムを使用することにより、地方税当局内でスムーズに情報を入手することができる。



9

### ～地方税分野における番号制度の利用場面～

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

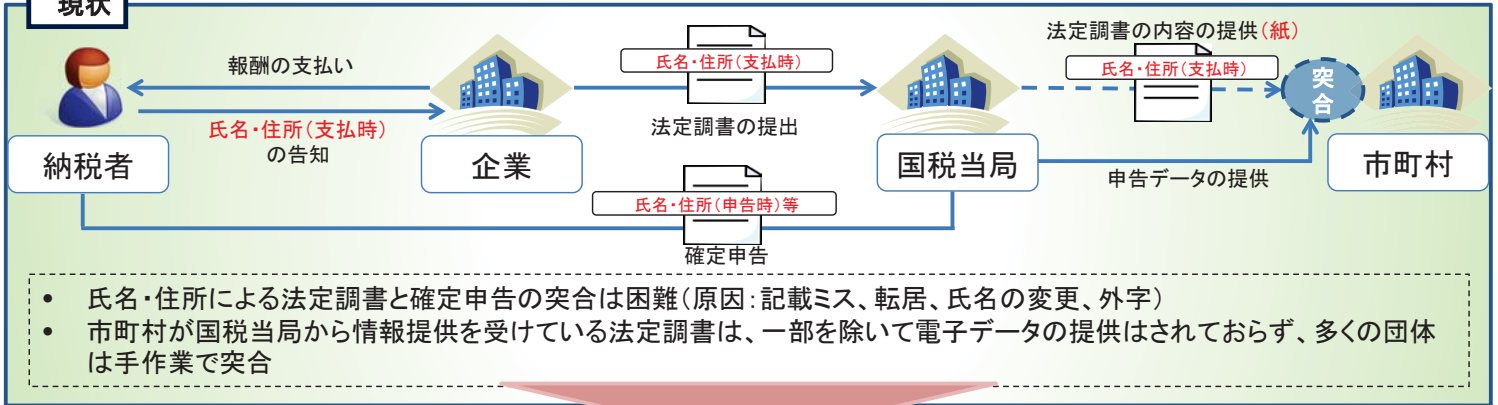
税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用		被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨等	
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

10

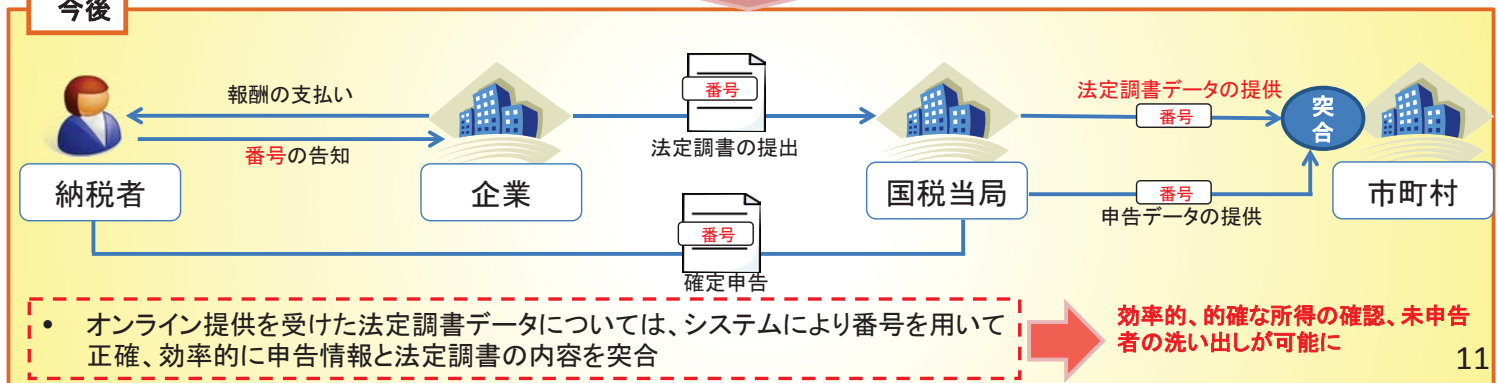
## ～地方税分野における番号制度の利用場面～ 支払調書の名寄せの精度向上について

国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

### 現状



### 今後

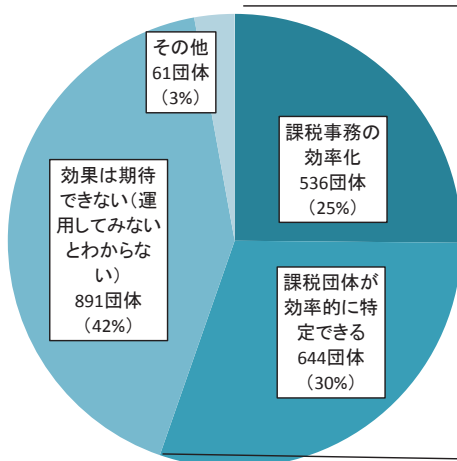


## マイナンバーの導入による課税実務効率化の効果

○ マイナンバーの導入により、全体の42%の団体が「効果は期待できない(運用してみないとわからない)」と回答。  
→マイナンバー制度導入による課税実務における効率化・適正化のメリットを周知する必要がある。

Q. マイナンバー制度の導入により、どのような効率化の効果が期待できますか。(複数回答可)

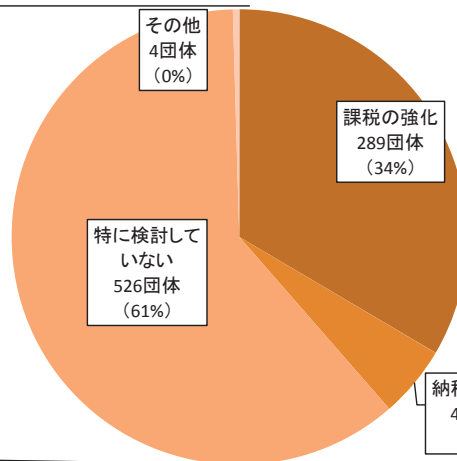
(市区町村1,741団体)



(左記問で「課税事務の効率化」「課税団体が効率的に特定できる」と回答した自治体あて更問)

Q. 事務の効率化により、余剰の人員・時間等が生じた場合にどのような取り組みを強化したいと考えますか。(複数回答可)

(市区町村1,741団体)



**【課税の強化】**  
未申告者や給与支払報告書の未提出事業者への調査に時間をかける

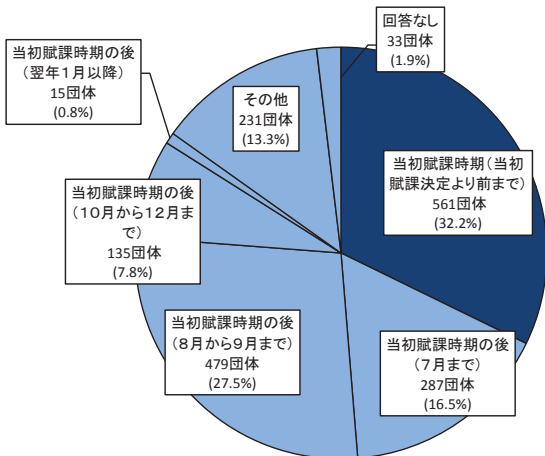
**【納税の強化】**  
効率化により生じた余剰人員を納税部門に割り振り、収納率の向上に取り組む

## 法定調書の課税への活用状況

- 法定調書の活用時期として、「当初賦課決定より前」と回答した団体は561団体(昨年度は545団体であり、やや増加)であった。
- 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」及び「配当、余剰金の分配及び基金利息の支払調書」を賦課に活用している団体の市区及び町村に占める割合は、いずれも、市区は半分以上であったが、町村は半分以下であった。

Q. 受信した法定調書のデータをいつ頃活用しましたか。

(市区町村1,741団体)



Q. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を賦課に活用していますか。(市区町村1,741団体)

	市区(813団体)	町村(928団体)
活用している	557団体 (68.5%)	350団体 (37.7%)
活用していない	256団体 (31.5%)	578団体 (62.3%)

Q. 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書を賦課に活用していますか。(市区町村1,741団体)

	市区(813団体)	町村(928団体)
活用している	485団体 (59.7%)	231団体 (24.9%)
活用していない	328団体 (40.3%)	697団体 (75.1%)

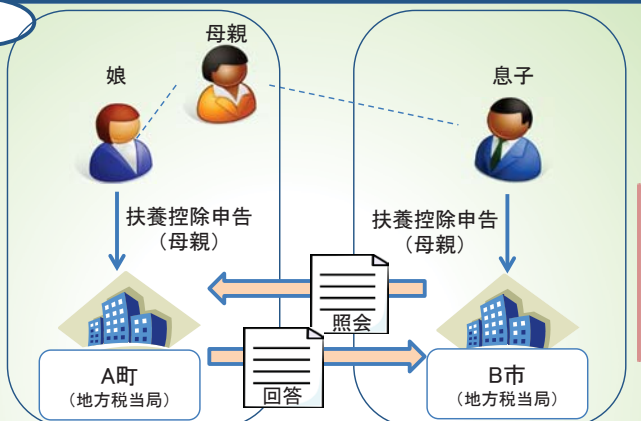
13

## ～地方税分野における番号制度の利用場面～

扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、扶養者と被扶養者が別の市町村に居住している場合、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現

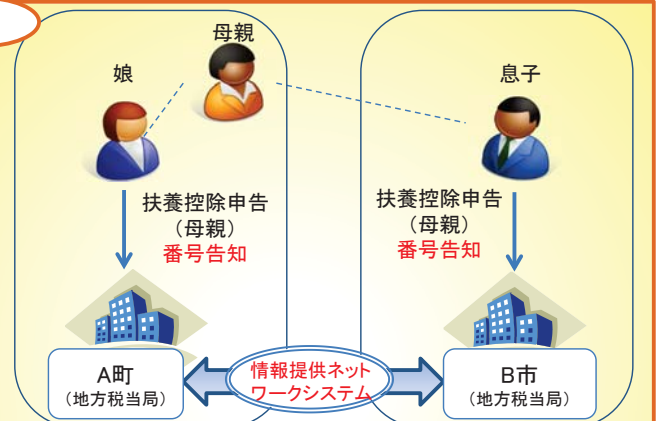
現状



B市在住の息子により被扶養者として申告されたA町に住む母親の所得(扶養の要件を越えていないか)や被扶養の状況(他の者に扶養されていないか)について、B市がA町に対し書面により照会

- ・母親の所在地の特定のため、B市は息子本人や勤め先への確認が必要
- ・B市は母親の氏名、住所をキーとして照会するため、照会を受けたA町にとって本人の特定に手間がかかる
- ・照会から回答までタイムラグ

今後



情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に

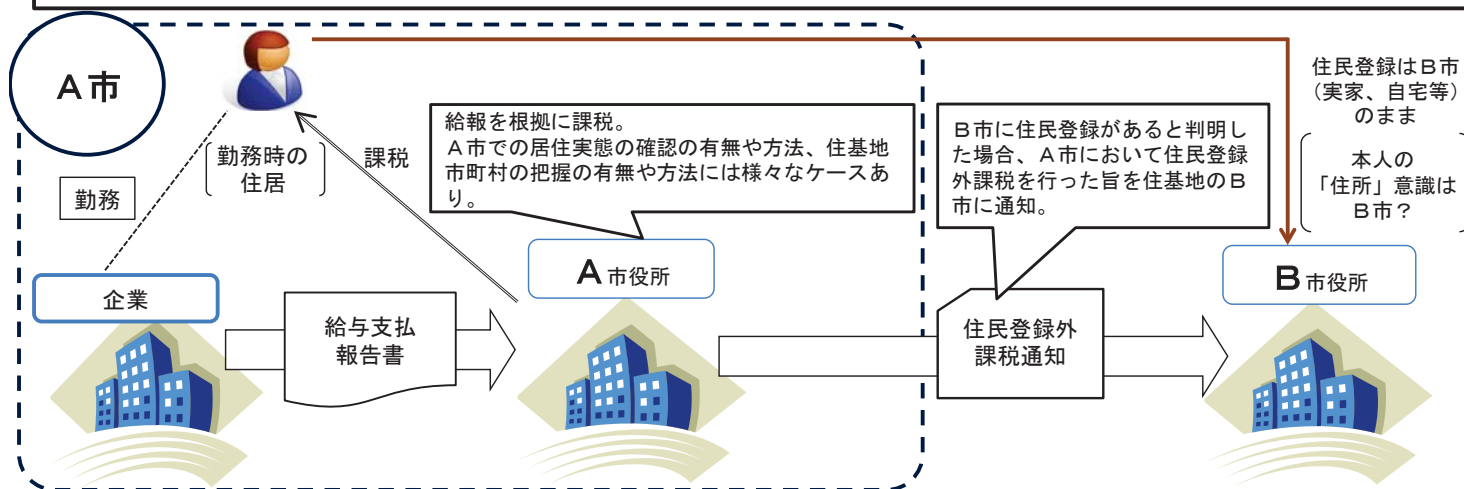
- ・B市は番号を用いて住基ネットに照会することで、母親の所在地を正確かつ効率的に把握
- ・A町は番号をキーとして母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・照会・回答内容がルール化、標準化され、正確性、効率性向上

14

### ③所得情報提供における 住登外課税者への対応

#### 住民登録外課税について

市町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第294条第1項）  
 ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市町村は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課することができる。この場合には、その者が現に記録されている住民基本台帳に係る市町村の長に通知しなければならないこととされている。

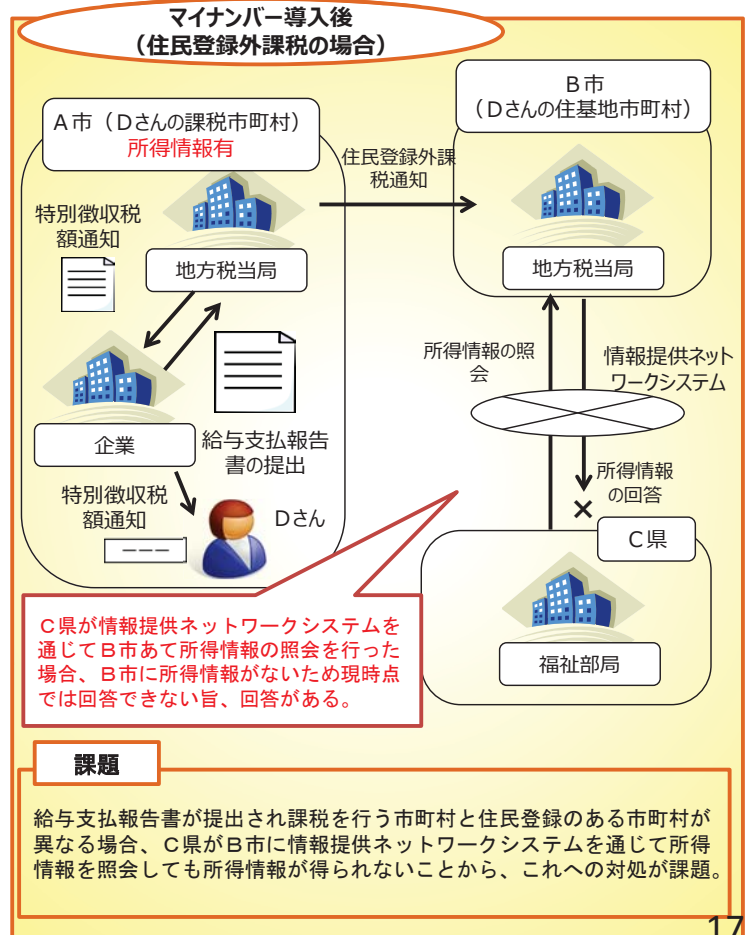
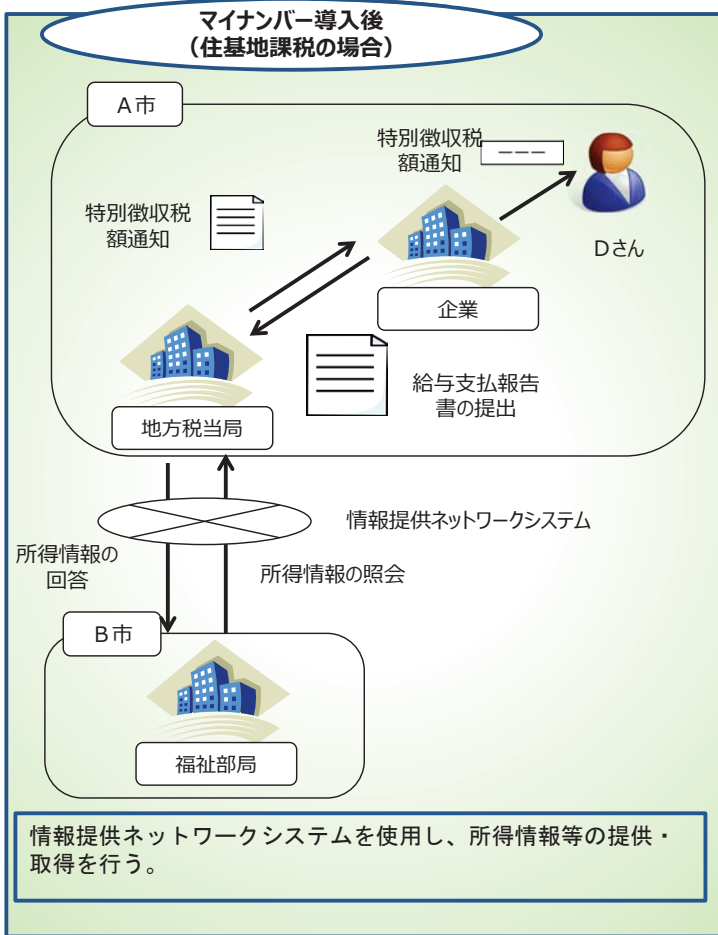


#### 地方税法第294条第3項

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

# 課題① 住民登録外課税の場合の所得情報の照会・回答

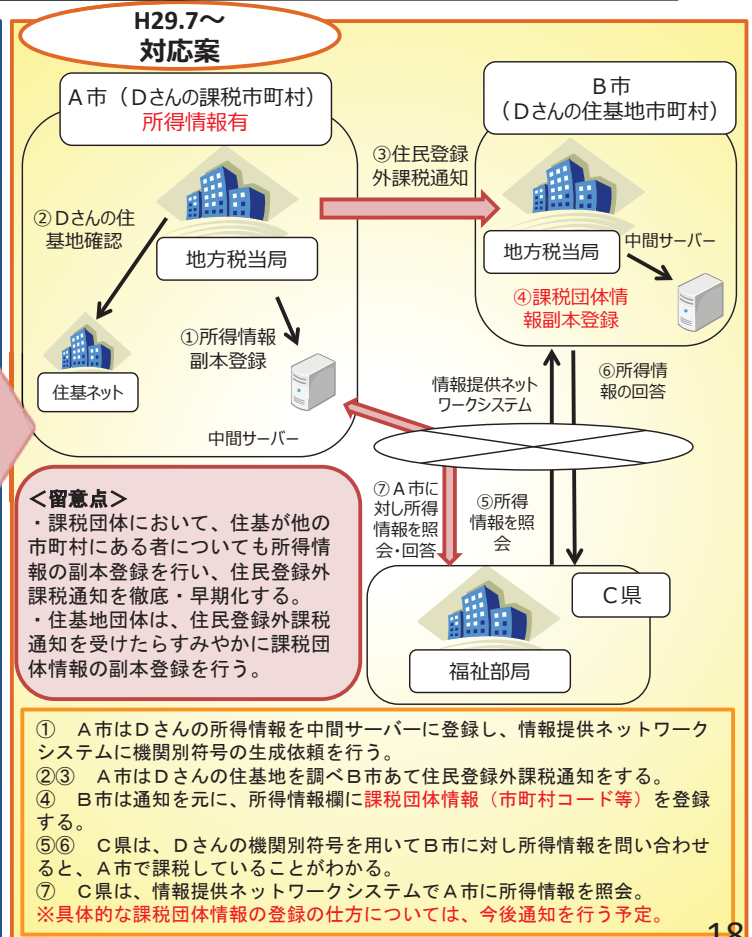
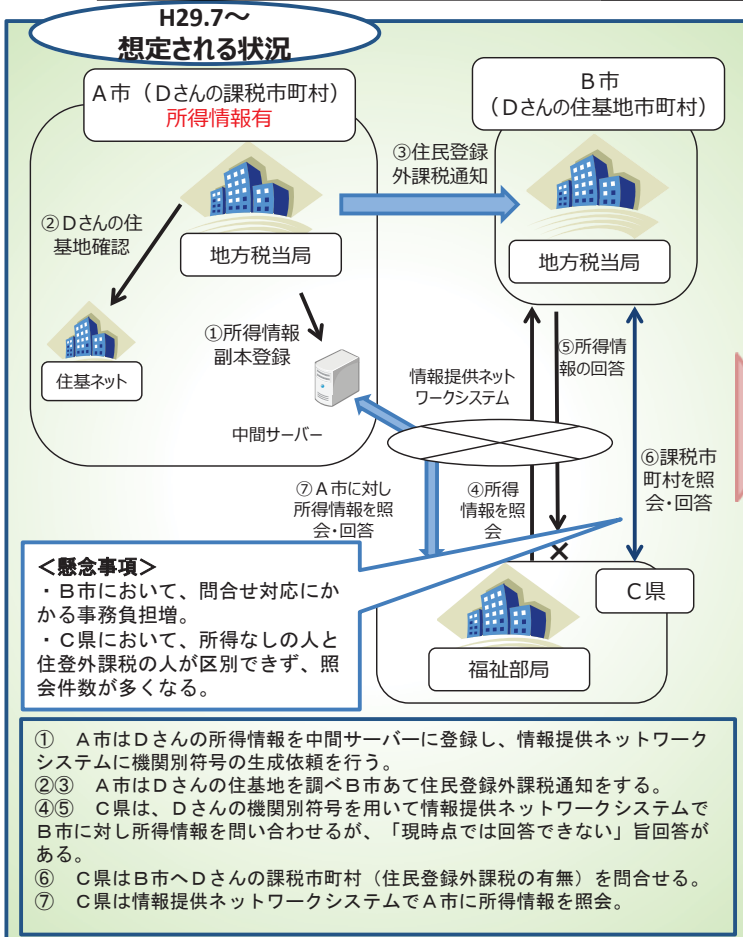
未定稿



17

# 課題①への対応案

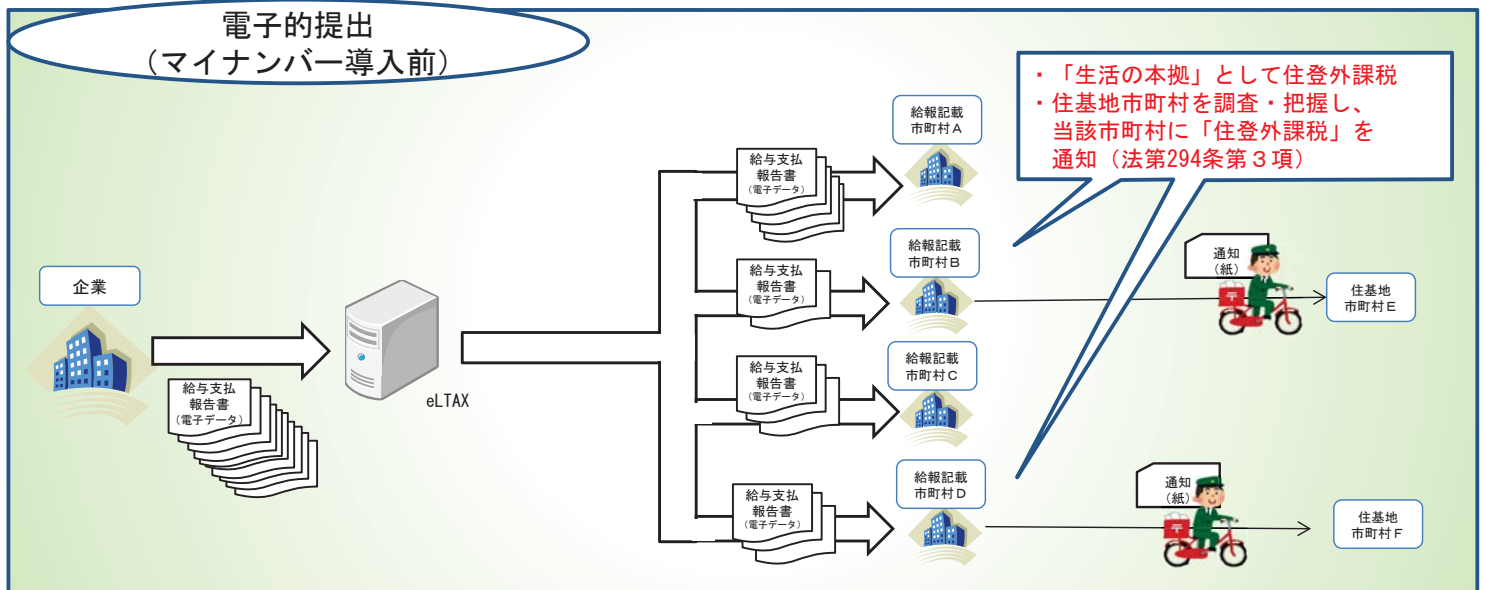
未定稿



18



## 課題② 給与支払報告書の電子データでの提出



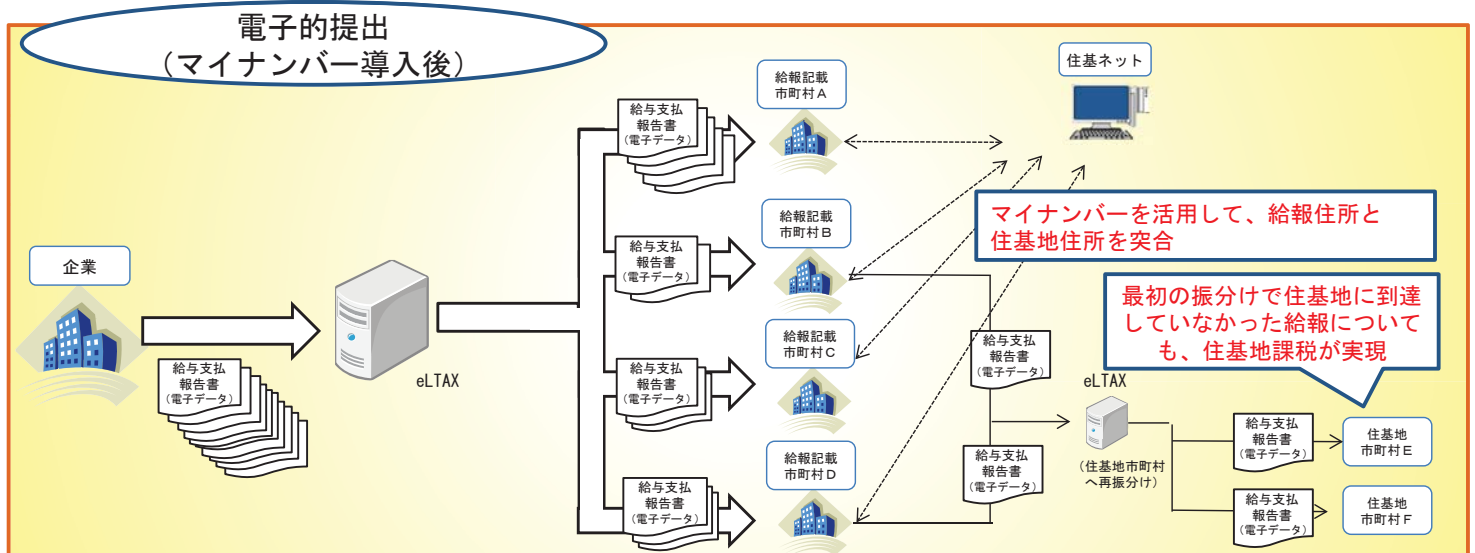
### 課題

- 企業は、ほぼ同内容である源泉徴収票と給与支払報告書をそれぞれ作成し、国と地方に提出する必要。
- 電子データの給与支払報告書を受け取った後の住基地市町村の調査・把握については紙の給与支払報告書を受け取った場合の対応と同様。(マイナンバーによる確認ができない。)
- 住民登録外課税を行う場合は、住基地に給与支払報告書が集まらず課税所得の把握ができない。

19

### 未定稿

## 課題②への対応案 (マイナンバー活用による給与支払報告書の電子的提出先の再振分け (イメージ))

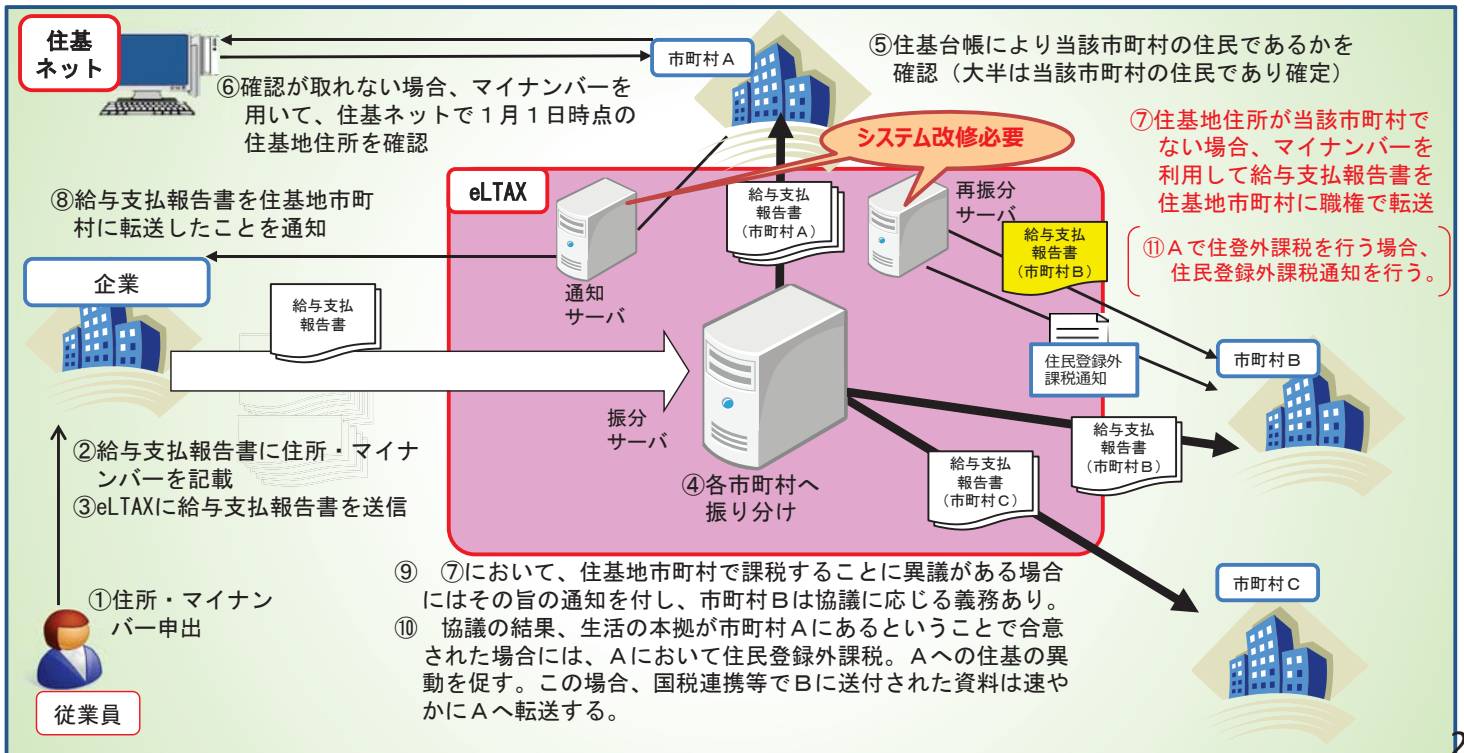


- 給与支払報告書と源泉徴収票の両方に共通する一種類の様式を送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担が軽減される。
- マイナンバーにより1月1日の住基地を把握できるため、住基地調査に係る負担がなくなる。
- マイナンバー導入後は、各種給付等における本人所得の確認は、情報提供ネットワークシステムを通じて行われるため、照会機関に混乱が生じないよう、住基地課税を徹底。
- ※ 住基地に居住実態がなく、居住実態のある居所地で住登外課税を行っているケースについては、居所地への住民登録 (住民票) の異動を呼びかけ、居住実態に合致した住基地課税を促進。(居住実態のない住基地での課税を行おうとする趣旨ではない。)
- これと併せ、法定調書等による給与所得以外の所得情報の住基地への集約を徹底すれば、より正確な所得情報の把握が可能となり、社会保障や税務をより公平公正に実現できる。

20

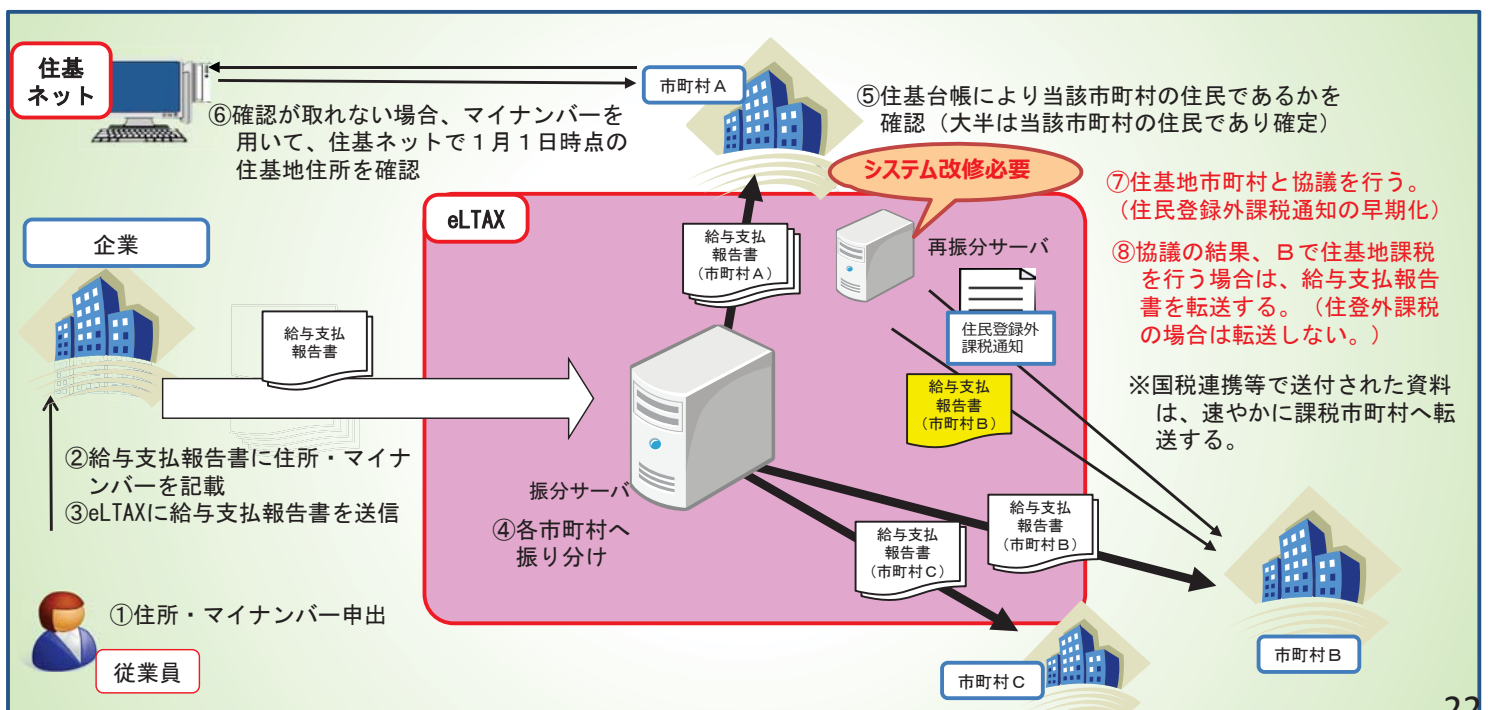
(イメージ①) 給与支払報告書の再振分の方法 (職権転送方式)

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は、**給与支払報告書を住所地市町村に職権で転送する**。併せて、企業に対して、給与支払報告書を住所地市町村に転送したことを通知する。



(イメージ②) 給与支払報告書の再振分の方法 (事前通知方式)

- 企業から給与支払報告書の提出を受けた市町村は、その者が当該市町村の住民であることを確認し、異なる場合は**住所地市町村と協議する**。住所地で課税を行う場合、給与支払報告書を住所地市町村に転送する。



## 住基地課税推進の課題

- 住基のない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書を受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。
- DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。
- 今まで住登外課税を行っていた納税者への理解を得る必要がある。
- 住民登録の異動勧奨まで、課税当局で調整するのは困難。
- 特別徴収義務者が本人から知り得ていなかった住基地の情報が職権転送により伝わってしまうことに対して、納税義務者の個人情報保護の観点から問題ないか。
- 居住実態の把握に対する判断基準の整理が必要。

23

## 給与支払報告書の再振分の方法における課題

### 「イメージ① 職権転送方式」における課題

- ・市町村間の転送件数の増加による事務量の増加。
- ・居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることになるのではないかと懸念。
- ・基本的に住基地で課税することになり、住登外課税団体の税収面の影響が大きい。
- ・給与支払報告書の職権転送後、転送元市町村に居住実態があると判明した場合、再度給与支払報告書の返送や特別徴収義務者への再通知が発生し煩雑。(特別徴収義務者側も同様に、複数枚通知が届くと、管理や特別徴収事務が煩雑。)
- ・給与支払報告書提出時に、特別徴収義務者で住基地を確認してもらう方法も考えられるが、特別徴収義務者に理解を得る必要がある。

### 「イメージ② 事前通知方式」における課題

- ・市町村間の事前協議通知(住民登録外課税通知の早期化)の発送による繁忙期の事務増加。
- ・①に比べると、住基地課税の推進は進まない恐れがある。
- ・課税資料が3以上の市町村に存在する場合において、その集約が困難。

24

# マイナンバーを用いた 所得情報の的確な把握等について

川口市理財部次長兼市民税課長

大山水帆

Mizuho Ooyama

MIZUHO 2016

## マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

### 1. 国税連携による名寄せ

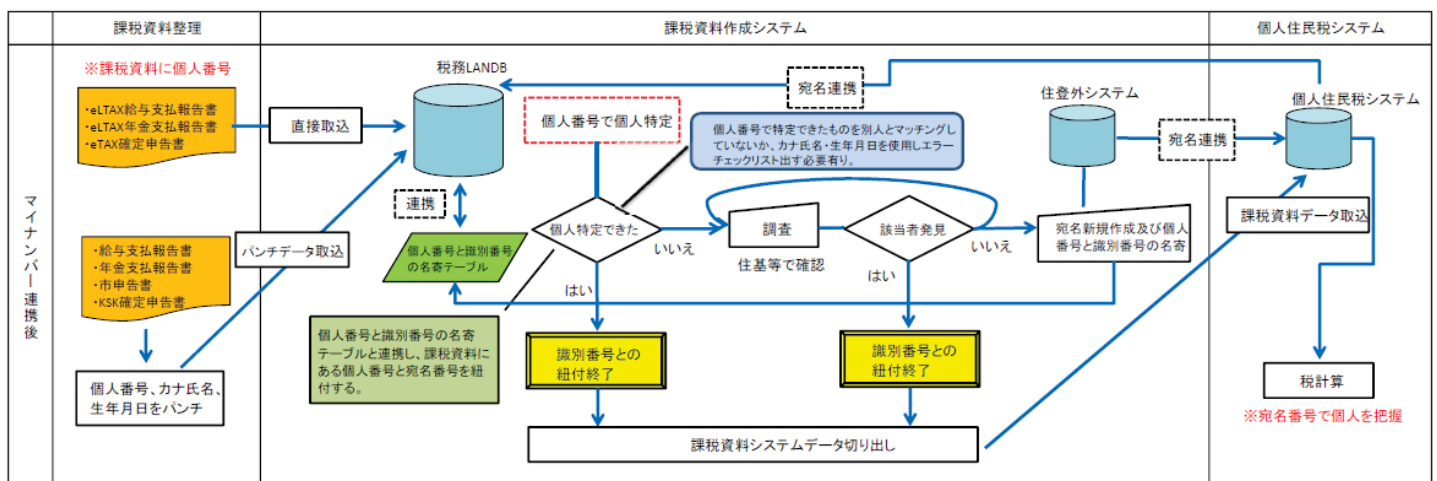
カナ氏名・生年月日からマイナンバーによる名寄せ  
突合エラー件数の減少による事務処理の効率化

【課題】

マイナンバーを前提とした事務処理に変更

マイナンバーの未記入が多いと効果が出ない⇒広報・周知が重要

課税資料作成段階でマイナンバーから庁内宛名番号に変換。住登外者も必要に応じ新規作成  
税システムへはマイナンバーは引き継がず、宛名番号で連携  
扶養判定も課税資料作成システムで行う。



## マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

### 2. 課税資料の名寄せ

課税資料は電子化されていても利用しにくい課題

- ・時期の問題ー 5月終わりで活用している時間がない
- ・アンマッチが多いー 氏名(漢字)のみ、生年月日なし

マイナンバー導入後

マイナンバーの記入があれば、アンマッチの課題は解決  
課税決定までに提供されれば活用が進むのでは(3月くらい)

### 3. 情報連携の活用

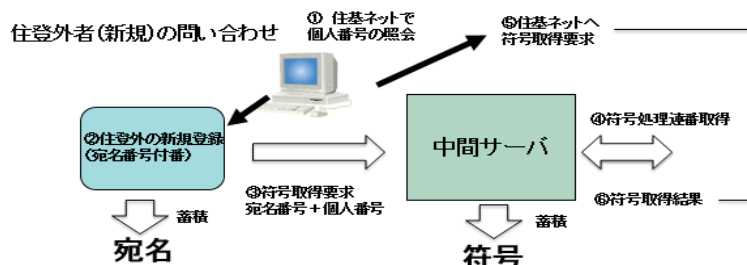
・扶養者の二重チェック

市内居住者はマイナンバーにより機械的にチェックが可能(現状は扶養情報と世帯情報で類推)  
市外でも問い合わせにより、被扶養者であることの確認が一部可能に

【課題】

市外の場合、住所地で被扶養者として申告がないと未申告と同じデータとなる。

照会するためには、住登外者登録⇒機関別符号取得⇒照会 となるため、該当者でない場合には不要な住登外宛名と機関別符号取得履歴が増えていく



3

## マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

### 4. 住基ネットの活用

- ・マイナンバーの真正性の確認  
市外の者のマイナンバー確認
- ・扶養者の二重チェック  
扶養者のマイナンバーから照会先自治体を特定
- ・税務調査  
1月1日時点の住所地、現在の住所地の確認
- ・住登外課税者の住所地確認  
バッチ処理でも確認可能

【課題】

曖昧検索ができないため、検索キーは正確な入力が必要

⇒マイナンバー記載されていれば解決

県外と県内で2回検索しなければならない

### 5. 年金特徴の名寄せ

- ・カナ氏名、生年月日でマッチングから、マイナンバーによるマッチングへ。

4

## 住登外課税者への対応

住登外課税者に係る所得情報を情報提供ネットワークシステムで問い合わせる場合、所得情報欄に課税団体情報(市町村コード等)を登録する。

### 【課題】

- ・所得情報欄に課税団体情報(市町村コード等)を登録すると、同じ項目でも、場合により異なる意味を持つこととなる。 合計所得金額⇒市町村コード
- ・データ提供側のプログラム改修が必要。
- ・すべてのデータ受け取り側のプログラム改修が必要。
- ・データ標準を利用する者すべてにルール周知と徹底が必要
- ・データそのままを利用することはできず、必ず判断が必要。



データ項目の使いまわし、マルチレイアウトはシステム設計上避けるべき(特に情報連携)  
課税自治体がわからないリスク<情報提供ネットワークシステムに項目の使いまわしがあるリスク

項番	特定個人情報項目コード	版番号	データ項目	データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長		繰り返し	データ項目説明
						桁数	可変/固定		
4	TK0000020 0000040	1.0	合計所得金額 もしくは 住登外課税者の場合 は課税自治体コード	数値(long)	-	13	可変	-	・地方税法上の合計所得金額を指定する。 ・合計所得金額及び各所得項目全てセットすること。 (0~99999999999999) ・住登外課税者の場合、「9999999+市町村コード(6桁)」をセットすること

5

## 住登外課税者への対応 ①職権転送方式

住基のない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書を受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。

- ・課税決定までギリギリの日程であり、残業も多い。
- ・現状では1月1日現在の住所地の調査が困難。
- ・そのためそのまま住登外課税として通知していることが多い。
- ・DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。

### ①職権転送方式、

- ・市町村間の転送件数の増加による事務量の増加。  
⇒事業者の負担増はもちろんであるが、市町村の負担増も避けてほしいところ。
- ・居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることの懸念。  
⇒通勤手当の関係で居住実態のある住所を会社に届けていることが想定され、再度給与支払報告書の返送や特別徴収義務者への再通知が発生し煩雑。
- ・基本的に住基地で課税することになり、住登外課税団体の税収面の影響が大きい。  
⇒住所地課税となることによる税収減少
- ・給与支払報告書提出時に、特別徴収義務者で住基地を確認してもらおう方法も考えられるが、特別徴収義務者に理解を得る必要がある。⇒理解が得られないのではないか  
⇒年末調整を11月に行っているため、1月1日の住所の把握が困難。



**職権転送方式を採用するならば、基本的には住所地で課税とするなど  
居住地課税の考え方の見直しが必要**

6

## 住登外課税者への対応 ②事前協議方式

### ②事前協議方式

- ・市町村間の事前協議通知(住民登録外課税通知の早期化)の発送による繁忙期の事務増加。  
=>①と同様
- ・①に比べると、住基地課税の推進は進まない恐れがある。
- ・課税資料が3以上の市町村に存在する場合において、その集約が困難。
- ・住所地の把握が困難  
=>住基ネットにより把握可能に。



**現状の運用に近いため、住所地課税に移行する場合の過渡期の取り扱いとして違和感はない  
住所地課税には適切な住民基本台帳への記載が必要**

- 赴任の期間が1年以上の場合 =>住所変更が必要
- 生活の本拠が住所地 =>住所地課税

#### (生活保護の例)

- ・住民登録、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないこと。
- ・住民登録のない者については、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと

## 第2回 個人住民税検討会

議題 マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握及び  
住登外課税者への対応について

横浜市 税務課長 室 雄司  
平成28年9月27日

マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握及び住登外課税者への対応について

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、社会保障・税番号制度の導入を前提としている内容であるが、同制度における情報連携のスキームに不確定な部分が多く、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。



# (論点1)マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握について

## 1 現在の所得捕捉方法

- ・当初課税は給与支払報告書(以下、給報という)・年金支払報告書(以下、年報という)・確定申告書・市県民税申告書で資料照合。→4月中に税額計算。

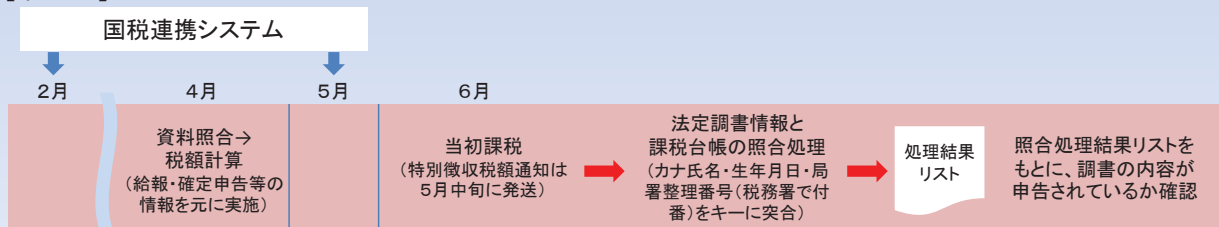
資料照合概要:住所・氏名・生年月日をキーとして課税資料を名寄せ

給報・年報	給与収入額(年金支払額)・給与所得・社会保険料控除・生命保険料控除・住宅ローン控除・各種人的控除	同一人の資料間の情報を照合し、名寄せ
確定申告書	各種収入・各種所得・各種控除	
市県民税申告書	各種収入・各種所得・各種控除	

- ・法定調書(国税連携システムでデータ連携)のうち、利子等、配当等、報酬等は2月と5月、給与等、年金等は5月に連携し、大半を本市税務システムの処理対象としている(すでに源泉徴収が行われている利子等を除く直近3年分)。

- ・当初課税後に、法定調書と課税基本台帳等の照合結果をリスト出力、確認後、未申告者には申告の催告、賦課期日時点で他市町村居住の場合はリストの該当部分を複写し、回送。

【イメージ】



3

# (論点1)マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握について

## 2 マイナンバー導入後の所得捕捉方法

- ・基本的には現行の事務と変更はない。
- ・システムによる課税資料や、法定調書と課税台帳等との照合処理時において、補助キーとしてマイナンバーを利用。  
(記載されているマイナンバーの真正性の観点から、マイナンバーのみで個人の特定は行わない)

## 3 マイナンバー導入による効果と課題

### (1) 効果

- ・法定調書と課税台帳照合時の突合割合の上昇  
→ これまで調書に記載された氏名や住所では突合できなかった対象者(文筆者等がペンネームと事務所等の住所で資料提出した場合など)について、マイナンバーにより特定が可能になるケースも。
- ・他都市への情報確認、情報提供の円滑化  
→ マイナンバーにより住基地が特定できるため、住基地での課税状況の把握など、事務の円滑化が見込まれる。

### (2) 課題

- ・マイナンバーによる突合  
→ 調書に記載されている氏名や住所が、住基登録されている氏名や住所と異なる場合(調書には生年月日の記載がない場合もある)、マイナンバーが一致しても本人であるかどうかの確認が困難(真正性確認自体はすでに個人番号関係事務実施者が実施済みではある。)

4

## (論点2)住登外課税者への対応について

### 1 現状

- ・平成28年度 住登外課税通知発送件数:4,903件※  
※当初課税時にシステム出力された通知件数のため、最終件数ではありません。
- ・平成28年度 課税台帳登録住登外者数:21,237人(非課税者含む※)  
※課税資料が提出され、税額計算の結果で非課税になった者を含む。  
(参考)平成27年度 住登外課税対象者:8,707人、住登外課税通知発送件数(当初課税時点)5,614件

#### 【参考】

##### <個人住民税における納税義務者>

- ・市町村内に住所を有する個人(地方税法第294条第1項第1号)

##### <「住所を有する個人」とは>

- ・住民基本台帳の適用を受ける者については当該市町村の住民基本台帳に記録されている者(地方税法第294条第2項)



住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する場合

- ・住民基本台帳に記録されているものとみなしてその者に市町村民税を課することができる。この場合において(中略)その旨を他の市町村の長に通知しなければならない。(地方税法第294条第3項)

##### <「住所を有する場合」とは>

- ・個人住民税における住所の概念は、地方税法上に特段の規定はなく、「各人の生活の本拠」として生活の場所的中心をいうものとする民法の規定(民法第22条)によっている。

5

## (論点2)住登外課税者への対応について

### 2 実務(特別徴収の場合)

#### 【前提】

税額通知発送(5月中旬)のため、4月中旬までに住所を確認する必要がある。

#### 【流れ】

- ①給報記載の住所と、1月1日時点の住基情報に基づき作成した課税台帳を突合。  
(～3月末まで)
- ②突合の結果、課税台帳に存在しない者について、本人や給与支払者に照会。  
(～3月末までに実施、回答期限は4月中旬)
- ③照会結果等により、住基地自治体への資料回送又は住登外課税を実施。
- ④住登外課税通知発送(住登外課税を実施する場合)(6月中～下旬)

照会の結果、住基地が判明しない場合においては、期限内に提出された給報に対しては、課税を行うべきという考えから、給報記載の住所を居所とみなし、課税を行っている。

#### 【参考】

##### 地方税法第317条の6

給与の支払を受けている者について(中略)1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

6

## (論点2)住登外課税者への対応について

### 3 情報連携ネットワークシステムを利用した住登外課税者情報の取得

#### 【前提】

- ・情報提供ネットワークシステム(以下、情報提供NWSという)は、照会先自治体を指定しないと情報が取得できない。
- ・マイナンバー(真正性が確認できている場合)から住基地自治体は特定可能。
- ・住登外課税の有無は住基地自治体及び課税実施団体のみ情報を保持。
- ・照会元が情報提供NWSを利用して正確な情報を取得するため、住基地自治体において、住登外課税実施団体の自治体コードを副本に登録する。

#### (1) 課題1 副本登録のスケジュール構築

- ・住登外課税通知の発送タイミングが、各自治体によって異なる。  
→ 住基地自治体における副本登録のタイミングにずれが生じる。
- ・複数自治体から住登外課税通知が送付されてきた場合、協議の結果、副本登録の修正が必要になるケースが生じる。  
→ 照会するタイミングで副本に登録されている課税実施自治体の情報が異なる可能性がある。  
⇒ 全国の自治体で共通する運用ルールが設定可能か。

7

## (論点2)住登外課税者への対応について

#### (2) 課題2 システム構築等の期間の確保

- ・課税団体情報の登録に係る具体的な項目の利用方法等が未提示。  
→ システム設計や見積が実施できない。
- ・副本登録データの作成方法によってはシステム改修が生じる。  
→ 課税台帳の情報を基に、副本登録を実施している場合、課税台帳上に住登外課税実施対象者である旨の情報を保持していないと、別途当該情報を台帳に入力・保持させるか、通常と異なる形で副本登録の処理を行う必要が生じる。
- ・副本情報を利用する社会保障担当部署への周知期間が必要。  
→ 副本データレイアウト上の特定項目に住登外課税実施自治体情報が記載されていることを周知しないと、正確な利用ができない。また、社会保障担当部署でデータ取得に係るシステムの改修が必要になる可能性がある。

#### (3) まとめ

29年7月には情報提供NWSを利用した連携が開始されるが、それまでにシステム改修(予算確保含む)や、全国的な副本登録に係る運用ルールの策定、社会保障分野への周知が可能なのかが懸念される。

8

## (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

### 【前提】住基地課税推進の目的

情報提供ネットワークによる情報連携のために、住基地に情報を集約する。

#### 1 提示案の分析

I 案の方向性:住基地課税の原則を強化する

II 案の方向性:現行の住登外課税を継続

	メリット	課題
I 案	住基地自治体が判明した時点で居所の実態と関係なく資料回送可能 (居住実態に係る調査の軽減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払者等への通知事務の新設による事務量増 (eLTAXによる通知の想定だが、電子申告を利用していない事業者には郵送等による通知が必要)</li> <li>・(通知後の訂正による再通知や資料の回送が発生)</li> <li>・回送後に訂正給報が提出された場合、再度の資料回送が必要 (通知送付前に訂正給報が出されるケース)</li> <li>・収納事務(滞納整理)への影響 (課税後に普通徴収繰入が行われた場合、遠隔地での滞納整理が必要となるケースが発生)</li> </ul>
II 案	通知の早期化を除き、現行の事務と大きな差異がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知の早期化による協議 (自治体によってはスケジュール上困難になることが懸念される)</li> <li>・複数自治体からの通知や通知後の住基地への申告の発生 (再協議がスケジュール上可能か懸念される)</li> <li>・給報の回送 (eLTAXによる資料回送のために紙媒体をデータ化する必要が生じるため新たなシステム構築が必要)</li> </ul>

9

## (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

### 2 共通課題

#### (1) eLTAXを中心とした回送や通知への対処

→ システム改修や運用準備のための期間・予算が必要。

制度の仕様確定から実施までに一定の準備期間を見る必要が生じる。

#### (2) 住登外課税の実施のための事前協議

→ 現行の実務では、当初課税後に通知、問題がある場合(住基地に申告がある場合など)に協議を実施しているため、当初課税に対応可能なスケジュールが構築可能か。

#### (3) DV等の取扱いルールの方策

→ DV等の理由により住基地を移していない場合は、住基情報にDVの情報が登録されていないことが想定されるため、適正な取扱いのためのルール策定が必要。

10

## (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

### 3 検討案に係る課題の整理

I 案・II 案ともに、実務面での対応や、事務の効率化の面で課題が存在することから、課題解決のための方策が求められる。

#### (1) 住基地課税の強化の場合 (I 案)

課題① 給与支払者への通知や住基地自治体への資料回送事務の発生

##### 【解決のための方策】

新たな事務の発生を回避し、住基地課税を推進するために、給与支払報告書の提出先(1月1日時点の住所地)を「1月1日時点の住基地」に変更する。

→ 給与支払事務に必要なない住基地の把握が事業者が発生する。

(マイナンバーの確認の際に住基地自体は把握可能)

→ 中長期的には、マイナンバーをもとに給与支払報告書を振り分け、総括表を自動作成する給報提出用システムを構築することで、負担軽減は可能。

#### 課題② 住民税のあり方の整理

居住実態によらず、住基地自治体で課税することとなるため、これまで「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有するとされてきた住民税のあり方について整理する必要がある。

11

## (論点3)住基地への給報集約及び住基地課税推進

#### (2) 現行の住登外課税の継続の場合 (II 案)

課題 事前協議等の新たな事務の発生及び実施可能なスケジュールの調整

##### 【解決のための方策】

あくまで居住実態に基づき、事業者から給与支払報告書が提出されていると考え、提出先自治体での課税を原則とし、現行通り当初課税後に調整する。

→ 住基地課税は推進されず、情報提供ネットワークの利用にあたり、副本に課税団体情報を保持する運用を継続する必要がある、情報提供ネットワークの照会タイミングによっては課税団体が把握できない。

→ 中長期的には情報提供ネットワークへの照会を、マイナンバーのみで実施できるよう、システムを再構築する必要がある。

(これにより、遠隔地扶養に係る情報連携の課題も解消可能)

12



# 所得捕捉調査 概要

平成28年9月27日(火)  
財政局 税務部 市民税課



# 1章 所得捕捉調査手法の紹介

さいたま市PRキャラクター  
つなが竜 スウ



1

## 調査手法の紹介①

### ◎手法

法人市民税の申告から、さいたま市に在住している可能性がある従業員がおり、かつ給与支払報告書を提出していない事業所に対し、地方税法第298条(質問検査権)に基づき、給与支払報告書等の提出を依頼する手法である。

### ◎効果

抽出時間や、調査時間に対し、過分に労力を割くことなく、所得が捕捉可能である。法人市民税の申告書を参考に調査を行えるため、情報に信憑性があり、事業所への説明が容易である。

### メリット

- 他の調査に比べ費用対効果が高い。
- 対象事業所が明確なため、苦情を受けない。

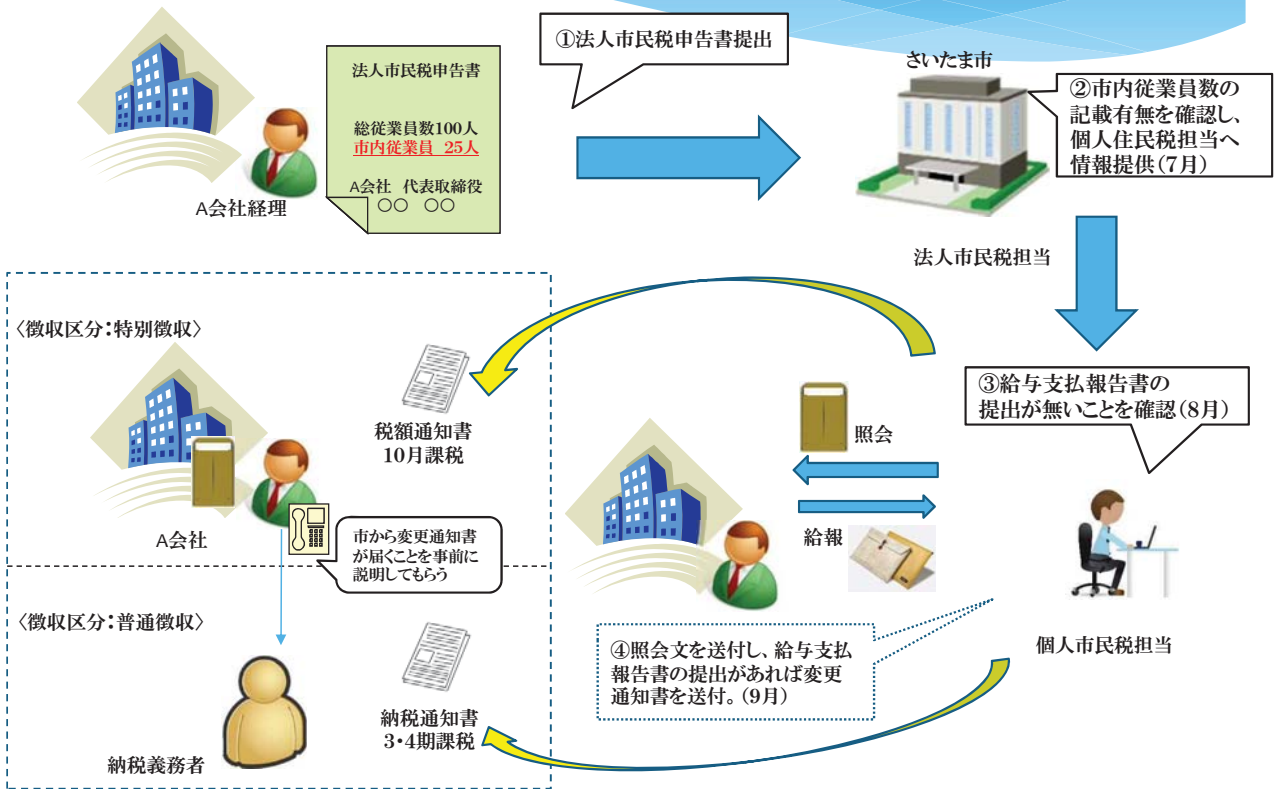
### デメリット

- 対象事業所数が少なく、年度により、調定額に差がある。
- 過年度分の課税更正により納税義務者の負担感は増大する。

年度	個人市民税 納税義務者数	年度	法人市民税 申告書	事業所数	対象者数	課税者数	個人市民税 調定額
H27年度	612,403人	H27年度	26,296件	25事業所	233人	78人	6,947千円
H26年度	603,476人	H26年度	30,198件	22事業所	506人	195人	9,867千円

2

# スキーム図①



3

# 調査手法の紹介②

## ◎手法

前年に提出された市民税・県民税申告書において、源泉徴収票のみ添付され、控除等の申告が無い場合に、源泉徴収票記載の給与支払者に総括表を発送する。

## ◎効果

総括表を発送することで給与支払報告書の提出を促し、他の従業員の所得が捕捉可能となり、更なる税収確保に資する。

### メリット

- ・給与支払報告書の提出について促せる。(法令遵守)
- ・他の従業員の所得が捕捉可能となる。

### デメリット

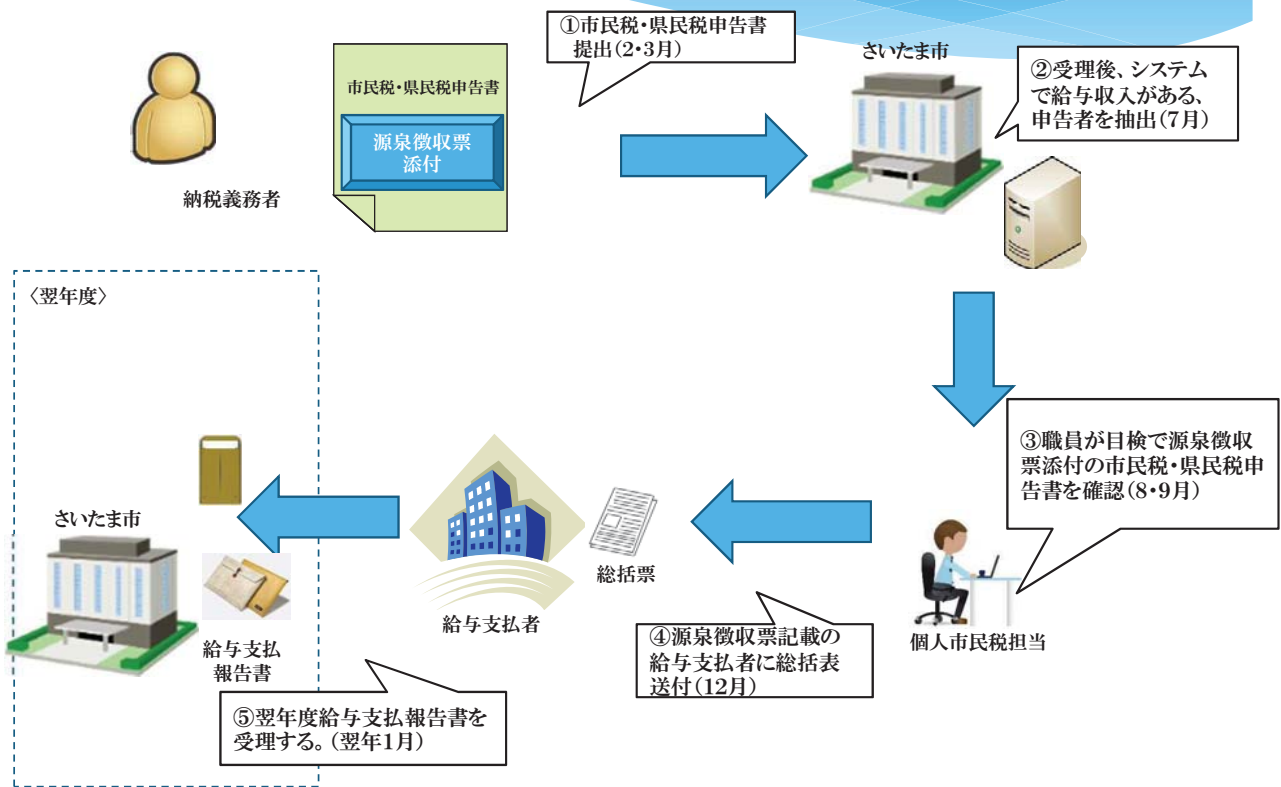
- ・給与収入がある市民税県民税申告書をシステムで抽出後、目検で源泉徴収票の添付について確認する必要がある。

年度	対象市民税申告書数	事業所数	対象者数	課税者数	個人市民税調定額
H27年度	1,094枚	264事業所	788人	475人	39,378千円
H26年度	709枚	120事業所	139人	120人	16,069千円

4



## スキーム図②



5

## 2章 マイナンバーを利用した 所得捕捉手法の紹介

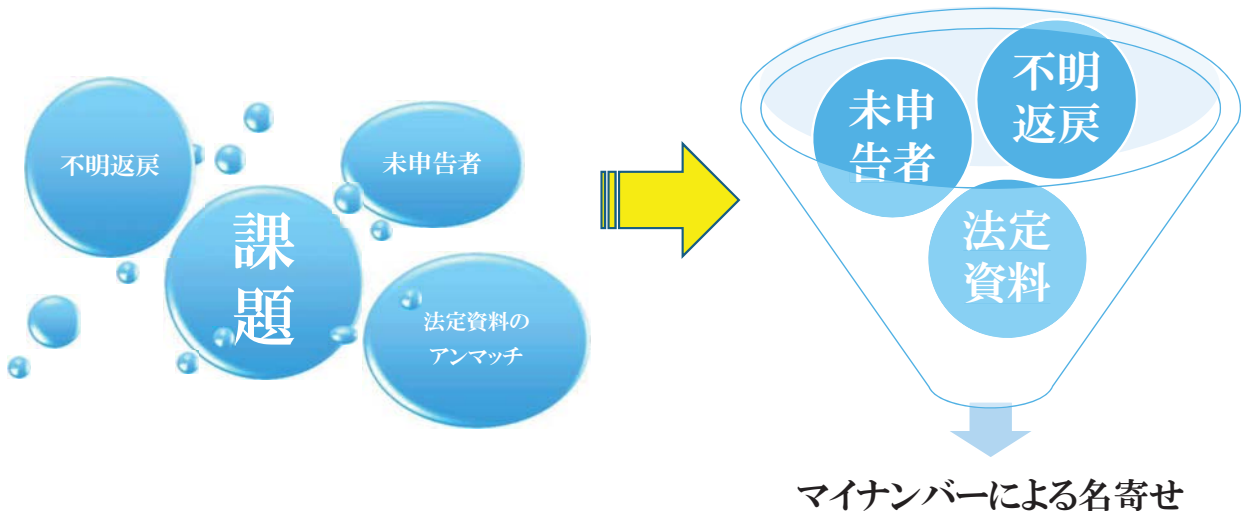
さいたま市PRキャラクター  
つなが竜 スウ



6

## マイナンバーを用いた所得捕捉

マイナンバーの導入により、従来課題であった「不明返戻」「未申告者」「法定資料のアンマッチ」についてマイナンバーによる名寄せにより、全て網羅的に解決することが可能となる。

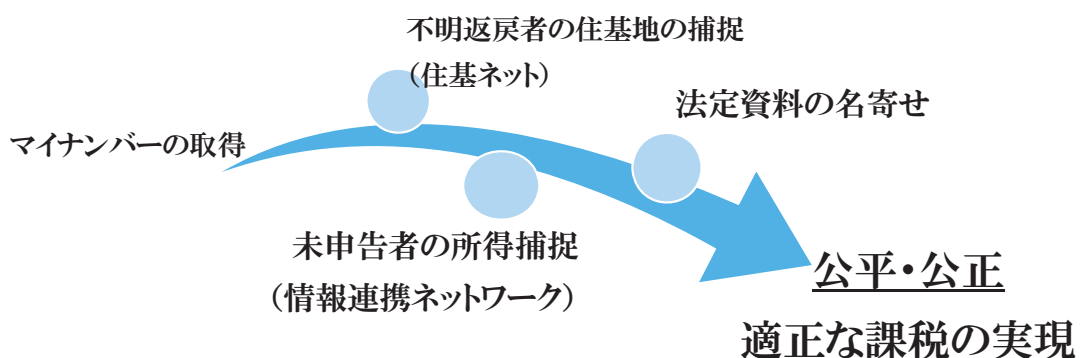


7

## マイナンバーを用いた所得捕捉

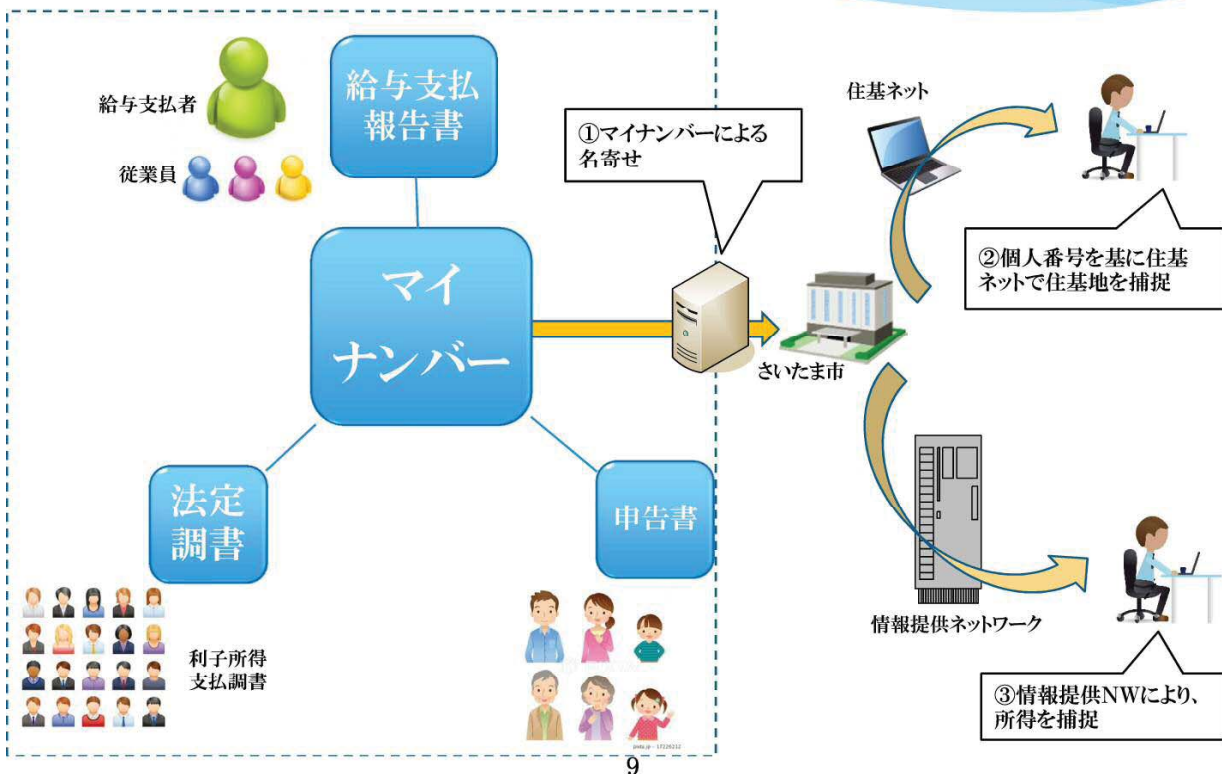
マイナンバーの取得により、住基ネットを用いた「住基地の捕捉」が可能となり、「不明返戻者」が減少する。

更にマイナンバーを基に、情報連携ネットワークにより住基地に照会することにより「未申告者」の捕捉が可能となり、「法定資料の名寄せ」と併せ、より所得の捕捉が可能となる。



8

# 概念図



9

## マイナンバーを用いた新たな手法

### ◎手法

法定資料の個人番号・法人番号を用いて名寄せを行い、源泉徴収票と給与支払報告書を突合し、給与支払報告書の提出がない事業所に対し、照会を行う。

### ◎効果

現在はデータ化された源泉徴収票が、国税連携により取得できるが、突合キーがカナ・氏名のみであり、著しく効率が悪く、調査を行っていない。

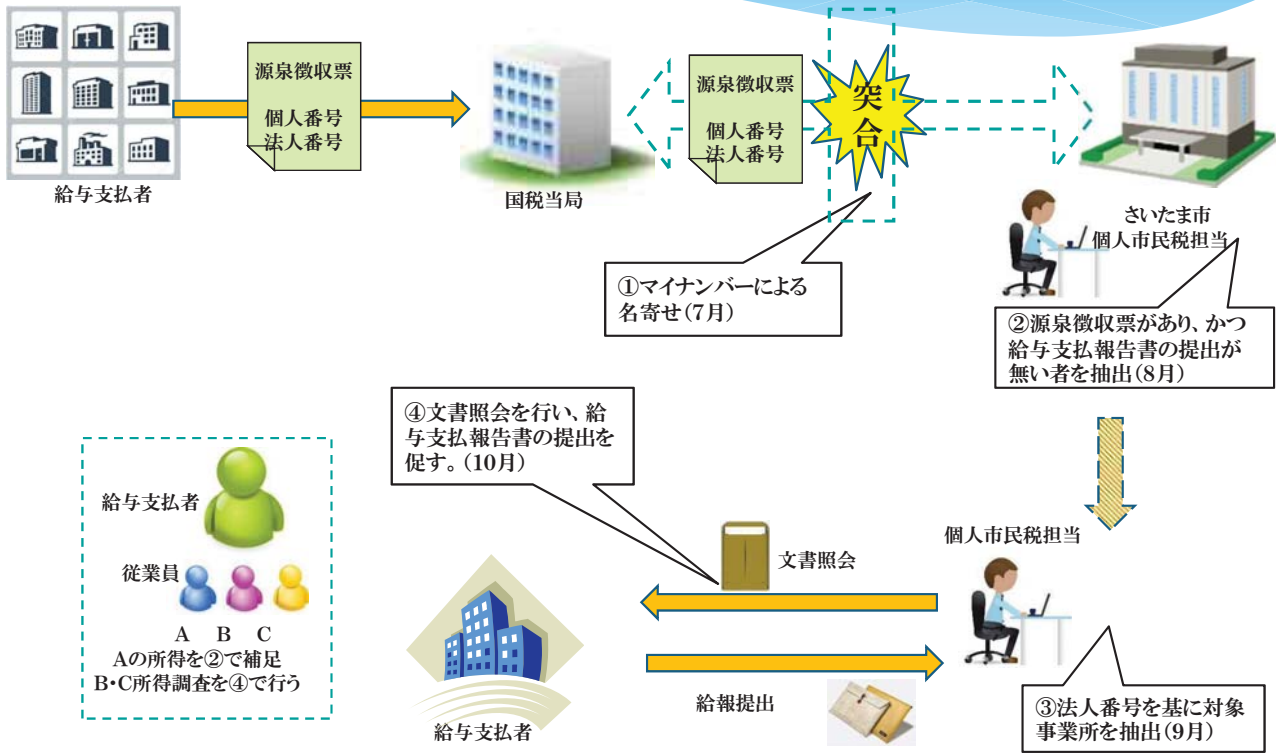
平成29年度からは個人番号を用いて名寄せを行えることから、該当者の捕捉が簡易である。また事業所についても法人番号を用いて名寄せを行い、他の従業員についての所得も捕捉可能となる。

### ◎課題

現時点で80万件以上給与支払報告書を受理しているが、国税で連携される源泉徴収票は僅か1万件程度であり、現在所管税務署に問合中である。

また、今後「収支内訳書」の「給与賃金の内訳」にマイナンバーの記載があれば更なる所得捕捉が可能となると考えられる。

# スキーム図



# 豊島区の住民税とマイナンバー対応

平成28年9月27日 豊島区区民部税務課

## 豊島区

高密でコンパクト、住と商のバランスの中から新たな価値を創造し続ける都市

### ○日本一人口密度の高い街

- ・面積 1,301<sup>㉒</sup>
- ・人口 28万3千人
- ・人口密度 <sup>㉒</sup>あたり218人  
(※平成20年11月に中野区を抜き日本一に)
- ・駅が多く利便性の高い街

### ○巨大ターミナル池袋

- ・一日乗降客250万人、世界で二番目
- ・年間2,800万人が訪れるサンシャインシティ
- ・魅力ある池袋副都心の再生に取り組む

### ○住と商のバランスがとれた街

- ・昔から便利で手ごろな賃貸住宅が豊富
- ・旺盛な大規模マンションの供給
- ・約5割はマンション等に住む世帯



### ○人の動きが活発な街

- ・転出、転入による人口移動が活発(年間2万~3万人)
- ・昼間人口は43万人、夜間人口の1.6倍

### ○「おばあちゃんの前宿」巣鴨

### ○マンガの聖地「ときわ荘」

### ○ソメイヨシノ(桜)発祥の地

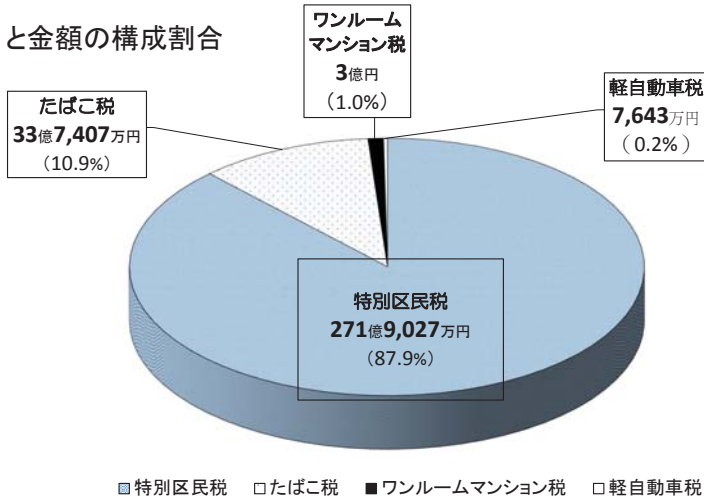
23区唯一の「消滅可能性都市」として、様々な施策を打つ必要あり

# 1-1. 特別区税の税収と構成割合

・特別区税収入（平成28年度予算額）

**309億4,077万円**

税目と金額の構成割合



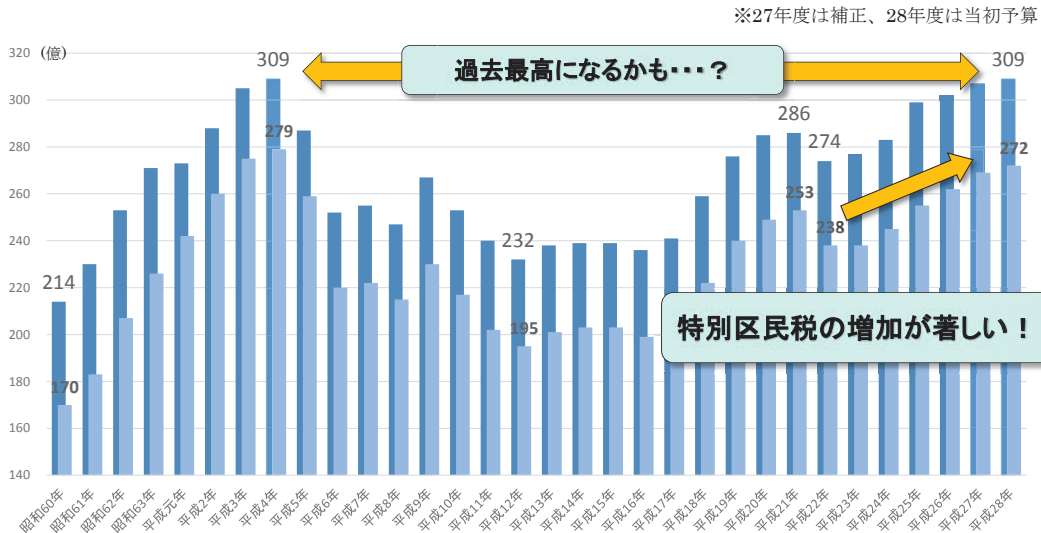
※狭小住戸集合住宅税  
 （通称：ワンルームマンション税）  
 ...平成16年6月1日に施行した豊島区  
 の法定外普通税。  
 30㎡未満の住戸を9戸以上有する  
 集合住宅の建築等を行うときに、  
 一戸につき50万円課税される。

# 1-2. 区税予算推移

昭和60年度から直近28年度までの区税計および特別区民税の推移をみると、平成23年度以降の収入増加が見てとれる。



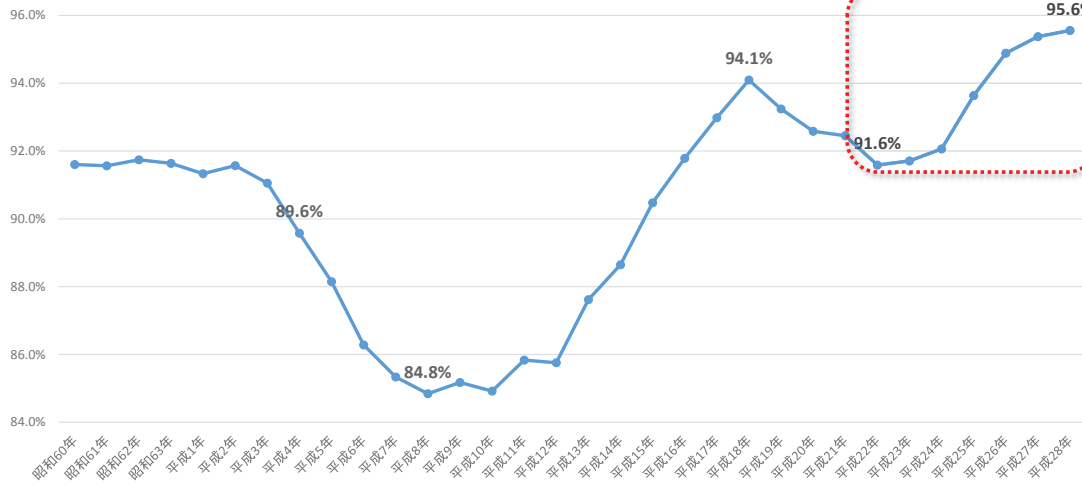
区税収入全体では2年連続の300億円超を見込む。



## 1-2. 区税予算推移

区税全体の収入額は、平成4年以降バブル崩壊やリーマンショックの影響による低迷もあったが、近年増加を続けている。区税収増の最大要因は、特別区民税の増収である。区税の平成28年度決算は、過去最高の平成4年を超える規模になると思われる。収納率も増加が続いている。

### ・区税計収納率(ほぼ特別区民税の収納率と同じ)の推移



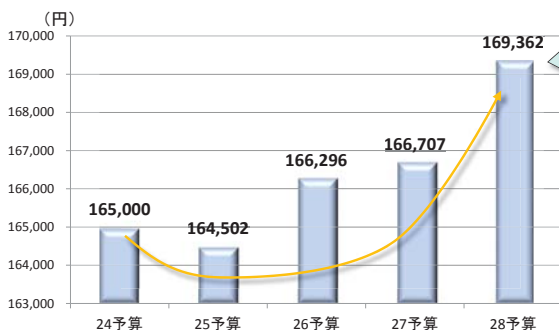
※27年度は補正、28年度は当初予算

## 1-3. 特別区民税の増加要因

### 1 一人当たり課税額の増加が税収増を後押し。

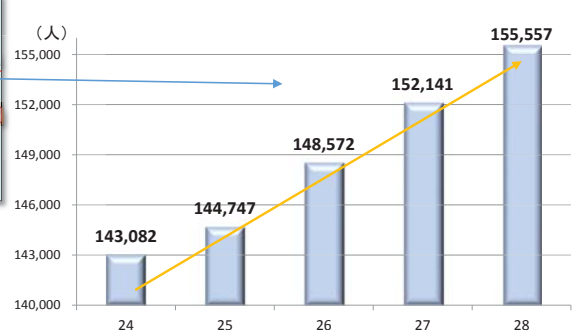
例年、特別区民税の増収は、納税義務者の増加によるものが非常に大きい割合を占めていたが、28年度に関しては、一人当たり課税額の増も大きな増加要因となった。

特別区民税一人当たり課税額(総合課税分、税改除く)予算時点推移



CONSTANTに増加している納税義務者と異なり、一人当たり課税額は景気動向等に左右される。

納税義務者 予算時点推移

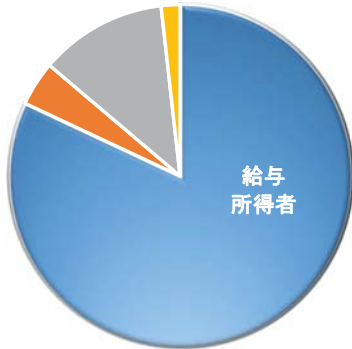


## 1-3. 特別区民税の増加要因

### 2 一人当たり「課税額」の元となるのは給与所得。

特別区民税は前年の所得額に基づいて課税される。では豊島区民の「所得」とは、どのような所得が多いのだろうか。

27年度納税義務者の「主たる所得」区分別割合



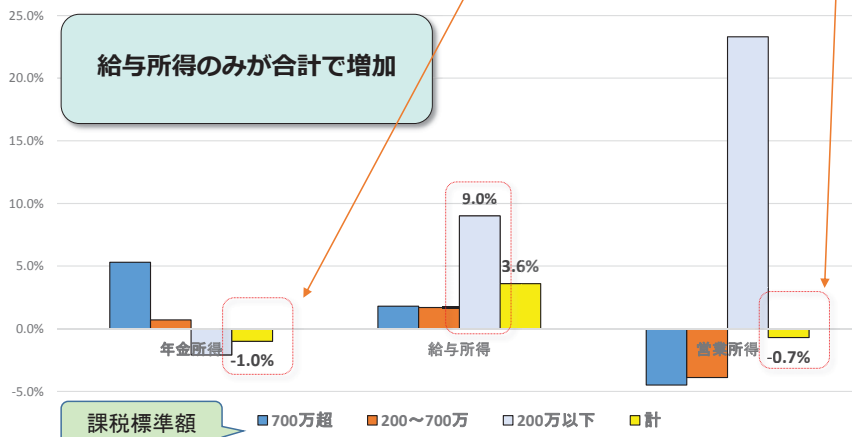
82%の方が給与所得を主な所得としている。  
住民税課税額は、給与の動向に左右されることが分かる。

## 1-3. 特別区民税の増加要因

### 3 給与所得以外の所得に目を向けると...

全国同様、豊島区民の給与も上昇している。しかし、給与以外の所得には同様の傾向が見られない。事実、政府は低年金受給者には賃金上昇の恩恵が及びにくいとして、臨時福祉給付金の給付を決定している。

・26年中各種所得総額の対前年増減比(26、27年度ともに豊島区で課税されている人を抽出)





## 2. マイナンバー導入-1. 当初課税事務量の軽減

当初課税事務時、提出された賦課資料と住民登録データの結びつけ事務が大量にある。

**審査後リストの見方**

A. パンチデータ・電子データの内容  
B. 処理種  
C. 抽出された候補者のデータ

① 最新住所が出力される  
住所の番号、転居先住所が  
出力される

② 国籍:日本人  
○:外国人

③ 登録開始年月日  
・出生年月日  
・転入年月日  
・死亡年月日  
・離異年月日

④ 転居者抽出した条件

⑤ 転居者がいない

⑥ (住居外データ) 転居日に住所登記がないため作成されたデータ

⑦ (住居外データ) 住所が不明になってから経過したため、住所から抹消されたデータ

資料番号	住所	氏名	生年月日	性別	国籍	登録開始年月日	転居年月日	備考
001100001	025-16-4-512	大島 太郎	S.52.5.12	男	日本人	025-16-4-1201		
001100012	013-2-1-1101	山田 花子	S.45.8.20	女	日本人	013-2-1-1101		
001100018	122-3-6-303	佐藤 健一	S.57.5.14	男	日本人	122-3-6-303		
001100034	162-22-9	鈴木 一郎	S.58.1.21	男	日本人	162-22-9		
0011100499	302-2-2	田中 美穂	S.55.5.5	女	外国人	302-2-2		⑥
0011000509	303-3-3	山本 太郎	H.1.2.1	男	外国人	303-3-3		⑦
0011001613	163-13-7-707	佐藤 健一	S.51.9.4	男	日本人	163-13-7		
0011004453	402-12-14	山本 太郎	S.58.3.27	男	外国人	402-12-14		⑥

① 審査後リストの見方・処理例(1/2)

**【審査後リスト】**  
提出された賦課資料と  
住民登録データを照らし合わせ  
照合先が正しければ照合する。

一回当たり2000~5000件ほど調査する  
時期をずらして5回ほどあるため  
毎年10,000~20,000件の調査が発生。

28年度は総合計15,800件程度の調査。

### 別人チェックリスト(1.5次審査)の見方・処理例

A. パンチデータ・電子データの内容  
B. マッチングしたデータの内容  
C. 処理経過の記録欄

イメージ番号	カナ氏名 (漢字)	生年月日 (西暦)	住所 (漢字)	住民コード	カナ氏名	生年月日	住所	外国人 人	優先 設定	メモ	処理種
0011000012	大島 太郎	S.52.5.12	025-16-4-512	11261358	大島 太郎	S.52.5.12	025-16-4-1201				課税特注意
0011000123	山田 花子	S.45.8.20	013-2-1-1101	11261358	山田 花子	S.45.8.20	013-2-1-1101				課税特注意
0011000188	佐藤 健一	S.57.5.14	122-3-6-303	14980541	佐藤 健一	S.57.5.14	122-3-6-303				○
0011000384	鈴木 一郎	S.58.1.21	162-22-9	36845042	鈴木 一郎	S.58.1.21	162-22-9		○		○
0011100499	田中 美穂	S.55.5.5	302-2-2	15520589	田中 美穂	S.55.5.5	302-2-2		○	選名	本人優先に特注
0011000509	山本 太郎	H.1.2.1	303-3-3	14413227	山本 太郎	H.1.2.1	303-3-3		○	本人	本人優先に特注
0011001613	佐藤 健一	S.51.9.4	163-13-7-707	687706	佐藤 健一	S.51.9.4	163-13-7				○
0011004453	山本 太郎	S.58.3.27	402-12-14	1724941	山本 太郎	S.58.3.27	402-12-14			同一人	連続して住所変更データのため、 *1234567に特注

① 外国人の場合に「○」を出力。  
選名がある場合、優先設定欄に「本人・選名」の優先区分を出力。  
選名がない場合、優先設定欄は空欄。

② 課税特注意  
課税特注意のメモのうち、本文に「別人」の文言がある場合に出力。  
・同一人  
・日本人で同一人のメモがある場合に出力。

⑤ 別人チェックリスト(1.5次審査)の見方・処理例(1/1)

**【別人チェックリスト】**  
審査後リストと同じように  
賦課資料と住民登録データを  
照らし合わせ、照合先が正しければOKと  
する。

審査後リストと違うところは  
すでにデータの結びつけはされており、正  
しければそのままとし、  
違っていれば結びつけの解除が  
必要となる。  
比較的外国人が多く出力される。

こちらにも年に5回に分けて調査がある。  
28年度は総合計3,200件ほどの調査。

## 【現状の問題点・・・】

- ・ 結びつけが正しくできなかったデータをリストとして出力し、職員が1件1件資料を確認し、データの結びつけを行っている。
- ・ 外国人の住民登録と賦課資料の読みが一致するか判断できない場合は翻訳サイト等で確認している。
- ・ 特別徴収で提出された賦課資料は住登外課税を行っているため、住民登録が確認できない場合は職員がデータを作っている。名前等で性別が確認できなかったり、不明点があれば会社にもその都度問い合わせをしている。
- ・ この時点で住民登録が確認できない普通徴収は住なしとして、後で調査することとなっている。

## 【マイナンバーが活用できれば】

- ・ **データ照合確認リスト量の軽減**
- ・ **住基での確認・会社等への問い合わせが不要となる為事務作業時間の軽減**
- ・ **別人へのデータ照合ミスが少なくなる**

### ただし課題も・・・

マイナンバーによって照合された住民登録データと賦課資料に相違があった場合、マイナンバー以外にどこを確認して本人であるとするか。

現状は名前・住所・生年月日の一致を確認している。疑わしい場合には無理やり住民への結びつけを行っていない。

賦課資料に誤った番号が記載された場合、別人に資料が照合してしまう可能性も・・・

## 2. マイナンバー導入-2. 賦課資料の住民登録地調査事務の軽減

本人や会社から提出された賦課資料に記載されてる住所で住民登録が確認できない資料は調査を行っている。

List,住なし(給報) 2018年6月24日

イメージ連番	氏名	住所	生年月日	給与支払額
W50,125				
W31,812				
W109,289				
W217,188				
W185,740				
W22,819				
W54,000				
W30,000				
W91,000				
W125,500				
W12,450				
W2,264,507				
W768,500				
W105,400				
W683,000				
W17,375				
W3,078,012				
W51,900				
W757,894				
W95,012				
W370,650				
W373,412				
W246,750				
W195,442				
W1,674,300				

### 【住なしリスト】

- ・給与支払報告書、確定申告書の住所情報を確認する。近隣住所に住民登録がないか、過去に回送先に回送していないかを確認し、確認が取れない場合は、会社または本人へ照会文書を送付する。
- ・期限を設けて照会をかけるが、返答がないことが多々ある。そのまま判明せず、調査終了となるケースが多い。
- ・調査対象となるものが多く、照会文書を含めた郵送資料を作成するのに時間がかかる。

確定申告書・給与支払報告書別にリストがあり、合わせて5,000件以上の調査が必要。  
100万円を超える資料(データ)を優先的に調査している。

## 参考：課税資料(給報等)の入力作業

### 【現状】

氏名・生年月日・住所を基に税務システムで検索し、対象者を見つけている。

個人住民税 個人照会 対象者検索

検索(O) クリア(K) 前該当一覧表示(Z) 戻る(C)

---

氏名(S)   前方一致

生年月日  性別

---

住所

---

事業所指定番号  -

通知書番号  調定年度

資料番号  徴収区分

イメージ連番

---

課税年度  年度 最大取得件数

前処理者履歴

## 【現状の問題点・・・】

外国人(特に中国人)は探しづらい。  
氏名表記が統一されていないことが多いため、対象者を探すのに時間がかかる。

例1) 氏名が給与支払報告書では漢字表記、システム上ではローマ字表記。

例2) 通称名を使用している者。

検索時間(日本人): 1件あたり平均10秒  
(外国人): 1件あたり平均3分

**マイナンバーにより  
個人の特特定が確実・容易になる**

〇 給与支払報告書(個人別明細書)

姓												種別	労働番号	セ
氏名												【氏名漢字】		
氏名												【氏名ローマ字】		
出生年月日												性別		
社会保険料等の金額												給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
社会保険料等の金額												生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額

- ① マイナンバーが課税資料に記載されていれば、個人の特特定が確実・容易になり、作業時間の軽減に繋がる。
- ② 誤って別人(同姓同名など)に課税することが防げる。

# 【マイナンバーが活用できれば】

- ・調査リスト量の軽減
- ・照会文書作成などの手間が省け、事務作業時間の短縮
- ・照会分を送付し、返信があるまでの時間がなくなるため、早い時期に正しい住民登録地へ賦課資料を回送できる。

## ただし課題も・・・

マイナンバーの記載がないもの、誤った記載がされているものがあれば現在と同じように調査が必要となる。  
量は軽減されるが、リストが0になるのは難しい

## 2. マイナンバー導入-3. 扶養調査作業

【現状】 被扶養者の所得照会を書面で行なっている。

様

豊島区長  
高野 之夫 

平成28年度特別区民税・都民税における扶養控除の適用について(照会)

平成28年度特別区民税・都民税において、本区の納税義務者が、貴市区町村に住所を有すると思われる方を被扶養者としています。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、下記被扶養者の平成28年度の所得・扶養状況等を調査の上、平成28年9月27日までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

記

当区の納税義務者

氏名		生年月日	
1/1住所		整理番号	

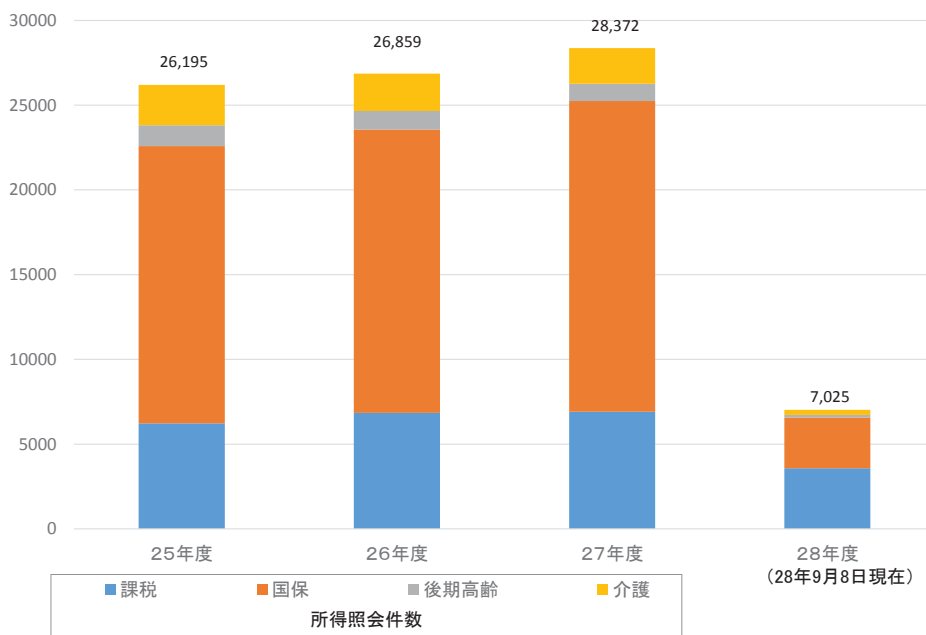
被扶養者の所得状況 (未申告の場合はその旨を備考欄にご記入ください)

氏名		生年月日	
住所		続柄	
所得の種類	収入額	所得額	
給与	円	円	
公的年金			
所得			
合計所得金額 (分離課税特別控除時)			
住民登録(1/1)	有・無・該当者不明 (転入・転出の場合 年 月 日より・へ)		
備考			

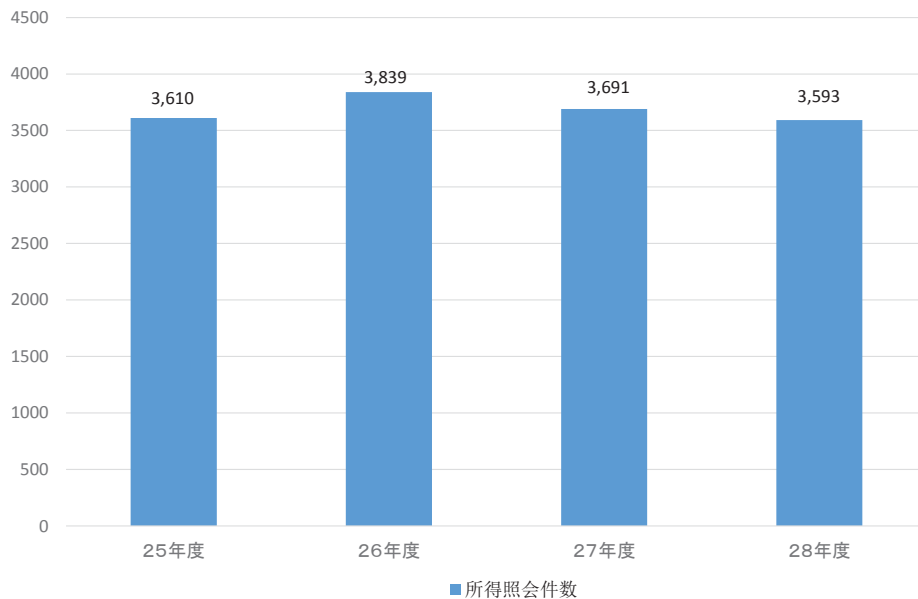
## 【現状の問題点・・・】

- ① 所得照会の件数が多く、一括発送後は各自で照会文書を発送するなど事務負担が大きい。  
参考：扶養調査照会件数13,068件（H28）  
内）所得照会件数3,593件（H28）
- ② 回答側も対象者を検索し、書面に状況を記入・返送するなど、時間や手間がかかっている。
- ③ 所得照会を出してから回答がくるまでに時間がかかる。

## 他自治体から豊島区税務課への所得照会件数 ～ マイナンバー導入により事務軽減が見込まれるもの1～



## 豊島区税務課から他自治体への所得照会件数 ～マイナンバー導入により事務軽減が見込まれるもの2～



## 【マイナンバーが活用できれば】

### 情報提供ネットワークシステムの使用により事務負担軽減

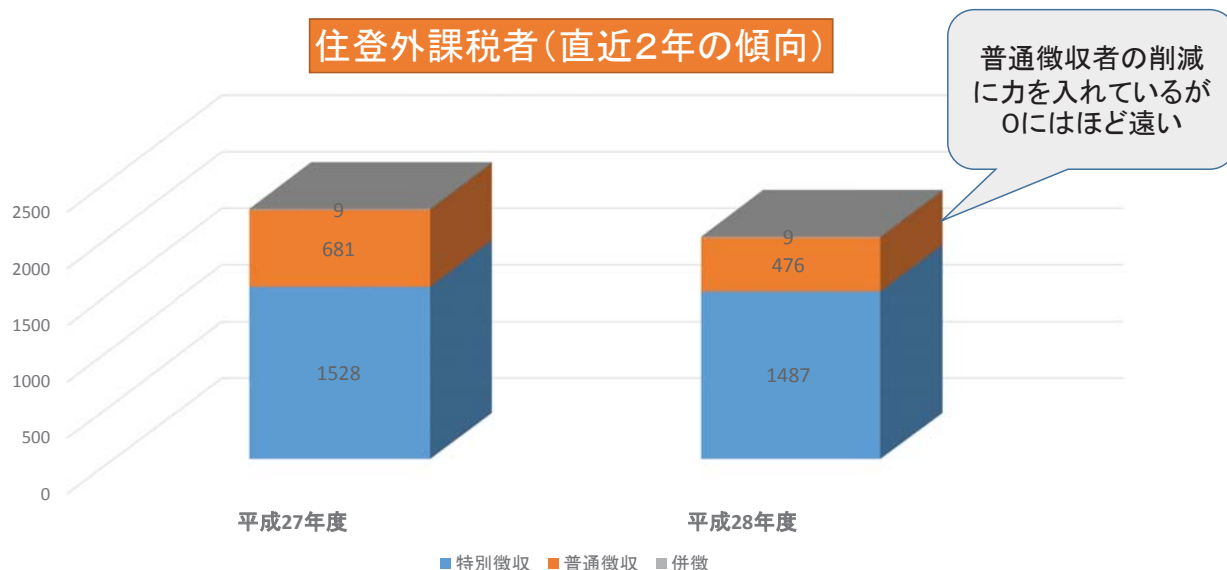
システムの使用により、所得情報等の提供・取得を行なうことができるため、従来の書面による照会を行なう必要がなくなる。

- ① 照会・回答にかかる事務負担が軽減される。
- ② 即時、情報を取得することができるため、タイムラグが発生しない。

ただし課題も・・・

住民登録外課税者の所得情報の照会・回答

### 3. 住登外課税者（豊島区の状況）



### 3. 住登外課税者（マイナンバーへの対応）

#### 1. 普通徴収者対策

- ・マイナンバー導入を機に住登地課税を基本とする
- ・国税連携の際にマイナンバーと住登地とを突合させる仕組みがあるといい

#### 2. 特別徴収者対策

- ・勤務先の理解を得つつ、住登地課税に移行
- ・住登外課税者が残る以上、課税自治体が分かる仕組みが必要





